# 平成28年第1回せたな町議会定例会 第1号

## 平成28年3月2日(水曜日)

- ○議事日程(第1号)
  - 1 会議録署名議員の指名について
  - 2 会期の決定について
  - 3 諸般の報告
  - 4 行政報告
  - 5 議案第1号から議案第11号、議案第38号から議案第47号を一括上程

〔平成28年度町政執行方針〕

[平成28年度教育行政執行方針]

[平成28年度各会計予算案等に関する提案説明]

[予算審查特別委員会設置·正副委員長互選]

- 6 議案第24号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第25号 せたな町職員の給与とに関する条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第12号 平成27年度せたな町一般会計補正予算(第12号)
- 9 議案第13号 平成27年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 10 議案第14号 平成27年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 11 議案第15号 平成27年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 12 議案第16号 平成27年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)
- 13 議案第17号 平成27年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 14 議案第18号 平成27年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算(第2号)
- 15 議案第19号 平成27年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 16 議案第20号 平成27年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 17 議案第21号 平成27年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 18 議案第22号 平成27年度せたな町病院事業会計補正予算(第4号)
- 19 議案第23号 せたな町行政組織等の一部を改正する条例について
- 20 議案第26号 せたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 21 議案第27号 せたな町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正 する条例について
- 22 議案第28号 せたな町行政手続条例等の一部を改正する条例について
- 23 議案第29号 せたな町手続条例の一部を改正する条例について
- 24 議案第30号 せたな町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条 例の一部を改正する条例について
- 25 議案第31号 せたな町介護サービス事業条例等の一部を改正する条例について
- 26 議案第32号 せたな町生活館条例の一部を改正する条例について

- 27 議案第33号 せたな町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 28 議案第34号 せたな町営農用水道等給水条例の一部を改正する条例について
- 29 議案第35号 建物及び土地の無償貸付について
- 30 議案第36号 檜山管内行政不服審査委員会の共同設置について
- 31 議案第36号 檜山広域行政組合の共同処理する事務の変更及び檜山広域行政組合規約の一部を変更する規約の協議について
- 32 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 33 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 34 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

# ○出席議員(12名)

	1番	細	Ш	伸	男	君		2番	神	田	和	浩	君
	3番	江	上	恭	司	君		4番	本	多		浩	君
	5番	石	原	広	務	君		6番	桝	田	道	廣	君
	7番	大	湯	圓	郷	君		8番	真	柄	克	紀	君
	9番	平	澤		等	君	1	0番	大	野	<del></del>	男	君
]	1番	熊	野	主	税	君	1	2番	菅	原	義	幸	君

#### ○欠席議員(0名)

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

農業委員会会長 原 田 喜 博選挙管理委員会委員長 大 坪 観 誠	町	長	高	橋	貞	光	君
選挙管理委員会委員長 大 坪 観 誠	教育委員会委	員 長	田	井	重	久	君
	農業委員会会	会 長	原	田	喜	博	君
代表監查委員 残 間 正	選挙管理委員会委	員長	大	坪	観	誠	君
	代表監査	員	残	間		正	君

- 1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。
  - (1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副	町				長	髙	野	利	廣	君
総	務		課		長	西	村	平	悟	君
財	政		誹	Į	長	佐 々	木	正	則	君
税	務		誹	Į	長	横	JII		忍	君
町	民	児	童	課	長	古	崎	照	人	君
保	健	福	祉	課	長	丹	羽		優	君
産	業	振	興	課	長	鎌	田	勝	幸	君

74. 30. 4. 24. 39.	Ħ	E			`#-	- □-
建設水道課	長	原		ᅲĹ	進	君
出納室	長	関	J. I.	功	悦	君
国保病院事務局		小	林	安	晴	君
総務課まちづくり推進室		黒	澤	智	彦	君
産業振興課参	事	松	村		悟	君
総務課長補	佐	髙	橋		純	君
財政課長補	佐	神	田		昌	君
町民児童課長補	佐	佐々	木	真 由	美	君
町民児童課長補	佐	坂	谷	洋	$\stackrel{=}{\rightharpoonup}$	君
保健福祉課長補	佐	西	田	良	子	君
保健福祉課長補	佐	元	島	敬	$\vec{\underline{}}$	君
産業振興課長補	佐	佐	藤	英	美	君
建設水道課長補	佐	松	本	健	裕	君
建設水道課長補	佐	亚.	田	大	輔	君
税務課主	幹	佐々	木	正	人	君
町民児童課主	幹	濱	登	幸	恵	君
地域包括支援センター所	長	長	内		京	君
産業建設課主	幹	三	浦	到[	大	君
産業振興課主	幹	河	原	泰	平	君
産業振興課主	幹	阪	井	世	紀	君
農業センター副所	長	沼	П	英	樹	君
建設水道課主	幹	久 津	間		智	君
建設水道課主	幹	上	田		男	君
国保病院事務局次	長	中	Ш		譲	君
国保病院事務局主	幹	伊	勢	千 佳		君
財 政 係	長	吉	田	有	哉	君
障害福祉係		松	原	孝	樹	君
介護保険係		竹	内	亜 希		君
《大成総合支所》		1,4	, ,	<u> </u>	•	7,1
総合支所	長	堂	端	重	雄	君
産業建設課	長	左	野	英	也	君
地域町民課長補		萩	原	勝	幸	君
産業建設課長補		杉	村	13/3	彰	君君
大成水産種苗育成センター場		沖	崎	孝	純純	君君
八八八八年1年日月八日マグーカ	m IX	1,1,	뉴티	子	小七	\pi

古

浜

栄

守

高

田

国保病院大成診療所事務長

地域町民課主幹

大成水産種苗育成センター主幹

- 3 -

幸

正

武

君

君

君

治

明

志

# 《瀬棚総合支所》

総合支所長 三喜郎 篠 塚 君 産業建設課長 福  $\pm$ 裕 継 君 養護老人ホーム三杉荘所長 上 野 宏 行 君 地域町民課長補佐 濱 喜 秋 君 義 地域町民課長補佐 八 忠 君 木 国保病院瀬棚診療所事務長 古 畑 英 規 君 養護老人ホーム三杉荘次長 <u> 177.</u> 賀 英 治 君 福 祉 係 長 本 亨 君 Щ 建設水道係長 小 池 秀 樹 君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長 円 成 田 裕 君 教育委員会事務局長 髙 君 田 威 教育委員会事務局次長 上 野 広 君 朋 給食センター副所長 早 Ш 克 紀 君 北檜山幼稚園長 鎌 田 郁 美 君 瀬棚教育事務所長 三 孝 史 浦 君 大成教育事務所長 杉 村 輝 明 君 教育委員会事務局主幹 増 君  $\blacksquare$ 和 彦 教育委員会事務局主幹 黒 濹 美 知 子 君 総 務 係 長 智 博 君 近 藤 社会教育係長 奥. 村 大 樹 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員 事務局長小板橋司君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

 書
 記
 長
 西
 村
 晋
 居
 君

 書
 記
 次
 長
 髙
 橋
 純
 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 横 川 洋 二 君 事 務 局 次 長 丹 羽 小百合 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長横川洋二君

 事務局次長 丹羽 小百合 君

 事務局書記 松 林 功 君

◎開会宣告

○議長(菅原義幸君) 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達していますので、平成28年第1回せたな町議会定例会は 成立いたしました。 よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長(菅原義幸君) 直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(菅原義幸君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において7番、大湯圓郷議員、8番、真柄克紀議員を本 日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長(菅原義幸君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から3月11日までの10日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から3月11日までの10日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(菅原義幸君) 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長(菅原義幸君) 日程第4、行政報告を行います。 町長、教育長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。 町長。

○町長(高橋貞光君) それでは行政報告申し上げます。

まず国保病院及び診療所の医師体制についてでございます。国保病院及び診療所の本年4月からの医師体制でありますが、現在、国保病院については森院長を中心に馬出内科医長、黒川嘱託医師、星野医師の4名体制でありますが、星野医師につきましては委託契約満了により本年3月31日をもって退職となります。4月からは新たに常勤内科医師として佐々木隆志先生と岡本悠先生が着任

されることになりました。佐々木先生は、日本内科学会認定医で消化器科専門医であり、平成21年1月から平成25年9月まで国保病院で勤務されておりましたので再度の勤務となります。岡本先生は、平成26年に福岡県私立産業医科大学医学部卒業後、あかびら市立病院で初期研修を受けられ、この度着任されることになります。4月からは、常勤医師4名と嘱託医師1名で診察に当たることとなります。応援医師については、毎週、循環器科専門医の宮田先生、札幌ハートセンターから八戸先生、総合診療医の井内先生、一般、消化器科の小林先生に引き続き勤務していただけることになっております。また応援病院として札幌山の上病院、新たに神経内科専門医の札幌西円山病院、週末には、北海道大学、北海道地域医療振興財団の応援をお願いし診察に当たることになっています。

瀬棚診療所、大成診療所については、村中先生、小六先生に引き続きご勤務いただけることになっております。

次の工事発注状況と町長、副町長の動向につきましては、別紙のとおりでございます。ご参照していただければと思います。

以上でございます。

- ○議長(菅原義幸君) 続いて教育長。
- ○教育長(成田円裕君) 教育委員会の所管に係る行政報告をいたします。内容につきましては、 馬場川小学校の統合についてであります。

平成28年2月8日付で、馬場川小学校PTA会長及び西大里1区、西大里3区、東大里1区と3区の各町内会長の連名で、学校統合に向けた要望書の提出がございました。内容でありますが、PTAや町内会で協議を重ねた結果、地元の児童がいない中での存続は難しいとの判断から、平成29年度末をもって閉校し、平成30年4月より、瀬棚小学校へ統合したいというものでありました。このことについて、平成28年2月22日開催の第3回教育委員会において協議した結果、PTAや地域が十分に話し合いを行ったうえでの要望であることから、馬場川小学校については平成30年3月31日をもって閉校し、平成30年4月1日より瀬棚小学校へ統合することに決定いたしましたのでご報告いたします。

- ○議長(菅原義幸君) これで行政報告を終わります。
- ◎日程第5 議案第1号ないし議案第11号及び議案第38号ないし議案第47号 ○議長(菅原義幸君) 日程第5、議案第1号 平成28年度せたな町一般会計予算から議案第11 号 平成28年度病院事業会計予算までの11件と議案第38号 せたな町過疎地域自立促進市町村計 画の策定についてから議案第47号 指定管理者の指定についてまでの10件、合せて21件を一括議 題といたします

最初に、町長の町政執行方針について説明を求めます。

町長。

○町長(高橋貞光君) それでは平成28年第1回定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信と 基本的な施策の概要を申し上げ、町民の皆様をはじめ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じま す。 町民の皆様の負託を受け、私が町長として町政の舵取りを担わせていただいてから10年半が経ちました。昨年は、せたな町が誕生して10周年の節目を皆さんとともに祝うことが出来ました。 この10年を振り返ると誠に感慨深いものあり、改めて皆様に心から感謝を申し上げます。

私はこれまで、常に町民が安心して、健康で豊かに暮らすことができるまちづくりを念頭に、誠心誠意取り組んでまいりました。この間、財政の健全化を目指し、医療体制の再編や公共施設の統廃合、職員等給与の独自削減など、行財政改革に強い決意をもって実行してまいりました。その結果、財政の健全化にも一定の見通しがつき、福祉や介護、子育て支援対策、基幹産業である農林水産業をはじめとする各種産業の振興など、多様な施策を推進することが出来ました。このことはひとえに町民の皆様をはじめ、議員皆様の温かいご理解とご協力の賜物であります。

さて、我が国は一億総活躍社会の実現に向けた地方創生を加速化する中、せたな町では2040年の目標人口を5,270人、国の推計と比較して655人以上の人口減少を抑制することを目指した人口ビジョンを掲げ、少子化と人口減少を克服し、若い世代を中心に、将来にわたって町民が安心して働き、希望通り結婚、出産、子育てをすることができる地域社会を構築するために、せたな町総合戦略を年度内に策定いたします。

せたな町の資源であり、魅力である素晴らしい大自然と、そこで育まれた恵み豊かな山海の幸という大都会にはない強み、かけがえのない町の財産を磨き、高めて、内外に発信するとともに、次の世代に引き継いでいくことが、せたな町創生のキーポイントになると考えています。特に、せたな町にある日本一をキーワードとして、日本一子育てしやすいまちを掲げて、三大都市圏などへ積極的にアピールするとともに、ここに住んで良かったと思えるまちづくりのため、基幹産業である農林水産業の振興による雇用の安定確保、移住定住、子育て支援の充実を掲げて戦略的に事業展開してまいります。

また平成28年度から普通交付税の合併算定替が段階的に縮減され、平成33年度からは一本算定となることに加え、昨年実施された国勢調査人口の結果などから、普通交付税は減額となります。こうしたことから、第2次行政改革大綱を踏まえ引き続き行政組織の見直しを進め、更なる行政執行の効率化、柔軟かつ合理的な組織体制の構築に向け職員と一丸となり、より一層の行財政改革に取り組んでまいります。平成28年度せたな町予算については、国の予算編成方針や地方財政計画の考え方を踏まえ、予算編成に当たったところであります。

はじめに、一般会計予算について申し上げます。予算額は82億6, 630万2千円となり、前年度比8億1, 429万3千円、9. 0%の減となっております。

歳出の主なものは、継続事業では大成総合支所及び瀬棚総合支所長寿命化改修事業、魅力ある店舗づくり事業、小、中学校のICT機器導入事業など。新規事業では第2次総合計画策定準備業務、防犯灯LED化改修工事、認定こども園新築工事実施設計業務などの予算を計上しております。

一方、歳入は地方交付税が6割を占め、普通交付税は前年度比9.3%減の45億9,987万 5千円、特別交付税は前年度と同額の5億5千万円をそれぞれ計上しております。

地方債は、適債事業11件のほか、財源不足を解消するための臨時財政対策債の借入れを見込み、前年度比36.1%減の8億3,360万円を計上しております。

次に特別会計予算では、9特別会計の予算総額は39億4,238万円となり、前年度比6億3,

316万3千円、13.8%の減となっております。

病院事業会計では、収益的支出が12億5,697万9千円、資本的支出は5,773万4千円を計上しております。

以下、主な施策について申し上げます。第1に健やかに暮らせる福祉のまちの推進に努めます。 はじめに、保健、福祉、介護施策について申し上げます。

人口減少と少子高齢化が進み、住民のライフスタイルが変化する中、誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、保健、医療、福祉、介護の各分野が連携を図り、更なる充実に努めてまいります。保健施策については、子どもを安心して生み育てることができるよう訪問指導、健診、健康相談などを通じ、母子保健事業の推進に努めてまいります。各種がん検診及び特定健康診査については、胃がんの要因となるピロリ菌の検査を新たに導入し、きめ細かな受診勧奨を行い、疾病の早期発見、早期治療に努めるとともに、健康相談や健康教育など個々の生活習慣に合った保健指導と、健康に関する正しい知識の普及を実践し、町民の健康づくりの推進に努めてまいります。

地域福祉、高齢者施策については、高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画を基本に、総合的な保健福祉、介護予防事業の展開を図り、高齢者の自立の促進、住み慣れた家や地域で安心して生活できる環境づくり、権利擁護など相談、支援体制、これらの充実に努めてまいります。なお、社会福祉協議会については、地域おこし協力隊を派遣することとし、組織体制の強化を支援してまいります。

障がい福祉施策については、障がい者計画・第4期障がい福祉計画に基づく事業を展開するために、保健、医療、福祉などの関係機関と連携し、地域での必要な給付や障がい福祉サービスを提供するとともに、障害者総合支援法に基づいたサービスや地域生活支援事業に係るサービスの充実に努めてまいります。また、障がい者雇用への理解を深めるため、障がい者を雇用する町内事業者に対して引き続き支援し、障がい者の就労と社会的自立の促進に努めてまいります。

子育て支援対策については、子ども、子育て家庭を社会全体で支援することを目的とする、国の子ども・子育て支援新制度が昨年4月から始まったことを受け、せたな町子ども・子育て支援事業計画に基づいて事業の展開を図ってまいります。本年度はこの計画に沿って、平成30年度開設予定の認定こども園に係る実施設計を進めるとともに、乳幼児保育や放課後児童の支援を必要とする保護者が安心して子育てができるよう、保育所、子育て支援センター、学童保育所の運営と併せ、保育所での一時保育や延長保育についても継続して実施してまいります。また子どもの医療費助成の範囲を4月から高校生の通院費まで拡大し、子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。

国民健康保険事業については、依然、厳しい財政運営が続いておりますが、国の医療保険制度改革により平成30年度から運営主体が都道府県に移行となり、道と市町村が共同で国保を運営し、保険者機能の強化を図っていく仕組みに変わります。このような改革の方向性を踏まえ、国保事業の健全な運営に努めてまいります。また、特定健康診査と特定保健指導の実施により生活習慣病の予防対策を講じるとともに、健診受診率の向上を図り、被保険者の健康増進に努めてまいります。後期高齢者医療制度については、北海道後期高齢者医療広域連合と連携しながら、被保険者が安心して医療給付を受けられるよう円滑な業務の遂行に努めてまいります。

次に病院事業について申し上げます。国保病院については、診療所との連携のもと救急告示病院として救急医療、初期医療、慢性期疾患などの対応に努めてまいります。そのためには、地域医療を支える医師の確保が最重要課題であることから、老朽化した医師住宅の新築など住環境の充実を図り、引き続き医師確保に取り組んでまいります。医科においては、院長を中心に常勤医師2名に加え、4月から新たに内科常勤医師2名を採用し4名体制となります。また、応援医師による外来、入院診療の充実や24時間の救急医療体制の確立、週2回の整形外科夜間診療と週1回の内科夜間診療を引き続き行い、病院経営の更なる充実を図ってまいります。

医療機器等の整備については、新たに超音波画像診断装置の導入と患者送迎用車両を購入し、利 便性を高めてまいります。

大成診療所については救急玄関にカーポートを設置し、瀬棚診療所については電話交換機の更新 を行います。

公的医療体制を今後も維持、継続するために、経営の黒字化や診療所を含めた医療の改善を図るため、新公立病院改革プランを策定し病院経営の充実に努めてまいります。救命救急については、運航2年目となる道南ドクターへリを有効に活用し、3次医療圏への重篤患者の迅速な搬送と救命率の向上に努めてまいります。

第2は活力に満ちた産業のまちの推進に努めます。本町の産業を取り巻く情勢は、依然、厳しい 状況にあると感じております。このような状況下で、これまで町と町議会、各産業団体とが一丸と なって反対してきたTPP交渉において国は昨年10月に大筋合意をし、その後、国内対策として 総合的なTPP関連政策大綱を示し、様々な関連予算を措置してきました。一次産業を基幹とする 本町にとっては、今後の進展次第では農業を中心に大きく影響を受けることから、産業団体の意見 を聞き、農林漁業者が安心して経営に取り組むことが出来るようしっかりと対応してまいります。 また一次産業の持続的な発展を図るため、産業団体との協働による施策の展開と併せ、産業後継者 等への支援を引き続き行い、将来のせたな町の産業を支える担い手の確保に努めてまいります。

はじめに、農業施策について申し上げます。農業振興については、農業者や関係機関、団体の総意として策定した、せたな町農業振興ビジョンを基本に、喫緊の課題である担い手確保対策として、新規就農に結びつく研修生の受入体制や住宅等の整備に支援するほか、4年目を迎える農業塾の更なる充実を図り、農業青年の育成に努めてまいります。農業センターについては、農協や各生産部会からの要望を踏まえ、各種作物の栽培試験やブロッコリーの種苗提供などを引き続き実施するとともに、農業後継者を対象とする農業技術研修制度を開始し、指導機関と連携して担い手の育成に努めてまいります。畜産については、肉牛や乳用牛の素牛価格は過去にないほど堅調に推移しているものの、依然、飼料価格は高止まり傾向にあり、畜産農家にとっては省力化や飼養コストの低減が大きな課題となっています。このような状況から町営牧場の利用促進を図るため、小川地区の牧場倉庫等の改築などを行い、草地及び乳牛等の適正な管理に努めてまいります。また、第3期目となる優良家畜導入事業に対しても継続して支援を行い、生産性の向上と農家負担の軽減を図ってまいります。

次に、農業、農村整備事業について申し上げます。生産基盤の整備については、道営愛知地区基 盤整備事業のほか、町が事業主体である農業基盤整備促進事業により農地の暗渠排水や区画拡大を 引き続き実施し、生産性の向上と作業の効率化に努めてまいります。また、がんび岱地区農道整備事業では防雪柵の設置を継続して実施いたします。農業水利施設管理については、大富地区排水機場のオーバーホールに向けた長寿命化計画策定のための調査のほか、豊岡幹線排水路の機能回復事業も引き続き実施し、農業排水の効率向上と防災対策に努めてまいります。

次に、林業について申し上げます。森林の整備・保全については、せたな町森林整備計画を基調に取り組んでまいります。一般民有林については、国の未来につなぐ森づくり推進事業や森林整備地域活動支援交付金を活用し、除間伐、下刈、作業路などの造林事業に補助することにより、森林所有者の負担軽減と資源の循環利用を推進してまいります。町有林については、これまでに開設した専用林道を活用して二俣地区及び共和地区において町有林循環造成工事を実施し、適切な保全管理と循環型の森林整備に努めます。また瀬棚区に設置してある落石防護柵が老朽化したため改修工事及び調査設計を実施し、地域住民の安全確保を図ります。

有害鳥獣による農林水産物等や人的被害は増加傾向にあることから、ハンターの確保と担い手の 育成のため、従来の狩猟免許取得に対する助成の拡充や捕獲奨励金の増額を図るほか、関係機関と 連携した効果的な対策を講じてまいります。

次に漁業施策について申し上げます。前浜資源の確保を図るため、檜山漁業振興基金を活用したウニ種苗購入事業や深浅移植事業のほか、檜山管内広域連携事業として取り組むニシン稚魚放流やサクラマスから秋サケ種苗生産施設への転換についても支援してまいります。また北海道が日本海漁業振興対策として策定した日本海漁業振興基本方針を基に、漁業者が取り組む増養殖事業に対しても北海道と連携し、持続可能な漁業振興を図ってまいります。水産種苗育成センターについては、アワビ種苗生産体制を見直し、漁業者からの要望が高いナマコ種苗生産体制の強化を図ります。また漁業者自らが行なう藻場の保全活動などに支援するほか、漁業資源を守るための密漁対策についても町密漁防止対策協議会が中心となり、取締機関と連携して対策を講じてまいります。漁港、港湾については、関係機関、団体との連携を図りながら瀬棚港修築事業や今年度完成予定の上浦漁港整備をはじめ、瀬棚区にある水産物保管作業所の外壁改修のほか、各施設の整備と維持管理に努めてまいります。貴重な漁業資源である日本海沿岸のサクラマス増殖を図るためには河川環境の整備が極めて重要であることから、既設砂防ダム等の堤体の切り下げを関係機関に粘り強く要望してまいります。

次に商工観光について申し上げます。商工業者の経営体質改善を図るため、商工会への運営補助や中小企業経営安定資金融資事業を継続して実施し、経営の自立安定を支援してまいります。また商店街の活性化を図るため店舗の改修や設備投資等に助成をする魅力ある店舗づくり事業を引き続き実施してまいります。

観光振興については、観光協会が主体となって取り組むことが重要であります。このため観光協会からの要請を受け4月から当面、役場庁舎内に観光協会事務局を置き、事務局長には専任で地域おこし協力隊を配置し、組織体制の強化を図ってまいります。観光とまちづくりは密接に関わりがあることから連携を強め、北海道新幹線開業や町の観光資源を活用した体験、滞在型観光の推進や情報発信に努めてまいります。また昨年から始めた北渡島檜山4町連携による食と観光の取り組みや、従来のイベントへの助成は継続して実施いたしますが、観光協会には町民が一体となった新た

なイベントの開催など積極的な取り組みにも期待するところであります。滞在型観光の拠点となる 温泉ホテルきたひやまと国民宿舎あわび山荘については、指定管理者制度によりサービス向上と経 費縮減を図り、適正な運営と施設の維持管理に努めてまいります。

再生可能エネルギーの推進については、西大里地区周辺での民間事業者による大規模な風力発電 事業計画が平成29年度中の運転開始を目途に進められております。今年から始まる本格工事に伴 い、建設業はもとより商店や宿泊業関係者などへの経済効果は大きいことから、まちとしても可能 な範囲で支援してまいります。

第3に自然と共生する安全なまちの推進に努めます。快適な日常生活を送るうえで欠かせない上 下水道事業について申し上げます。

水道事業については、大成区で平成21年度から実施していた統合簡易水道事業が昨年完了しました。今後は、引き続き3区の各水道施設について適正な維持管理に努めてまいります。簡易水道事業特別会計を企業会計に将来移行することを見据え、水道施設の固定資産台帳作成経費を引き続き計上しております。今後も安全で良質な水の確保、安定した水の供給、健全経営を念頭に、これまで同様、努力を重ねてまいります。下水道事業については、引き続き北檜山市街地の排水対策として雨水排水管の新設工事を実施いたします。また汚水処理に係る維持管理費の削減を図るため平成27年度、せたなクリーンセンターと北檜山下水処理場の統合を図り4月から供用開始いたします。ミックス処理施設を併設している北檜山下水処理場においては長寿命化計画に基づき機械電気設備等の更新を28年度から着手いたします。今後においても、維持管理費の更なる削減を図り、水道会計及び下水道会計の健全経営に努めてまいります。

環境衛生については、地域の環境保全に努め、環境負荷を低減する循環型社会を目指し、ごみの減量化や不法投棄防止などの啓発活動を実施するとともに、資源ごみ回収の推進、小型家電リサイクルなど再資源化の取り組みにも一層の推進を図ってまいります。

また公共下水道や農業集落排水施設等が整備されていない地域における生活排水対策として、合併浄化槽の普及促進を図るため、設置費の補助を継続して実施してまいります。

次に消防、防災体制について申し上げます。まず消防については、消防新庁舎等の整備が完了し、4月から新たな組織体制がスタートします。瀬棚区では救急体制の激変を緩和するため、平成28、29年度は平日の日中、瀬棚分遣所に救急車を配備いたします。また災害等への迅速な対応により被害の拡大を防ぐことが出来るよう充実強化に努めてまいります。防災については、災害発生時の情報伝達に用いる防災行政無線が整備後20年以上を経過し、経年劣化が進んでいることから、基地局設備の電源装置と中継局設備及び屋外拡声子局設備の蓄電池の更新を行います。また災害発生時に電話や携帯電話が使用できない場合に備え、町民などが災害や被害の状況、安否情報などを確認できるよう、防災拠点施設や避難所に無料公衆無線LAN環境を整備いたします。大規模災害発生時には自助、共助の精神が重要となります。有事の際、自力では避難することが困難な方のためにも自助、共助の精神を踏まえ、せたな町地域活動等推進事業補助金の活用を奨励し、自主防災組織の設立を推進してまいります。

次に河川の整備について申し上げます。1級河川後志利別川の内水被害対策として本流の河道改修が実施されるほか、2級河川太櫓川などの改修工事についても継続して実施されますが、これら

の事業が早期完成となるよう今後も国や北海道に対して強く要請してまいります。また過去に内水被害をもたらした2級河川の真駒内川、鯎川、トンケ川の改修工事が引き続き実施の予定であり、ほかの河川の早急な対応についても関係機関に引き続き強く要請してまいります。

次に交通安全、防犯、消費者対策について申し上げます。交通安全の推進については、交通安全 運動に対する関係機関等の取り組みや町民の意識向上により、昨年末には交通事故死ゼロ700日 を達成したところであります。引き続き交通事故撲滅に向け、ドライバーへのスピードダウンの徹 底、薄暮時におけるライトの早目点灯など、安全運転意識の向上を一層図ってまいります。また町 交通安全協会や、せたな地区安全運転管理者協会など関係機関、団体と引き続き連携し、交通安全 期別運動時における街頭啓発の実施、交通安全家庭新聞の配付、子どもや高齢者を対象とした交通 安全教育などの取り組みを推進してまいります。

防犯運動の推進については、学校関係者や地域の方々と連携し、登下校時における見守り活動などを実施し、声掛け事案に対する安全確保に努めるとともに、管内でも高齢者を狙った悪質な訪問販売や特殊詐欺が発生していることから、被害を未然に防止するため関係機関と連携しながら広報啓発の強化に努めてまいります。

次に町有施設の解体については、せたな消防庁舎新築に伴う旧せたな消防庁舎、旧久遠小学校校舎、北島歌青年研修所を解体することとし、今後も年次計画により実施してまいります。

第4に多様な交流を生むにぎわいのある快適なまちの推進に努めます。快適な住環境の整備を図り定住を推し進めるほか、物流の促進、観光振興を推進するとともに、高次医療機関への救急車両による搬送などを考慮し、広域的な幹線道路とのネットワークの構築に努めてまいります。国道の整備については、渡島半島における交通網の整備は地域経済の発展はもとより、まちづくりの推進に不可欠であるため、地域高規格道路渡島半島横断道路及び国道229号の美谷防災などの整備促進について関係機関に引き続き強く要請してまいります。道道の整備については、北檜山大成線の狭隘箇所の改良や越波対策の事業推進、八雲北檜山線の線形改良については緊急時に二次医療圏の医療機関への搬送を迅速に行うためにも、早期完成を関係機関に引き続き強く要請してまいります。町道の整備については橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、瀬棚区の林栄橋の修繕に着手いたします。新規事業では都市計画区域内の街路において、道路照明の更新事業に着手いたします。また町道は町民に身近な道路であることから、引き続き舗装の修繕、除草、除雪など維持管理に努めてまいります。定住の基盤となる快適な住環境の整備については、町営住宅等長寿命化計画に基づき、川沿団地屋上防水改修事業に着手いたします。良好な住環境の形成のために、点在する老朽化した団地を統廃合するため、政策空家としていた平浜団地1棟4戸を解体いたします。

第5に豊かな人間性と文化を育むまちの推進に努めます。子どもたちは、本町の未来を担う大切な宝であり、限りない可能性と潜在能力を秘めております。この子どもたちが、いつも明るく心豊かでたくましく成長することができるよう、自然や歴史、地域の人材などの教育資源を生かし、学校と家庭、地域が一体となった教育を推進するため、教育委員会との連携のもと基礎学力の定着をはじめ、英語教育やICT教育、文化、スポーツ活動の推進など、子どもたちが夢と希望を叶えることができるよう積極的に支援してまいります。また潤いと活力あふれる豊かな人間性と文化を育むまちづくりを進めていくために、生涯学習の理念に沿って、町民が主体的に学べる環境づくりを

進めてまいります。

第6にみんなでつくるまちの推進に努めます。町民主体によるまちづくりを推進することを目的とした、せたな町地域活動等推進事業を継続して実施いたします。この事業は、町内会等が自主的に行うコミュニティ活動や自主防災組織の結成と活動に対し支援するものであり、積極的に活用され、町内会活動の活性化が図られるよう努めてまいります。町内会組織等との連携では、町内全地区において防犯灯のLED化を実施し運営経費の軽減を図るとともに、町負担により全町内会等に対し自治活動保険へ加入することで町内会活動のより一層の円滑化を支援するものです。

広域連携による特色あるまちづくりの取り組みとして、同じ2次医療圏にある北渡島檜山4町は産業や文化、観光などの繋がりが深いことから、協働連携による食と観光フェアの開催や誘客促進キャンペーン、文化・スポーツ交流などの取り組みを進めてまいります。また大都市から地方への新たな流れをつくり檜山地域の活性化を図るため、管内7町と東京都大田区が連携し、特産品販売や観光モニターツアーなどに取り組んでまいります。更に障がいのある人が不自由なく檜山管内を体験観光できる環境づくりを進めるため、官民一体で調査・点検を行いながら、障がい者用トイレや海水浴場バリアフリー化などに、檜山振興局と管内7町が連携し取り組んでまいります。

以上、平成28年度の町政執行に臨む私の所信を申し上げ、町民の皆様、議員各位に、せたな町 発展のため一層のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

- ○議長(菅原義幸君) 次に教育行政執行方針について説明を求めます。教育長。
- ○教育長(成田円裕君) 平成28年第1回定例会の開会にあたり教育行政執行方針を申し上げます。

人口減少の加速化、グローバル化の進展、情報通信技術の発展など、社会が急激に変化する中で、本町が持続的に発展していくためには、将来を担う心身ともに健やかな人材の育成が不可欠であり、子どもたちがふるさとに誇りを持ち、その未来を支えていく力を培うことができるよう教育行政を推進することが求められております。国においては、グローバル化に対応した教育環境整備などの新たな取り組みが進められております。そうした中、せたな町の教育がより一層の町民皆様の負託に応えるためには、せたな町教育推進計画、平成27年度~平成31年度を基本に、学校、家庭、地域とより一層連携、協力を図り、児童生徒の学力の定着をはじめ、社会で生きる力の育成や規律ある豊かな心の育成などの取り組みを進めるとともに、町民が生涯にわたって学び、ふれあいを拡充できる環境と文化、スポーツに親しむ環境の醸成に努めていくことが必要なところであります。そのためにも、町の教育行政の推進に鋭意努めてまいります。

それでは、主な方針について申し上げます。

はじめに学校教育についてであります。各小中学校においては、学習指導要領に示されております生きる力を育むことを理念とし、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた子どもの育成に取り組むとともに、心豊かに学び、せたな町の未来を拓く人を育むことを学校教育の重点目標に掲げ、その達成に向けて努めてまいります。

1点目は、地域と歩む信頼される学校経営についてであります。子どもたちを取り巻く環境が変化する中、複雑・多岐にわたる教育課題を解決していくためには、地域全体で子どもたちを見守り

育てていくことが必要であります。そのため、子どもたちの学びの中心となる学校、子育ての基盤となる家庭、人間性や社会性を身に付ける場となる地域が、互いに連携を図るとともに、学校評議員や学校評価等を積極的に活かした学校運営が推進されるよう支援してまいります。

2点目は、ふるさとを愛し、生きる力を育む教育課程についてであります。小中学校においては、 学習指導要領に基づき、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育課程を編成するとともに、 学力、体力向上に向けた取り組み、ICT教育、本町の豊かな自然、歴史、文化の学習や地域の資源、人材を活用した教育活動を推進してまいります。

3点目は、学習指導についてであります。確かな学力の育成については、児童生徒の発達段階に応じた指導やICTを活用するなど、基礎的、基本的な知識や技能の定着、思考力の育成、学ぶ意欲の向上、学習習慣の定着などを図ってまいります。学力向上については、全国学力、学習状況調査の結果を踏まえ、各学校においては学力向上プランを作成、活用するとともに、北海道教育委員会が実施するチャレンジテストへの参加、授業の工夫、改善の取り組みが途切れることのないよう、適切な支援を行ってまいります。また家庭と連携し学習時間の確保、学習習慣の定着を図るなど、学習習慣を育む取り組みを推進してまいります。各学校においては、授業や学習発表会などで実物投影機などのICT機器が活用され、児童生徒が授業に集中している様子がうかがわれるなど、授業などでの工夫、改善がなされております。今後も学校要望に沿ったICT教育の整備を計画的に進めてまいります。

外国語学習については、ALT、外国語指導助手の活用はもとより、一層の充実を図るため、町独自で配置しておりますJ-ALT、英語指導助手を活用し、児童、生徒の英語力の向上に努めてまいります。また総合的な学習の時間を活用し、自然環境や地域の特色を生かしたふるさと教育を推進してまいります。

4点目は、道徳教育についてであります。道徳教育推進教師を中心とした校内研修の充実、私たちの道徳の活用、参観日などでの道徳の公開授業、学校の全教育活動を通した道徳教育の取り組みや総合的な学習の時間、特別活動等における地域の人材や自然環境などの資源を活用した体験活動を通して、命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断など豊かな人間性と社会性を育んでまいります。

5点目は、生徒指導についてであります。生徒指導については、全教職員による生徒指導体制を確立し、管理職のリーダーシップのもとに組織的な対応を図るとともに、家庭訪問、北海道教育委員会が実施するスクールソーシャルワーカー活用事業やスクールカウンセラー派遣事業の活用など、保護者や関係機関と連携を密にした取り組みを進めてまいります。いじめや不登校などへの取り組みについては、定期的なアンケート調査、教育相談、家庭訪問などを実施し、実態把握に努めるとともに、小中学校、保護者や関係機関等と連携を図り、未然防止、早期発見、早期解決に向けて迅速な対応に努めてまいります。近年、増加傾向にある携帯電話やスマートフォンなどのネットトラブル等については、関係機関と連携を図り、危険性について子どもたちに指導するとともに、保護者への啓蒙、連携に努めてまいります。

6点目は健康、安全教育についてであります。児童生徒が心身ともに健やかで安全に成長してい くことができるよう家庭との連携を基に、テレビやゲームの視聴時間の見直し、早寝、早起き、朝 ごはんの励行など、規則正しい生活習慣、運動習慣を身につけさせる指導に取り組むとともに、道内の公立小、中学校の児童生徒が種目ごとの記録に挑戦する、どさん子元気アップチャレンジや小学校体育に関する指導力向上の取り組みの充実を図るため、北檜山小学校に平成27年度より体育専科教員を配置し、学級担任との連携による授業づくりなどに取り組み、児童生徒の体力向上に努めてまいります。

食育については、学校での給食指導、学校栄養教諭による食に関する指導や家庭への啓蒙、連携などを通して食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るとともに、地元食材を使用した 給食の提供と食への感謝の気持ちを醸成する指導の充実に努めてまいります。

安全教育については、不審者や交通事故などから児童生徒が主体的に安全な行動をとることができるよう、警察など関係機関と連携を図り、危険予測、危険回避能力などを身につけさせる安全指導の充実に努めてまいります。

7点目は、特別支援教育の充実についてであります。 特別支援教育については、保護者との共通理解を基盤に保育所、幼稚園や小学校、中学校、高等学校、せたな町教育支援委員会並びにせたな町特別支援教育連携協議会などの関係機関連携のもとに、教育支援計画や指導計画を作成し、適切な支援、指導に取り組んでまいります。また幼稚園、小中学校の普通学級において特別な支援を必要とする幼児、児童生徒に対しては、特別支援教育支援員を配置するなど、それぞれの発達段階に応じた指導に取り組んでまいります。

8点目は幼児教育についてであります。幼児教育の中核を担う幼稚園教育は、豊かな感情や意欲、態度を育むための重要な役割を担っております。教育に当たっては、園児1人ひとりの発達段階や特性を踏まえ、幼児期にふさわしい楽しい生活が送れるように自然とのふれあい、遊びを通しての指導を中心として、思いやりやいたわりの心など、生涯にわたる生きる力の基礎を培う教育活動の推進に努めてまいります。また幼稚園から小学校への学びの連続性を維持するため、小学校体験入学や交流学習を年間指導計画に位置付け、幼、小の連携を推進してまいります。

9点目は、教職員の資質向上についてであります。教職員1人ひとりの資質能力を高める指導を 充実させ、教育公務員としての誇りと生きがいを持つ教師を養成するため、北海道教育委員会等が 実施する研修講座への派遣を促すとともに、町教育研究会や各種研修会などへの積極的な参加を促 進してまいります。 また教職員が不祥事によって、地域社会からの尊敬、信頼を失うことのない よう教育公務員としての自覚を促し、体罰や交通違反等の不祥事防止、法令遵守による服務規律の 徹底を図ってまいります。

10点目は、教育環境の整備についてであります。平成28年度は改修工事として、久遠小学校特別教室天井補修工事を予定しております。また計画的に整備しておりますICT教育の環境整備については、久遠小学校と瀬棚小学校の校内無線LAN工事などを予定しております。

このほか緊急性や重要性などを考慮しながら安全な教育施設の維持、管理に努めてまいります。 次に、社会教育についてであります。社会教育の推進にあたっては、生涯を通して1人ひとりが 自ら学ぶことができる学習機会の提供と学習環境の整備に努めてまいります。また社会教育委員や スポーツ推進委員を対象に研修機会の場を設け、資質の向上を図ってまいります。 1点目の幼児教育についてであります。関係部局や関係機関との連携協力を図り、ブックスタート事業やボランティア団体の協力による、絵本、紙芝居などの読み聞かせ事業を推進するとともに、親子のふれあいや母親に対する学びの場を提供してまいります。

2点目の少年教育についてであります。北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森の恵まれた自然環境を活用し、体験活動を重視した自然体験事業や、もの作りを通して豊かな感性を育むアート教室を檜山北高等学校との連携により実施するとともに、青少年芸術鑑賞事業としての影絵劇を開催し、青少年の豊かな感性を培ってまいります。

3点目の青年、成人教育についてであります。青年、成人教育においては、自らが主体的に学ぶことや地域づくりの中核にあるという自覚を持ってもらうことが重要であることから、趣味のカルチャー講座などの学習機会の提供や学習活動に対し支援してまいります。また青少年を地域で育てることを目的とした講座を関係団体との連携により開催し、家庭教育の充実を図ってまいります。

4点目の高齢者教育についてであります。高齢者が健康で元気に生きがいを持ち、社会活動に取り組む場が必要なことから、生きがいを高める多様な学習機会として、区を越えた合同事業を展開するなど高齢者大学の充実に努めてまいります。

5点目の芸術、文化についてであります。身近で芸術、文化を鑑賞できる芸術鑑賞事業の充実に 努めるとともに、文化協会と連携を図り、サンデーカルチャー講座を開催するなど芸術、文化の振 興に努めてまいります。

6点目の文化財の保護についてであります。本町の貴重な文化財等については、郷土資料館等に おいて適正な維持管理を図り、調査研究を深めるとともに情報発信に努めてまいります。

7点目の国際交流についてであります。姉妹都市交流推進協議会によるピアノコンサートやALT、外国語指導助手による青少年や成人を対象とした英語教室を開催し、国際理解を深めてまいります。なお姉妹都市交流推進協議会によるアメリカ・ハンフォード市との交流事業については、ハンフォード市側の体制が整わず、派遣事業、受入れ事業ができない状況が続いておりますが、引き続き事業の継続について姉妹都市交流推進協議会と相談してまいります。

8点目の読書活動についてであります。生涯にわたって本に親しむことを目的とした学習機会や、読書を身近に感じ気軽に本とふれあう機会を提供する図書館 d e カフェの開催、レファレンスサービス、図書館などの資料を使って、資料や情報を探すお手伝いをするサービスの提供に努めてまいります。

9点目の生涯スポーツについてであります。誰もが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進に努めてまいります。幼児期に必要な多様な動きや体力、運動能力の基礎を培うためのスポーツ教室を引き続き実施し、楽しく体を動かす学習機会の提供に努めてまいります。小学生については、スポーツの基礎や技術の習得を目的とした初心者水泳教室や初心者スキー教室などを開催し、スポーツに親しむ学習機会の提供に努めてまいります。健康志向への高まりとともに、スポーツに対する期待やニーズに応えるため、健康体操講座等を実施するとともに、スポーツ指導者等を対象とした研修機会を提供してまいります。

10点目の海洋スポーツについてであります。海洋スポーツについては、青少年に対する環境学

習と海洋スポーツを合わせた水に賢い子どもを育む年間型活動プログラムやジュニアライフセービングなどの水辺の安全教室を開催するとともに、B&G海洋クラブや指導者会との連携を図り、海洋スポーツの普及に努めてまいります。また本年度は、B&G北海道ブロック、スポーツ交流交歓会、水上の部が本町を会場にして開催されることになりました。ついては、その経費を計上し適切な運営に努めてまいります。

11点目は社会体育施設の整備についてであります。平成28年度は改修工事として、せたな町 民体育館給水管等改修工事や北檜山スポーツ公園管理棟外壁改修工事を予定しております。

このほか緊急性や重要性を考慮しながら社会体育施設の適切な維持、管理に努めてまいります。 以上、平成28年度の教育行政執行に関する主な方針について申し上げました。

変化の激しい社会の中で、町民の負託と父母の願いに応え、町民の自主的な参加を促進し、活力 あるふるさとづくりの一翼を担うことができるよう、教育行政の推進に全力を尽くしてまいります。 町民の皆様並びに関係各位の深いご理解と一層のご支援、ご協力を衷心よりお願い申し上げ、教 育行政執行方針といたします。

○議長(菅原義幸君) ただ今から11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時06分 再開 午前11時15分

○議長(菅原義幸君) 休憩を解きまして会議を再開いたします。

議案第1号から議案第11号までと議案第38号から議案第47号まで21件の議案について 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(髙野利廣君) それではまず議案第1号から議案第11号までの11件の予算概要を一括してご説明申し上げます。

まず説明資料の予算概要説明資料をご覧いただけるとわかりやすいと思います。

議案第1号 平成28年度せたな町一般会計予算の総額は82億6,630万2,000円であります。

3ページですが歳出予算に計上した主なものを申し上げます。2款総務費では昨年に引き続き、 町有地設解体工事費や総合支所改修事業費、生活交通路線維持費補助金、移住定住促進住宅奨励金 のほか、新たに第2次総合計画策定準備業務、防犯灯LED化改修工事、北渡島檜山4町地域連携 推進協議会負担金、滞納整理システム更改業務に係る経費などについて計上いたしました。

3款民生費では、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計などへの繰出金などのほか、 新たに社会福祉協議会へ派遣する地域おこし協力隊報酬、認定こども園新築工事実施設計などについて計上いたしました。

4款衛生費では、町民の方々の健康を守る各種検診経費やインフルエンザワクチンなどの予防接種経費、病院事業会計や簡易水道事業特別会計などへの繰出金のほか、新たに火葬場設備等改修事業などについて計上をいたしました。

5 款労働費では、渡島檜山通年雇用促進支援事業などの雇用対策費について計上をいたしました。 6 款農林水産業費では、中山間地域等直接支払交付金や、がんび岱地区農道整備事業負担金、森

林整備地域活動支援交付金事業のほか、新たに新規就農者促進事業、秋サケ資源増大対策事業などについて計上をいたしました。

7 款商工費では、商工会や観光協会への補助金、地域おこし協力隊報酬、各観光施設等の維持管理経費、温泉施設の指定管理料などについて計上をいたしました。

8款土木費では、町道等除排雪業務委託などの道路維持費、橋梁長寿命化補修事業や町道の舗装などの地方道改修事業費、港湾建設費、公共下水道事業特別会計への繰出金などについて計上をいたしました。

9 款消防費では、水槽付ポンプ自動車の購入に係る檜山広域行政組合負担金ほか、災害対策として公衆無線LAN環境整備工事などについて計上をいたしました。

10款教育費では、義務教育、幼稚園、社会教育、保健体育に係る経費のほか、ICT教育環境整備費や体育振興施設整備費などについて計上をいたしました。

11款公債費では、一般償還金のほか民間からの借入れ資金を繰上げ償還するための予算を計上をいたしました。

12款職員給与費では、特別職3名、一般職148名、再任用職員2名分の給料、諸手当などについて計上をいたしました。

2ページですが、一方これに対する歳入でありますが、自主財源の町税や地方譲与税などのほか、地方交付税では国の地方財政計画に基づき普通地方交付税及び特別交付税の合計で51億4,987万5,000円を見込み計上いたしました。

町債についても、臨時財政対策債や合併特例債など11件の借入れを計上し収支の均衡を図った ものであります。

次に4ページ、議案第2号です。平成28年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算の総額は17億6,554万3,000円で、保険給付費や共同事業拠出金などの経費を計上しております。5ページです。議案第3号 平成28年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算の総額は1億3,379万円で、後期高齢者医療広域連合納付金などの経費を計上しております。

議案第4号 平成28年度せたな町介護保険事業特別会計予算の総額は10億5,603万9,000円で、保険給付費などの経費を計上しております。

議案第5号 平成28年度せたな町介護サービス事業特別会計予算の総額は4,539万4,00円で、通所介護サービス事業費や予防介護支援などの予算を計上しております。

議案第6号 平成28年度せたな町簡易水道事業特別会計予算の総額は2億8,861万8,0

00円で、水道施設の維持管理経費や水道施設整備工事費などの経費を計上しております。

次に議案第7号 平成28年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算の総額は2,811万9,

000円で、営農用水道等施設の維持管理経費や施設改良経費などを計上しております。

議案第8号 平成28年度せたな町公共下水道事業特別会計予算の総額は5億6,329万7,

000円で、施設の維持管理経費や下水道新設工事費などの経費を計上しております。

議案第9号 平成28年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算の総額は653万5,000

円で、漁業集落排水施設の維持管理経費などを計上しております。

議案第10号 平成28年度せたな町風力発電事業特別会計予算の総額は5,504万5,00 0円で、風力発電施設の維持管理経費や償還金などを計上しております。

議案第11号、平成28年度せたな町病院事業会計予算の総額は、収益的収支の支出が12億5,697万9,000円、資本的収支の支出は5,773万4,000円を計上したものであります。 以上が一括上程いたしました議案11件の予算概要の説明であります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) お諮りいたします。

ただ今、議題となっています21件の予算関連議案については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により議長を除く11名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって議案第1号から議案第11号までと議案第38号から議案第47号までの予算関連議案は、議長を除く11名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査とすることに決定いたしました。

したがって、直ちに予算審査特別委員会を設置します。

これにただ今議題としている 2 1 件の予算関連議案を付託し、休会中の継続審査といたします。 ここで、予算審査特別委員会は、別室において正副委員長の互選をお願いいたします。 暫時休憩いたします。

> 休憩 午前11時26分 再開 午後11時47分

○議長(菅原義幸君) 休憩を解きまして会議を再開いたします。

予算審査特別委員会委員長に真柄克紀議員、副委員長に平澤等議員が互選された旨、報告がありました。

それではこれより議案審議に入ります。

議案第24号、議案第25号は補正予算に関連しますので先に審議します。

#### ◎日程第6 議案第24号

○議長(菅原義幸君) 日程第6、議案第24号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(髙野利廣君) 議案その2の9ページでございます。議案第24号 せたな町長等の給

与等に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、人事院勧告に基づく国家公務員の 給与改定に準じて、せたな町長等の期末手当を改正するため、本条例の一部を改正しようとするの であります。

内容は担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 内容の説明を求めます。

西村総務課長。

〇総務課長(西村晋悟君) それでは議案第24号の内容の説明をさせていただきます。議案の11ページをご覧いただきたいと思います。せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。まず第4条の第2項中、改正前は100分の212.5とありますのを100分の222.5に改めるものでございます。

次に第2条の同じく第4条期末手当でございますが、100分の197.5とあるのを100分の202.5、100分の222.5とあるのを100分の217.5に改めるものでございます。 附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成28年4月1日たちから施行する。附則の2項といたしまして第1条の規定による改正後のせたな町長等の給与等に関する条例の規定は、平成27年12月1日から適用するものでございます。

議案第24号の説明につきましては、以上のとおりでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

真柄議員。

- ○8番(真柄克紀君) この条につきましては人事院勧告に基づいての執行だということで提案理由いただきました。私人事院勧告の勧告についてそれに準じて作業をすることになんら異論があるものではございませんが、特にこの給与については、地方自治法では、職員と特別職ではきちっと分けた形での給与体系をとりなさいとなっております。それから行きますと、この町長等の手当のアップにつきましては、特に理事者はこの人事院勧告ばかりでなくて、町の景気動向あるいは町民の所得等、全体を勘案した中でこの決断をされたものと私思いますが、その辺についての経過についての説明が一切ございません。それについての考え方とそれからこれちょっと私わからんですが、こういう特別職の場合は、報酬審議会等の作業はなされたのかどうか、その2点についてまずお伺いいたします。
- ○議長(菅原義幸君) 西村総務課長。
- ○総務課長(西村晋悟君) 真柄議員のご質問にお答えいたします。まず今回のこの改定に当たりまして、報酬審議会の審議を経たかということにつきましては、従来もそうでありますが、こういう人事院勧告に基づくこの手の改正につきましては、審議会にはお諮りはしてございません。したがいまして今回もそのような手順で進めてございます。また景気動向、まちのそういったものをかんがみてのそういう措置であろうかというご質問でございますが、今回の当町等もそうですし、次の議案第22号もそうでございますが、あくまでもその人事院勧告の人事院の勧告に基づくそうい

うものでございまして、それにしたがいまして今回の改正をさせていただいたということでご理解 をいただきと思います。

- ○議長(菅原義幸君) 真柄議員。
- ○8番(真柄克紀君) それはそのとおりだと思いますけど、先ほどから私、町長等の給与に関しては、そういう町の情勢なりあるいは今国はデフレ脱却という形でこれも含めて人件費のアップ等を図れということもございます。それから今違う形では、きょうの補正予算にもありますけど、年金生活に対する今の政策的な形での応援、負担金この問題もございます。そういう中全体を勘案して町民全体として町長が、どっちにしてもこの条例というのは、あくまで町民の生活にとってプラスにならなければないという条例があるわけですから、そういうこと勘案して提案されたかどうかという説明責任は私は町長は町民にあるんじゃないかと思うので、その点についてきちっとした中身を把握した中で判断してこうしたという説明をいただきたいという話をしているだけです。決して反対しているわけではないので、詳しい説明をお願いします。
- ○議長(菅原義幸君) 髙野副町長。
- 〇副町長(髙野利廣君) 今回のこの町長等の給与改定でございますけども、皆さん方ご存じのとおり、我がまちの理事者含めて職員につきましても人事院勧告に基づいて、従来こういった手当て等含めて給与改定をしてきたところでございます。国家公務員につきましても民間との給与格差の是正ということもあって、今回こういったことで従来の流れに沿って改定をお願いしているところでございます。まちも今そういった厳しい財政状況だということは承知をしておりますけれども、私たちのこういった協議の中では、従来に沿った形で今回もお願いをしているところでございます。報酬審議会等につきましても、これらの点については給料月額の報酬とは別扱いにしておりまして、今回もそのような例に習って条例の一部改正ということで、お願いをしているところでございます。まちの財政大変厳しい状況でありますけれども、町民の皆さんのご理解をいただきたいというところでございます。
- ○議長(菅原義幸君) よろしいですか。真柄議員。
- ○8番(真柄克紀君) これ3回目になりますので、あれなんですけども、2回目の私はそういう町の全体のそういう状況について把握した上での判断なのかのかどうかということを私。それについて今一切そこに触れてないんです。その辺について私はちょっと説明をいただきたいんですけども、議長取り計らいいただけませんでしょうか。

これは3回目になりませんよ。

- ○議長(菅原義幸君) 副町長。
- ○副町長(高野利廣君) 私たちの協議の中では、そういったことも町民の感情も理解しながら総合的に判断をさせていただいたということでございます。
- ○議長(菅原義幸君) 真柄議員。
- ○8番(真柄克紀君) 私は、これは町民もきょう見ておりますので、執行することは当然、説明 責任が、町民に対して話さなければないわけですから、いろんな形の中で町民が。私はそういう話 がきちっと作業をされたということでございますから、それについては、そういうことできょうは

お話をお聞きしておきますけど、例えばそれであれば一つの基準として、この一般会計の歳入見ますと最終的な形で調整等を見ると、そんなに状態は上がっている部分もありますけど、なかなか厳しい状態ありますので、その辺の議論もちゃんとされた上で判断されたとことで再度確認したいですが、よろしいんですか。

- ○議長(菅原義幸君) 副町長。
- ○副町長(髙野利廣君) そのとおりでございます。
- ○議長(菅原義幸君) ほかにございませんか。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。 続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

## ◎日程第7 議案第25号

○議長(菅原義幸君) 日程第7、議案第25号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(髙野利廣君) せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた、せたな町職員の給料月額との見直し及び地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、等級別基準職務表等を条例等による規定により義務付けられたことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(菅原義幸君) 西村総務課長。
- ○総務課長(西村晋悟君) それでは議案第25号の内容の説明をさせていただきます。議案書の新旧対照表が32ページからになってございますが、新旧対照表に入る前に若干人事院勧告の骨子についてご説明をさせていただきたいと思います。今回の人事院の勧告につきましては、給与の格差を是正することにつきまして2点ポイントがございます。まず一つ目は、月例給におきましては、民間給与との格差が0.36%、金額に出しますと1,469円の格差があるということで、この

分を埋めるために俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける支給割合の引き上げを行うものとされております。もう一つの点につきましては、期末勤勉手当、いわゆるボーナスでございますが、これにつきましては、民間との格差が 0. 11月分ございまして、その分 0. 1月分の引き上げを行うというものになってございます。この引き上げる分につきましては、勤勉手当で今回措置するというよう運びになってございます。

それでは議案書のその2の32ページに戻って説明をさせていただきます。改正後の欄ですが第9条の2項ですが、調整手当これにつきましては、従来41万2,200円となるもの41万3,300円に改めるものでございます。

次に第24条の2項でございますが、1号といたしまして100分の75とありますのを、6月に支給する場合において100分の75、12月に支給する場合において100分の85に改めるものでございます。次に2号でございますが100分の35と従来ありましたものを、改正後は6月に支給する場合において100分の35、12月に支給する場合においては100分の40と改正をするものでございます。附則といたしまして22号でございますが、改正前の100分の1.125を6月に支給する場合においては、100分の1.125、それから12月に支給する場合においては100分の1.275に改めるものでございます。また勤勉手当の減額基礎額につきましては、従来100分の75とありますのを、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85とそれぞれ改めるものでございます。

以下別表第一が33ページから38ページまでございます。

次に38ページをお開き願います。38ページでは、別表第2とをありますが、こちらにつきましては医療職級の給料表となってございまして38ページから48ページまでございます。

次に49ページですが、第2条せたな町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するということで、次の第3条でありますが、給与表につきましては、先ほどの提案理由の説明にもございましたが、新たに等級別の基準表、職務表(別表第3)これを新たに設ける規定になってございますので、それを付け加えているものでございます。次の第23条の3につきましては、従来、行政不服審査法、昭和37年、法律第160号とありますのを行政不服審査法、平成26年法律第68号に改めるものでございます。次の第24条勤勉手当につきましては、従来、基準目以前6カ月以内の期間において、その者の勤務成績とありますものを、その者の準備以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6カ月以内の規定における勤務の状況と文言を改めたものでございます。次に2項の第1号でございますが、従来6月に支給する場合において100分の85とあります部分を、改正後は100分の80と改めるものでございます。

次のページをご覧願います。 2号では従来6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40とありますのを、改正後は100分の37.5に改めるものでございます。それから第29条のところでは、第9号に医師確保対策貸付金返還金を加えるものでございます。附則でございますが、第22号で従来は6月に支給する場合においては100分の1.125、12月に支給する場合においては100分の1.275とあります部分を、100分の1.2に改めるものでございます。また勤勉手当の減額基礎額につきましては、従来6月

に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85とありますところを、改正後は100分の80に改めるものでございます。

以下 52ページまでにつきましては、先ほど申し上げました別表第 3 を掲載しているものでございます。 52ページをお開き願います。 52ページから次の 53ページにかけまして附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし第 2 条の規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。第 2 号といたしまして、第 1 条の規定による改正後のせたな町職員の給与に関する条例の規定は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。第 3 号では給与の内払いにつきまして、改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前のせたな町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすという内容となってございます。また参考までに申し上げますが、今回のこの人事院勧告による給与の増額分につきましては、一般会計におきましては、合わせまして 633 万ほどの増額となってございます。

本件につきましての説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。 江上議員。
- ○3番(江上恭司君) 今回の人事院勧告で特に50代以上の人が給与が下がっていくということ になっていると思うんですが、その辺どうですか。
- ○議長(菅原義幸君) 西村総務課長。
- ○総務課長(西村晋悟君) ただ今の江上議員のご質問にお答えいたします。江上議員おっしゃるように確かに今回の改正につきましては、若い世代、若年層に重きを置いている部分があるのかと思っております。民間との格差を踏まえまして1級の初任給につきましては2,500円の引き上げ。それから若年層について同程度の改定となってございまして、これら踏まえますとその分昨年の前回の改定も同じような内容の部分もあったと思いますけども、50歳を超えているそういう年代の方につきましては、少し引き上げ率が低いというような、そういう傾向があろうかとみております。
- ○議長(菅原義幸君) 江上議員。
- ○3番(江上恭司君) 低いんじゃなくて下がるんでしょ。そこをはっきりしてもらいたいのと。今回、下がる部分と上がる部分を含めたら、どういう形になるかっていう問題。そして本来やはり国家公務員の人事院勧告は国家公務員に対する勧告であって、地方公務員には適応されないはずなんです。従来どおり今まで国家公務員に習ってという形で、地方公務員もやってきましたけど、そういう点を含めて50代以上の人も決して今の生活が楽な生活しているわけじゃないと思うんです。子どもを学校にあげるとか、いろいろな形で経費が掛ってる。それを引き下がるとなれば僕はちょっと問題あるのかと。そういう点含めて人事院勧告は地方まで強制するものではありませんので、その辺町長どう考えてるかお伺いいたします。
- ○議長(菅原義幸君) 町長に質問されてますので、町長答弁願います。町長に答弁求めてるんで しょ。

- ○3番(江上恭司君) はい考え方を。
- ○議長(菅原義幸君) 考え方として伺いたいということですから、まず町長に答弁していただいて、補充の説明があれば、その後にします。

町長。

- ○町長(高橋貞光君) 基本的には人事院勧告の内容を反映させるということになっております。 それでどうしても年代の高い部分の職員については、引き上げ率が低いという状況になっておりま す。その内容につきまして、担当から詳しく説明をさせたいと思います。
- ○3番(江上恭司君) 内容説明じゃないんです。町長の考え方聞きたいんです。これでいいと思うからいいと思うんです。おかしいと思うなら、おかしい。
- ○議長(菅原義幸君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 人事院勧告を反映するというのは従来からのやり方でございまして、私たちとしては、これでよしとしているところでございます。
- ○議長(菅原義幸君) 江上議員。
- ○3番(江上恭司君) これは国会でもいろいろ問題があって、共産党は賛成しているんです。国会で。しかしこの中で問題があるのは、給与制度の総合的な見直しを今国がやってると。ここに問題があるかという問題点を指摘しながら、今回若年層の問題含めてこういう形で勧告したことに対して、国会ではうちは賛成してますけど地方議会において、もう一度西村課長に聞くけど、出入りの総額でどういうふうになるのか。
- ○議長(菅原義幸君) 西村総務課長。
- ○総務課長(西村晋悟君) 江上議員のご質問にお答えいたします。先ほど申し上げましたとおり 出入りの部分含めて、給与費からそういう手当て合わせまして630万ほどの、そういうアップ分 ということでご理解いただきたいと思います。それと、先ほど来議員からご質問がありました人事 院勧告を必ずしも地方自治体が、そのとおりやらなくてもいいのではないかと。
- ○議長(菅原義幸君) 課長、そこはあなたの答弁する分野ではないと思います。町長から答弁出 てますから。

ほかにございませんか。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ただ今から昼食休憩に入ります。 再開は午後1時15分といたします。

> 休憩 午後12時15分 再開 午後 1時15分

- ○議長(菅原義幸君) 休憩を解きまして、会議を再開いたします。
  - ◎日程第8 議案12号
- ○議長(菅原義幸君) 日程第8、議案第12号 せたな町一般会計補正予算を議題とします。 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 議案その1でございます。平成27年度せたな町一般会計補正予算第12号の提案理由でございますが、今回ご提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1億7,198万2,000円を追加し、補正後の予算総額を98億398万1,00円とするものでございます。

その主な内容ですが、各種事務事業の執行による予算精査のほか、情報セキュリティ強化対策業務や年金生活者等支援臨時給付費、病院の不採算経費などに係る病院事業会計への繰出金、人事院勧告などによる給与費の精査、その他行政執行上当面必要とする経費などであり、これらについて補正をお願いするものでございます。また予算に合わせまして繰越明許費の設定7本と債務負担行為の追加1件、事業完了に伴いまして地方債の変更9件をそれぞれお願いしております。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

〇財政課長(佐々木正則君) それでは最初に繰越明許費につきまして説明を申し上げます。議案書その1、6ページでございます。第2表繰越明許費の設定でございます。翌年度に繰り越しをお願いいたします事業は、記載のとおり7事業でございまして、いずれも国の平成27年度補正予算に伴うものでございます。事業費を合計で2億4, 536万円となるものでございます。明許繰越しになります。なお出納整理期間中に繰越計算書を作成いたしまして、議会に報告する運びになります。

次に7ページでございます。第3表債務負担行為補正の追加でございます。中小企業経営安定資金融資利子補給につきましては、平成27年度に借入れをいたしました中小企業経営安定資金融資に対する利子補給でございまして、平成28年度から償還終了年度までの債務負担をお願いするものでございます。

次に8ページ第4表の地方債補正でございます。変更でございます。がんび岱地区農道整備事業 ほか、記載の8の事業につきまして事業完了などによる成果でございまして、起債の方法、利率、 償還の方法などにつきましては変更はございません。

それでは次にお手元に配付をしてございます平成27年度せたな町一般会計補正予算第12号 補足資料で補正予算の内容を説明いたします。お目通しをいただいていると思いますので、主な歳 入歳出につきまして説明を申し上げますが、年度末を控えての補正でございます。執行経費及び執 行残の減額精査につきましては、その内容説明を省かせていただきたいと思いますので、ご了承を いただきたく、お願いいたします。

歳出から説明を申し上げます。4ページでございます。2款総務費、1項総務管理費1目一般管 理費、1億3,700万8,000円の追加をお願いするものでございます。議案書では26ペー ジでございます。13節委託料では、情報セキュリティ強化対策業務1億4,364万円の追加で ございまして、情報セキュリティ強化に伴う既存ネットワークの改修及び構築でございます。なお 本業務につきましては繰越明許費となるものでございます。6目基金管理費では、6,249万5, 000円の追加をお願いするものでございます。議案書では27ページでございます。25節積立 金では、産業振興基金に4,261万7,000円を追加するもので、その内訳でございますが、 予算積み立てで3,000万円、瀬棚区西大里地区風力発電事業基施設建設による立木補償費1, 261万9,000円、利息2,000円の減額でございます。なお予算積立ての3,000万円 でございますが、現在、産業振興基金の残高は2億641万1,000円でございますが、一般会 計への繰入れは9,867万1,000円を計上してございまして、見込みでは平成27年度末の 残高は1億1、435万8、000円となるということで、現在の約半分になるというようなこと から、積立てをお願いするものでございます。次に28節繰出金では、奨学資金貸付基金へ1,9 98万7,000円の追加でございます。その内訳でございますが、予算積立で2,000万円、 利息で1万3,000円の減額でございます。予算積立ての2,000万円でございますが、今後 におきまして国保病院事業会計へ奨学資金貸付金充当財源として繰入を行うことから、積立てをお 願いするものでございます。14目諸費では1、126万6、000円の減額でございます。議案 書では29ページでございます。19節負担金補助及び交付金では、定住化促進住宅奨励金 90 0万円の減額でございます。3項戸籍住民基本台帳費、2目個人番号カード交付事業費では173 万6,000円の追加をお願いするものでございます。議案書では30ページから31ページでご ざいます。19節負担金補助及び交付金におきまして、事業費の追加により通知カード、個人番号 カード関連事務委任交付金150万8、000円を追加するものでございます。なお本交付金につ きましても繰越明許費となるものでございます。

次に5ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費、5目障害福祉費では147万9,00円の減額でございます。議案書では33ページでございます。13節委託料では障害者グループホームのぞみ指定管理料247万9,000円の追加でございまして、これは入居者定員の増員による報酬単価減、及び大規模減算などによる収入減によるものでございます。14目年金生活者等支援臨時福祉給付費は目新設でございます。6,923万8,000円を追加するものであります。3節職員手当等から19節負担金補助及び交付金まで、所要額をお願いするものでありまして1人当たり3万円の臨時給付金を2,197人に給付する予定でございます。財源につきましては全額国庫補助金でございます。本給付事業につきましても、繰越明許費となるものでございます。

2項児童福祉費、2目保育所費では622万2,000円の減額でございます。議案書では36ページから37ページでございます。13節委託料では子ども子育て支援システム改修業務77万8,000円の追加をお願いするものでございます。保育料負担軽減措置に伴うシステム改修によるものでございます。本業務につきましても繰越明許費になるものでございます。

6ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では1億87万9,000円の追加をお願いするものであります。議案書では38ページでございます。28節繰出金におきまして病院事業会計繰出金といたしまして1億1,361万9,000円の追加でございます。記載のとおり基礎年金分ほか448万4,000円を減額、不採算分1億1,563万8,000円、出資分246万5,000円をそれぞれ追加するものでございます。6目公営温泉浴場管理費では130万9,000円の追加をお願いするものでございます。議案書では39ページから40ページでございます。温泉浴場、サウナ内装改修工事及び券売機の購入をお願いするものでございまして、施設の良好な管理を図ろうとするものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費では3,562万4,000円の減額でございます。 議案書では41ページから42ページでございます。ここで訂正をお願いいたします。説明資料になりますが、19節負担金補助及び交付金におきまして、がんび岱地区農道整備事業費負担金とございますが、事業費の費の削除をお願いしたいと思います。大変申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

このがんび岱地区農道整備事業負担金では1,628万9,000円の減額でございます。国費配分額の減額によるものでございます。本負担金につきましては繰越明許費等として1,077万8,000円を計上するものでございます。

次に7ページでございます。7項1項共に商工費、1目商工振興費では239万5,000円の減額でございます。議案書では46ページでございます。19節負担金補助及び交付金において、中小企業経営安定化資金融資利子補給費補助金47万2,000円の追加をお願いするものであります。本補助金につきましては、債務負担行為の設定となるものでございます。

8ページでございます。8款土木費、4項港湾費、3目港湾建設費では3,560万4,000円の減額で国費配分額の減額による瀬棚港修築事業負担金の減額でございます。本負担金につきましても繰越明許費として525万円をお願いするものであります。議案書では49ページでございます。

9款1項1目共に消防費、9万円の追加でございます。議案書では50ページでございます。補 正の内容につきましては別冊で配付してございます檜山広域行政組合関係予算事項別明細書でご 確認をいただけますが、人件費の精査、消防庁舎新築に伴う光熱水費、備品購入などにつきまして お願いをするものでございます。

10款教育費、3項中学校費、3目学校施設整備費では1,371万9,000円の追加をお願いするものでございます。北檜山中学校柔剣道場耐震工事を追加するもので、吊り天井の耐震化でございます。本事業につきましても繰越明許費としてお願いをするものでございます。議案書では53ページから54ページでございます。

次に9ページでございます。10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費では330万

9,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金におきまして、姉妹都市交流推進協議会補助金255万7,000円を減額するもので、ハンフォード市訪問団派遣中止によるものでございます。議案書では54ページでございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金では元利均等償還の利率の見直しによりまして、長期債元金144万6,000円、平成20年度に借入れをいたしました臨時財政対策債2件についての繰上償還として、長期債繰上償還金4,285万2,000円について、それぞれ追加をお願いするものでございます。2目利子におきましては、利率の見直し及び繰上げ償還に伴います長期債利子1,060万2,000円を減額するものでございます。議案書ではそれぞれ57ページであります。

次にこれらに係る主な歳入でございますが、戻りまして1ページでございます。1款1項共に町税でございます。1目個人、2目法人合わせまして1,225万9,000円の追加でございます。6款1項1目共に地方消費税交付金につきましては、交付実績によりまして7,800万円の追加をお願いするものでございます。

9款1項1目共に地方交付税につきましては5,822万円の追加でございます。

次2ページでございます。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では72 1万円の追加でございまして、個人番号カード交付事業費補助金で149万9,000円、地方公 共団体情報セキュリティ強化対策費補助金で570万円でございます。2目民生費国庫補助金では、 年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業補助金6,923万8,000円、6目教育費国庫補助 金では、安全、安心な学校づくり補助金333万3,000円をそれぞれ追加についてお願いをす るものでございます。

14款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金では、地域づくり総合交付金として3,519万4,000円の追加をお願いするものでございます。起債の事業を含めまして7事業に充当をするものでございます。

次に3ページでございます。15款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入では、356万4,000円の追加をお願いするものでございます。2節土地売払収入において318万3,000円の追加は、北檜山区川沿地区宅地分譲地の売払いでございます。

19款諸収入、4項1目共に雑入では1,185万5,000円の追加をお願いするものでございます。4節農林水産業費雑入におきまして1,261万9,000円の追加は歳出でも説明を申し上げましたが、瀬棚区西大里地区風力発電事業施設建設による立木補償費でございまして、産業振興基金に積み立てをするものでございます。

なお歳入につきましては議案書その1の11ページから24ページでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

- ○議長(菅原義幸君) 説明は終わりました。最初に歳出全款について質疑を許します。 細川議員。
- ○1番(細川伸男君) 補正予算の補足資料 8ページの中学校費で、こちらで 5 3ページです。学校施設の 1 番下に書いてる修繕料とありますけれども、この修繕料の内訳の中身についてわかれば

教えてもらいたいと思います。

- ○議長(菅原義幸君) 教育委員会高田事務局長。
- ○教育委員会事務局長(髙田 威君) まずは大成中学校の男子トイレの暖房パネルの漏水修繕がありました。それと瀬棚中学校の変電室の屋根のトタンが剥げまして、それでこの修繕2カ所で61万8,000円となってございます。
- ○議長(菅原義幸君) 細川議員。
- ○1番(細川伸男君) そしたら例えば北檜山中学校の水道だとか、暖房の施設等については修繕とかは全くなかったと理解してよろしいんですか。
- ○議長(菅原義幸君) 教育委員会高田事務局長。
- ○教育委員会事務局長(髙田 威君) それは前回の補正予算のときに対応をさせていただいておるところでございます。
- ○議長(菅原義幸君) 細川議員。
- ○1番(細川伸男君) それから今回の最後の補正までには全くなかったという話ですね。それで前回もチラッと私、聞いているんですけれども、いろいろお話聞くと水道関係の故障、水漏れ、修理とそういう部分で完了してから、要するに完了というか、修理の最中、状況なりなんなりの説明は多分受けていると思うんですけども、ただ説明はしているんですけども、現地に来てきちっとその状況確認も、いろいろお話を聞いていると全くしてないと話が結構あるので、その辺の状況というのは、きちっと修復する前と修復してる最中、終わったあとの管理とか、それはやっぱり教育委員会できちんとしてるということで理解してよろしいですか。
- ○議長(菅原義幸君) 高田事務局長。
- ○教育委員会事務局長(髙田 威君) 修繕については、それぞれ写真等で修繕前と修繕状況と修繕後の部分は写真等で確認はしているんですけども、ただ議員もご存じのとおり北檜山中学校は建ててから結構経つ。それで水道の配管部分も結構老朽化している状況でございます。それで新年度で結構、全体を直さなければどうもならないだろうというような判断を教育委員会ではしているんですけども、ただ、その部分建設サイドにもお願いしまして全体で幾らぐらいになるかということで確認しているんですけども、それを新年度財政当局、町長とかにお願いしながら対応してまいりたいと考えてございます。
- ○議長(菅原義幸君) 一応3回になりましたけれども、まだ。
- ○1番(細川伸男君) わかりました。
- ○議長(菅原義幸君) ほかにございませんか。 江上議員。
- 〇3番(江上恭司君) その1の予算書の41ページの玄米ばら出荷の色選で減額で814万、それと中山間の直接支払で590万、約600万これどうしてこういう誤差が出たかご説明お願いします。
- ○議長(菅原義幸君) 鎌田産業振興課長。
- ○産業振興課長(鎌田勝幸君) まず玄米ばら集出荷施設の減額について説明をいたします。これ につきましては北檜山農協に入れました色選の導入に係る経費でございます。これにつきましては、

大きく814万1,000円減額になっているのは、機械を入れた時の入札の執行残、予定より下がったということで理解していただきたいと思います。ちなみに総事業費も当初見込んだのが1億4,704万7,000円であったものが、事業費としては1億3,409万9,000円ということで見込んでより経費が掛からなかったということで減額をしております。

それと中山間地域等直接支払交付金594万5,000円の減額ですが、これにつきましては27年から新たに4期目の事業として始まっております。これで対象の用地が見直しになったということで、対象の用地が全部で前回の対策に比べて108ヘクタール減額になったことで、交付金が減ったということで理解していただきたいと思います。

- ○議長(菅原義幸君) 江上議員。
- ○3番(江上恭司君) ばら施設の集荷施設で800万というのは、当初の計算からみてもすごく 大きな誤差だと思うんです。その辺きちんとある程度の数字を出していかないと僕はおかしくなる と思います。この辺もう一度、なぜそういう誤差が出たか。

それから中山間の問題で新しい事業がどうしてそれだけの100何へクタール多かったか、不足したか知らないけど、その辺でこれだけのお金が返還しなきゃならなかった問題もう一度お願いします。

- ○議長(菅原義幸君) 鎌田産業振興課長。
- ○産業振興課長(鎌田勝幸君) まずは玄米集出荷施設ですが、当初は見積り等で事業費については積算しております。まちの補助対象経費については2分の1、国の補助分がまず2分の1とします。まちが4分の1を対象経費に上乗せをしてる。対象外の部分については2分の1助成をしてるんですけども、入札の過程で競争になるものですから、その分本体の工事費が落ちてしまったということで理解をしていただきたいと思います。ただまちの補助分については、そういう取り決めでやっておりますので、当然そうなったということでございます。

それと中山間の事業については、3期目から4期目に変わる段階については、どいいう事業の対象だとか、細かな変わる部分が示されておりません。それでとりあえず第3期のままの事業内容で予算を見込んでおりました。減ったというのは、その管理ができないかどうか。そういうようなことから対象の用地が減ったということで実際減った部分に合わして減額をしたということでございます。

- ○議長(菅原義幸君) 江上議員。
- ○3番(江上恭司君) 内容はわかりました。しかしやはりこれだけの大きな減額というのは、もう少し最初から慎重な取り組みが必要でなかったかと感じますので、その辺含めて今後きちんとした対策を立てていただきたいということを要望して終わります。
- ○議長(菅原義幸君) 鎌田産業振興課長。
- ○産業振興課長(鎌田勝幸君) ご指摘のとおり予算の積算に当たりましては、なるべくこのような大きな減額が無いよう細心の注意を払いまして積算をしたいと思います。
- ○議長(菅原義幸君) ほかにございませんか。 本多議員。
- ○4番(本多 浩君) 町の各公共施設の運営とか管理とかで、燃料費がかなり減額されているの

が目につきますけど、これまち全体ではどのくらいの燃料費が節約できたんでしょうか。総額ちょっとお聞かせください。

- ○議長(菅原義幸君) 佐々木財政課長。
- ○財政課長(佐々木正則君) 燃料費の減額につきましては単価減によるものでございまして、町全体のものについては現在押さえてございませんので、議長にお諮りをお願いしたいんですが、資料の提出についてお願いしたいと思います。
- ○議長(菅原義幸君) 報告、資料の提出ということで本多議員よろしいですか。
- ○4番(本多 浩君) はいよろしいです。
- ○議長(菅原義幸君) ほかにございませんか。 平澤議員。
- ○9番(平澤 等君) 参考までに教えていただきたいんですが、29ページの下段に諸費で説明のあった定住化促進住宅奨励金、三角の900万と説明書にございます。この900万の内容について教えていただきたいのが1点、この点についてお願いします。
- ○議長(菅原義幸君) 西村総務課長。
- ○総務課長(西村晋悟君) ただ今の平澤議員のご質問にお答えいたします。議案書のその1の29ページの下、負担金で定住化促進住宅奨励金、減額で900万ございますが、この内容というご質問だったと思いますけども、これにつきましては26年度からの繰越で事業を実際に進めておりまして、その26年度の繰越分と合わせましてこの27年当初予算でも同額の予算を計上していたということでございまして、その分を今回27年度予算から減額するということになってございます。

以上です。

- ○議長(菅原義幸君) 平澤議員。
- ○9番(平澤 等君) あまり意地の悪い質問はしたくないんですけれども、それは26年から継続したということはある意味設定の仕方がちょっと甘かったのかということは否めないんです。というのは、今あえてしつこくは聞きませんけども、26年からくる予算設定の仕方についてこの分については精査しておけば計上しなくてもよかったということが、そのまま引き続き計上した結果が、このあまりが生じたということなんでしょ。ということであるから、そういった意味では内容はわかりました。これについては、新年度の予算についても然りだと思いますけれども、その部分の繰越分というんですか、前年度分があるのであればそういったような対応をしていただきたいということで結構でございます。せっかくの機会ですからもう1点質問してもよろしいでしょうか。
- ○議長(菅原義幸君) はい。
- ○9番(平澤 等君) 自分で先般一般質問で私の質問で有害鳥獣の対策について質問した経緯ございます。そういった中で前回の町長答弁につきましては万全を期すということで町民の安心安全また農産物の安心安全、ましては海獣、海のトドの被害も合わせた中で、そういった中で今回報償費で出動報奨金、ハンターの、そういったのが減額になっているということで、別に使ってしまえばいいという表現ではないですが、手一杯活動していただいたということで思うんですけども、これはマイナスになったということは、ある意味、逆のプラスの補正があるのかと思ったのがマイナ

スの補正になったので、これはこの程度でまちのほうとしては十分その対策を行ったと判断してよろしいんですね。

- ○議長(菅原義幸君) 鎌田産業振興課長。
- ○産業振興課長(鎌田勝幸君) 有害鳥獣の捕獲報償金と出動報償金につきましては、実績に基づきましてこれは支払われるということでご理解を願いたいと思います。ヒグマの捕獲報奨金につきましては22万減額しておりますが、26年が例の問題の熊があったときは20頭捕獲しておりますが、昨年については9頭の捕獲になったということで、この部分が大きな要因でございます。19節の狩猟免許取得補助金につきましても、ここでハンターになった方への補助金ですけども64万減額しております。これも免許を取得の対象者がいなかったということで実績に基づいて減額しております。ただ28年度につきましては、一般質問にもありました、答弁にもありましたように、補償金の拡充、それと狩猟免許の取得者への対象の拡大についてもそれなりの予算措置をしてございます。
- ○議長(菅原義幸君) よろしいですか。
- ○9番(平澤 等君) はい。
- ○議長(菅原義幸君) ほかにございませんか。 真柄議員。
- ○8番(真柄克紀君) 全体的な光熱費の関係で、私、町長から行政報告か何かあるのかと思ったんですけど、一応これ今年度からも対象なると思いますのでお聞きします。これ実は皆さんもご案内のとおり、去る25日の道新の記事で私もビックリしたんですが、このロジテックの申請取り下げという形の中で、これを見ますとせたな町がこの会社で契約をして現実問題として今年度もう契約した段階であるということで、これはその契約の中身も私も知らないので、その辺についてもどんな中身かも教えていただかないと、何よりもこれからどうするのかと今現状で町民なり、庁舎等も含めた中で影響があるのかどうか、その辺についてもきちんとした説明がやはり私は必要だろうと思うので、この際これは補正予算で聞いても光熱費という対象ありますので、説明していただけると思うので、その辺について今までの経緯からそれから今後の考え方についてお聞きしたいと思います。
- ○議長(菅原義幸君) 西村総務課長。
- ○総務課長(西村晋悟君) ただ今の真柄議員のご質問にお答えいたします。電気料の関係で具体的な業者名まで先ほどご質問の中にもございましたが、去る2月24日の北海道新聞夕刊におきまして、新電力、大手のそういう道外企業でございますが、そちらの企業が経営不振といいますか、北海道電力に支払うべきそういう金額を怠っていたという事実があったようでございます。この件に関しましては平成26年度の途中から、せたな町も新電力会社との契約を結びまして、安い料金で電気を現在使ってるというような状況でございます。当初、道内でもいくつか企業との契約、契約と言いますか、実際の契約の状況を申し上げますと北海道電力と、その大手道外の企業が契約を結んでいるということで、それによってせたな町も安い電力を使っているというのが実態でございます。その中で年間200万円ほどの電気が安く、そういう経済、減額できているという実態がございますが、町内の公共施設28施設ございます。その中で新聞によりますと25日付の北海道新

聞にも、また1面で大きく取り上げられていましたし、中にも新電力会社の状況ですとか、そういう記事もございましたが、本町におきましては、まず4月から新年度の契約につきましては、道内企業の新電力会社そちらとの契約を結ぶような手続を現在進めてございます。したがいまして先ほどの道外企業は、電気事業から撤退するということでございますので、新年度からはもちろん契約は結ぶつもりはございませんが、問題となるのは今27年度3月分、2月の使用料といったほうがわかりやすいかもしれませんけども、2月の使用料とそれから3月の使用料、これにつきまして今の北電ともお話をどういう状況になるか北電側の対応も、まだはっきりした部分がございませんので、それを見きわめているところでございますし、先ほど議員から会社名出ましたけども、そちらの企業とは連絡が取れない状況に実際あるようなんですけれども、そのパートナー企業とそこの企業とパートナー企業を結んでいる道内企業があるんですけども、そちらと今いろいろ情報交換しながらこれからの対策に向けて取り進めているところでございます。ちなみに先ほど200万円実際に北電よりも安い金額で電力使わせていただいておりますけども、4月以降また新たな企業と契約をした際に、更に200万、合わせまして400万安い、安価な電気料で済むというようなことで現在進めておりますので、その辺でご理解をいただきたいと思います。

## ○議長(菅原義幸君) 真柄議員。

○8番(真柄克紀君) 私、総務課長言っているのは、これ理解するとかしないとかではなくて、個人企業名出したことはあれですけれども、それもし削除するなら削除してくれても、それは議長に判断をお任せしますけども、ただいずれにしても現実にこういう形の中で、今月含めてやっぱり町の中に影響が出ることは確かなんです。影響は出てないんですか。ただ財政的な形での負担が増えるということでよろしいですか。その辺含めて、私はこれはきちっとこういうことは説明する責任と報告する責任はあると思います。本来であれば行政報告か何かできちっとするべきで、それが経過がわからないというのであれば、あれですけれども、でもこれだけの次に4月以降の債務負担行為をする場合に、こういう現状があった場合には当然議会に対してもきちっと報告する必要あるんじゃないですか。その辺についてもう1回お願いいたします。

#### ○議長(菅原義幸君) 西村総務課長。

○総務課長(西村晋悟君) お答えいたします。現在のこの状況におきまして、その影響額があるのかどうかというようなご質問でございますが、まず実際のところ本町には金銭的なことで影響はないと判断しております。というのも北電から大手道外企業が、例えば支払いが滞ったという部分を自治体のほうに請求がされるのかということはないようでございますので、実質せたな町にそういう債務の負担が来るとは考えてございません。北電もまだその部分で結論がはっきり出てないのかもしれませんけども、それとあとは電力、実際に電気が止められるというのが一番私たちは心配するところでございますが、それも現時点では電気を止められることもないというお話は北電からは伺っております。

#### ○議長(菅原義幸君) 真柄議員。

○8番(真柄克紀君) いずれにしてもそういう形の中で心配事を含めて、この年度末に来てこれだって、結果としてもしかしたら、またこれ最終修正の場合は補正なりなんなりを組まなければならないことも出てくることもありますよね。それと確かに今の動きが悪いとか言いませんけど、今

後についてやはり今いう安定的電源ということと、特に公共施設含めてのその辺についての最終的な施設なり、町民の安全を含めた中でこれもし災害とかになった場合で、そういう電源含めた中でいるいろ考えていかなければならないことありますので、これをいい機会として私は再度この辺については真剣にそのどういうあり方が地方自治体のインフラのためにはどういう契約がいいのかということ。これは今総務課長はもうすぐまだ200万安くなる。そういう4月から契約するんだといいますけど、その辺についても私はもっと慎重になおかつきちんと北電からもきちっと話もいろいろしながらいろいろな話を聞いて、最終決定すべきじゃないかと思いますけど、これについては町長のほうが、私はきちんとした方向性だせると思いますので、町長の答弁最後に3回目ですので、お聞きしたいと思います。

- ○議長(菅原義幸君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 今回の新電力の会社の経営状況の悪化というのは、突然のことでございました。実際には今総務課長が答弁したとおり直接的な大きな影響はないという状況にあります。こういった場合の北電の電力の供給につきましても、しっかり北電がカバーすること。主要電力がカバーするというようなそういう状況にあるようでございまして、送電が止まるということはないと思っております。4月以降の電力会社との契約の関係でございますが、これはいろいろなまち、自治体で新電力の利用があるということでございますので、こういったことにつきまして4月以降の取り扱いについても十分管内あるいは全道の各市町村と相談をしながら適切に対処してまいりたいと思っております。
- ○議長(菅原義幸君) ほかにございませんか。 本多議員。
- ○4番(本多 浩君) 27ページの企画費のところで、お試し暮らし体験住宅を整備したと。ですけど、お試し暮らし体験住宅の利用状況どうなってますか。
- ○議長(菅原義幸君) 西村総務課長。
- ○総務課長(西村晋悟君) 本多議員のご質問にお答えいたします。このお試し暮らし住宅、2戸町内に整備をいたしました太櫓と丹羽の教員住宅とそれから町営住宅、それをそれぞれ改修等いたしまして、それで利用していただこうということで取り進めたわけですが、現在のところ実際にそこを使用していただいた方はございませんが、来週丹羽の住宅につきましては、神戸から農業研修ということで、町内の丹羽地区の農家に研修に入られる方が、そこを短期間使用していただくようなことになってございますので、実質その方が第1号ということになろうかと思います。
- ○議長(菅原義幸君) 本多議員。
- ○4番(本多 浩君) この事業が始まってからまだ丸1年経たない状況の中で、ああだ、こうだという意見ではないんですけど、やはり住宅としてはきちんと改修されて立派なんです。地域の住民からは、まあそういう住宅だということはわかっているんですけど、なかなか入ってこないものですから、いつまでこのまま放置しておくんですかと。そういう意見もあるんです。多分それはこの事業の目的、内容等を十分多分理解していないのかと。承知させていないのかということもありますので、その点については、十分地域に説明をしていただければと思います。
- ○議長(菅原義幸君) 西村総務課長。

- ○総務課長(西村晋悟君) ただ今の本多議員のご質問でございますが、それぞれの町内会に住宅の趣旨といいますか、そういう制度の趣旨を説明させていただきまして、今後そのような対応をとらせていただきたいと思います。
- ○議長(菅原義幸君) ほかにございませんか。 大野議員。
- ○10番(大野一男君) 31ページの個人番号カードの交付事業についてお伺いします。事業が始まってますが、相当数の送付がもう終わったんだろうと思うんですけれども、現状どういう状況になっているか報告いただきたいと思います。
- ○議長(菅原義幸君) 吉崎町民児童課長。
- ○町民児童課長(吉崎照人君) マイナンバー制度の関係でございますが、個人番号カードにつきましては2月29日現在でそれぞれの方が地方公共団体情報システム機構が一手に引き受けてカードの作成を行っておりますが、そこからまちに届いている枚数が200枚、まちの窓口でそれぞれ個人に交付した枚数が90枚といった状況になっております。
- ○議長(菅原義幸君) 大野議員。
- ○10番(大野一男君) 多分絶対数からいくとかなり低いという気がしますが、これは個人の判断ですから、多いとか少ないというのは議論にならないと思いますので数字だけお聞きします。19の負担金及び補助で通知カード、個人番号カード関連委託業務委任交付金で150万ほど計上されてますけど、更に経費だろうと思うんですけども、これは係った理由というのは何なのかお聞かせください。
- ○議長(菅原義幸君) 吉崎町民児童課長。
- ○町民児童課長(吉崎照人君) 前回9月補正で第1回目の補正をいただいて311万2,000 円の補正をいただいて、これはカードの作成、発送業務が先ほど申しました地方公共団体情報システム機構というところに、全自治体が一括して委任しております。当初見込みより更にカードの作成、発送業務が追加になったということで、国からその分の追加補助があったということでございます。国から交付されるんですが、これにつきましては全額機構に委任するといった形になります。 ○議長(菅原義幸君) 大野議員。
- ○10番(大野一男君) 最後になりますが、そうするとそのカード発行の発生するたびに、国から随時こういう類の交付金が入ってきて、そして現場の自治体が対応していくということに今後も進んでいくという理解でよろしいですか。
- ○議長(菅原義幸君) 吉崎町民児童課長。
- ○町民児童課長(吉崎照人君) 27年度につきましては、今回の補正で決定だろうと思います。 このあとにつきましても当然個人の申請によって個人番号カードが作成の形になりますので、当然、 国の業務としてスタートしたものと理解しておりますので、27年度と同様の形で進むものだろう と考えております。
- ○議長(菅原義幸君) ほかにございませんか。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) よろしいですか。

それでは次に歳入全款について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) ここで再度、歳入歳出全款の質疑を許します。ございませんか。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。 続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(菅原義幸君) ただ今から2時20分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時10分 再開 午後 2時20分

○議長(菅原義幸君) 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第13号

○議長(菅原義幸君) 日程第9、議案第13号 平成27年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案案理由の説明を求めます。

副町長。

〇副町長(髙野利廣君) 議案の61ページからでございます。今回ご提案申し上げますと補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から1億2, 183万7, 000円を減額し、補正後の予算総額を1862, 067万1, 000円とするのであります。

その主な内容ですが、人事院勧告などによる給与費の精査のほか保険給付費などの精査、国保病院や診療所の施設運営費などについて国、道から特別調整交付金として受入れた補助金に係る国保病院事業会計への繰出金などであり、これらについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。吉崎町民児童課長。

○町民児童課長(吉崎照人君) それでは議案書の68ページをお開き願います。歳出からご説明

いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では46万円の減額、2項徴税費で1 2万4、000円の減額は人件費及び事務費精査によるものでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費から70ページの5項総裁諸費までの各補正額については、それぞれまでの給付実績に基づき、精査したものでございます。

71ページ、5款老人保健拠出金では、10万円の減額、27年度の拠出金が確定したことによる減額でございます。

7款1項共に共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金及び3目保険財政共同安定 化事業拠出金の減額につきましては、本年度拠出金の確定によりものでございます。

8 款保健事業費、1項1目共に特定健康診査等事業費、67万円の減額は特定健診受診者数の減などによるものでございます。

72ページに11款諸支出金、2項他会計繰出金では2,531万3,000円の追加です。内容は国保病院及び診療所の施設運営費及び施設整備費に係わる国保国庫補助金の確定に伴い病院会計へ繰出しをするものでございます。

これに対しての歳入でございますが、戻りまして65ページをお開き願います。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の療養給付費等負担金で、5,169万7,000円の減額、2目の高額医療費共同事業負担金で38万4,000円の減額、3目の特定健康診査等負担金で21万6,000円の減額、これらの減額につきましては実績による精査や額の確定によるものでございます。次に2項国庫補助金、1目財政調整交付金では124万3,000円の追加、これにつきましては病院、診療所における施設整備及び運営費などについて特別調整交付金が増額となったものでございます。

4款療養給付費交付金では107万1,000円の追加、退職者医療交付金変更決定による増額でございます。

66ページです。6款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金で38万4,00円の減額、2目特定健康診査等負担金で21万6,000円の減額、2項道補助金、1目財政調整交付金で24万8,000円の増額は実績による精査や額の確定によるものでございます。

7款共同事業交付金の7,436万5,000円の減額は、高額医療費共同事業交付金や保険財 政共同安定化事業交付金の確定による減額でございます。

67ページ、9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で123万8,000円の減額、1節の保険基盤安定繰入金から3節の一般会計繰入金まで額の確定に伴い精査したものでございます。

10款1項共に繰越金、2目その他繰越金では412万9,000円の追加、前年度繰越金を高額療養費の財源として充当するものでございます。

ただ今ご説明した内容により国保会計歳入歳出補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくお願いいたします。

○副町長(高野利廣君) 説明が終わりました。質疑を許します。 江上議員。 ○3番(江上恭司君) 収入の問題で、他会計繰入金67ページの保険者支援分、これが15年度から始まった制度だと思うんですけど、これは国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1という形で、なぜこれが出てきたかということの僕らの考え方としては、保険料が非常に高いと。そういう高い保険料を払いたくても払えない人が結構出てる。そういう意味で保険料の支援という形で出してきてると思われるんです。しかしうちの会計を見ていますと赤字補てんの形で、このお金が使われてる。このお金の目的含めてどう考えているか、まずお伺いいたします。

○議長(菅原義幸君) 坂谷町民児童課長補佐。

○町民児童課長補佐(坂谷洋二君) ただ今の質問にございました基盤安定負担金保険者支援分で ございますけれども、議員お見込みのとおりこれは医療保険制度改革に基づきます保険者新制度の 拡充について、今年度から実施されたものでございます。これは保険料軽減の対象となります低所 得者を多く抱える保険者に対する財政支援の強化でございます。具体的には、これまで対象となっ ていない2割軽減対象者を新たに対象としまして、現行保険料の7割、5割、2割の軽減対象者数 に応じた財政収支の補助率を引き上げる内容となっております。この保険者支援制度は、法定繰入 として国保の特別会計に入ってくるものでございます。この額が増えることで議員おっしゃられま したとおり、保険料の軽減につなげている自治体もございます。しかしながら、ほとんどの自治体 が法定外の繰入れをしておりまして、法定収入が増えた分、本来であれば法定外繰入を圧縮すると いう考えになると思ってございます。本来は国民健康保険は、保険税と国庫負担法等で賄うという ことが原則でありますけれども、当町におきましては、毎年、恒常的に2,000万円から3,0 00万円の保険料軽減や赤字補てんを目的とした法定外繰入れを行なってございます。今年度にお きましても保険税の減収が見込まれましたけれども、税率の引上げは行わずに予算上におきまして 基金の取り崩しや法定外繰入れの増額で収入を確保するとしたところでありましたので、ご理解願 いたいと思います。

○議長(菅原義幸君) 江上議員。

○3番(江上恭司君) 健康保険会計が厳しいということは僕もわかるんです。この厳しい現状は国の最初 42%くらい出した補助金が今 37%くらいに削られた。そこに原因があるんであって、そのために地方では厳しい会計の中で保険料が高くなってる。そういう目的のためにこの支援金が出てるんです。厚生省でこの支援金を出すことによって 1 人当たり 5 ,000 円の財政改正がなされたという評価があるんです。だからこれ見たら一般会計繰入金から 1 ,200 万赤を切って、そして支援分を 1 ,300 万こんな赤字補てんに使うのは目的からいっておかしいし、ほかがやってるからうちでもやってると。そういう問題じゃないと思うんです。きちんと最初の趣旨に基づいて国が 2 分の 1 、道が 4 分の 1 、市町村が 4 分の 1 を出して作っているお金なんです。その辺をきちんとやはり区別した形でやっていく必要があると思うんですけど、その辺もう一度お願いします。

○議長(菅原義幸君) 答弁者どなたに求めます。

吉崎町民児童課長。

〇町民児童課長(吉崎照人君) ただ今議員から一般会計繰入金1,262万3,000円の<u>繰入</u>金の話でございました。この内訳でございますが、このうち法定分が262万3,000円、法定外分につきましては今まで3,000万円一般会計から繰入しております。今回法定外分として1,

- 000万円減額させていただいたという内容になっております。
- ○議長(菅原義幸君) 江上議員。
- ○3番(江上恭司君) もう一度聞きます。この支援金の扱い町長どう考えてるか、お伺いをいた します。
- ○議長(菅原義幸君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 本来、国民健康保険事業会計につきましては、自賄というのが原則でございます。そうなりますと当町の場合、非常に保険税率が高くなるということから、従来から一般財源を繰入れをして、保険税率を引上げるのを上げないで維持してきたということで、医療費から見て保険税率が非常に割安になってるという状況に現在あります。それで、これが会計が自立しているということであれば当然、今議員おっしゃいました保険税支援分については、会計に入りますので、これはさらに保険税率の軽減になると思っておりますが、当町の場合、最初から大きな赤字を背負っている会計となっておりますので、当然これを一般財源の分と相殺をすることになるわけでありますが、そのせいで更に税率が上がることにはなっておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。本来、まだ税率が高くなければならない状況にあるということでございます。
- ○議長(菅原義幸君) ほかにございませんか。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第10 議案第14号

○議長(菅原義幸君) 日程第10、議案第14号 平成27年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 議案の73ページからでございます。今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から19万円を減額し、補正後の予算総額を1億3,305万5,000円とするものでございます。

その主な内容は、事務費の精査のほか温泉施設利用料助成に係る長寿健康増進事業特別対策補助金としての一般会計の繰出金の追加などであります。これらについて補正をお願いするものでござ

います。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。吉崎町民児童課長。

○町民児童課長(吉崎照人君) 議案書は77ページでございます。歳出からご説明いたします。 1款総務費、1項総務管理費で3万円の減額、2項徴収費で6万円の減額はいずれも事務費精査に よるものでございます。

2款後期高齢者医療広域連合給付金で70万円の減額、保険料調整額が見込みを下回っていることによる減額でございます。

78ページになります。3款1項共に保健事業費、1目疾病予防費で60万円の追加、温泉施設利用料助成事業に係る長寿健康増進事業などに対して広域連合からの交付金が増額となるため、それを一般会計へ繰出しするものでございます。

これに対する歳入ですが、76ページをご覧願います。1款後期高齢者医療保険料66万9,00円の減額は、保険料調整額が見込みを下回っているため減額をするものでございます。

3款繰入金、1項1目共に一般会計繰入金で12万1,000円の減、これは歳出の事務費等の 精査により減額をするものでございます。

5 款諸収入、3項1目共に雑入で60万円の追加、先ほど歳出で申し上げました健康増進事業などに対して、広域連合からの補助金が増額となるものでございます。

以上の内容により後期高齢者医療特別会計補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。 よろしくお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第15号

○議長(菅原義幸君) 日程第11、議案第15号 平成27年度せたな町介護保険事業特別会計 補正予算を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から2,141万円を減額し、補正後の予算総額を10億3,955万8,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、人事院勧告などによる給与費の精査のほか保険給付費では各種介護サービス給付費や介護予防サービス費の精査、地域支援事業費では各種サービス事業費の精査などであり、これらについて補正をお願いするものであります。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長(丹羽 優君) それでは議案書の86ページの歳出よりご説明いたします。1款総務費、1目一般管理費、補正額20万8,000円の減額の主なものについては、2節給料から4節共済費までは人事院勧告による増額でございます。13節委託料は執行残の精査、14節使用料についても精査による減となったものであります。次に3項介護認定審査会費、2目の認定調査費、補正額18万8,000円の減額は12節役務費の手数料で、主治医意見書作成件数の減が主なものでございます。3目認定審査会共同設置負担金、補正額9万3,000円の減額は、せたな町・今金町介護認定審査会共同設置負担金で審査会経費の精査による減であります。

次の87ページにまいりまして、2款保険給付費、1目の介護サービス給付費、補正額が2,323万6,000円の減額、これにつきましては、これまでの給付実績に基づきまして精査の結果、減額するものであります。主なものにつきましては、居宅介護サービス給付費負担金、施設介護サービス給付費負担金の減であります。なおここでお断りしておきますけれども、27年度の介護報酬の減額改定、これによりましてこのあとも出てきますけれども給付費で相当な減額となってございます。次に2項1目の介護予防サービス給付費は補正額169万4,000円の減額であります。これにつきましても、これまでの負担実績に基づくものであります。

次の88ページであります。5項1目の高額医療合算介護サービス費は補正額88万6,000円の増額で、医療と介護の両方を利用した場合に自己負担額の軽減を図るもので、これまでの負担実績に基づくものでございます。6項1目の特定入所者介護サービス費1,172万9,000円の増についてもこれまでの負担実績に基づくものでございます。

3款地域支援事業費、1目介護予防事業費交付金対象分でありますが、補正額47万6,000 円の減、7節賃金と12節役務費で実績及び見込みによる精査であります。2目一般財源分、補正額443万7,000円の減につきましては、委託料で各種サービスの利用実績の減によるものでございます。

次の89ページであります。2項の1目包括的支援事業費の61万8,000円の増額補正は、11節の需用費で公用車2台の修繕に係るものが主なものでございます。2目の任意事業費交付金対象分、補正額45万5,000円の減、及び3目の一般財源分、補正額386万5,000円の

減につきましては、事業費等精査、利用実績の減による各種サービス業務委託料の精査及び緊急通報装置購入の執行残これらによる減が主なものでございます。

次の90ページであります。4款基金積立金、1目基金積立金3万3,000円の増でございます。基金利息に係る分であります。

戻りまして83ページ歳入についてご説明いたしたいと思います。1款保険料、1目第1号被保険者介護保険料、補正額799万8,000円の増で、主な要因は第6期介護保険計画が27年度より開始になりまして、その際に介護保険料が値上になったことによるものが主なものでございます。

次に3款の国庫支出金、1目介護給付費負担金、補正額660万円の増、これは介護保険給付費等で実績による負担金額の確定によるものであります。2項国庫補助金、1目調整交付金及び2目地域支援事業交付金につきましては、保険給付費等の実績、これは事業費の精査に基づき交付金の額の確定によるものであります。3目介護保険事業補助金、この増額につきましては介護保険システムの改修に伴う補助金でございます。

次の84ページです。4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額1,624万7,00円の減、及び2目地域支援事業交付金11万6,000円の減につきましては、保険給付費等 実績による交付金の額の確定によるものであります。

5款道支出金、1目介護給付費負担金、補正額336万5,000円の減、及び2項道補助金、 1目地域支援事業交付金7万7,000円の減についても額の確定によるものでございます。

次の85ページです。7款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、それぞれの保険給付費及び地域支援事業の精査、一般管理費事務費の精査によりまして一般会計からの繰入金の減額をするものであります。2項基金繰入金では介護保険事業基金繰入金を98万3,000円減額するものであります。

9款諸収入、1目雑入につきましては、各種サービス利用者が当初より少なかったため減額する ものであります。

歳入歳出それぞれ2,141万円を減額いたしまして補正後の予算総額を10億3,955万8,000円とし、収支の均衡を図ったものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。 続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第16号

○議長(菅原義幸君) 日程第12、議案第16号 平成27年度せたな町介護サービス事業特別 会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(髙野利廣君) 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に32万3,000円を追加し、補正後の予算総額を4,258万6,000円とするものでございます。

その主な内容ですが人事院勧告などによる給与費の精査のほか、介護予防支援事業所での介護予防プラン作成件数の減に伴う委託料の精査などであり、これらについて補正をお願いするものであります。これらの財源といたしましては通所介護サービス事業収入や、一般会計からの繰入金などであります。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長(丹羽 優君) それでは議案書の95ページ歳出よりご説明いたします。1款サービス事業費、1目デイサービスセンター事業費、補正額が82万6,000円の増。主なものはデイサービスセンター施設に係る15節の工事請負費で、厨房入口風除室設置工事と18節備品購入費で、シルバーカー3台と介護用風呂椅子1台の購入をお願いするものであります。次に3項1目介護予防支援事業費、補正額50万3,000円の減で、主なものは13節介護予防プラン作成委託業務の委託料が当初見込みより少なかったことによるものでございます。

これに伴う歳入につきましては、上段の94ページであります。1款サービス収入、1目通所介護サービス事業収入、補正額が146万1,000円の減額で、主なものは通所介護サービス事業におきまして、これにつきましても介護報酬のマイナスによります減が主なものでございます。次に2項介護予防サービス計画費収入につきましては123万円の増額で、主なものは介護予防サービス利用者の増加により計画策定件数が増加したことによる増であります。次に自己負担金収入、1目自己負担金収入補正額が31万4,000円の減額で、主なものにつきましては、先ほど申し上げましたとおり介護報酬のマイナス改定に伴うもので減少したものであります。

2款繰入金、1目一般会計繰入金、補正額58万1,000円の増額で、主なものは介護予防支援事業収入の増額によりまして一般会計繰入金が減額となったものであります。

3款繰越金、1目繰越金につきましては補正額28万7,000円の増額で、前年度繰越金であります。

歳入歳出それぞれ32万3,000円を増額いたしまして、補正後の予算額を4,258万6,000円とし、収支の均衡を図ったものを持ってありますので、よろしくお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎日程第13 議案第17号

○議長(菅原義幸君) 日程第13、議案第17号 平成27年度せたな町簡易水道事業特別会計 補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から430万7,000円を減額し、補正後の予算総額を6億493万3,000円とするのでございます。

その主な内容ですが、人事院勧告などによる給与費の精査のほか、各施設の維持管理経費や施設整備事業費の精査、基金への積立金の追加などであり、これらについて補正をお願いするものであります。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長(原 進君) それでは議案書の101ページ歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費で補正額7万4,000円の減でございます。これにつきましては、2節から4節の人件費等に関わる精査と13節委託料の入札執行残の精査でございます。次に2目維持管理費、補正額824万2,000円の減でございます。各節の精査でございますが、主なものといたしましては、12節役務費の水質検査手数料の減、13節委託料の各業務に係る事業精査及び入札執行残、102ページになります18節備品購入の水道メーター器購入に係る事業精査及び入札執行残によるものでございます。3目委員会費については6万9,000円の減で、各節の精査でございます。次に2項営業外費用、1目支払利息、補正額117万7,000円の減でございます。これは23節の長期債利子の減によるものでございます。

続きまして2目基金積立金、補正額が1,189万5,000円の増でございます。これにつきましては、25節積立金に係る簡易水道事業基金積立金の増によるものでございます。積立金の原資といたしましては、消費税の還付金等でございます。

103ページでございます。次に2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費、補正額が319万1, 000円の減でございます。主なものといたしましては、11節需用費の修繕料の減であり、修繕料が当初見込みより少なかったことによります。13委託料、15節工事請負費につきましては、入札執行残に関わる減でございます。次に2目簡易水道事業費344万9, 000円の減でございます。これにつきましては15節工事請負費の入札執行残によるものでございます。

次にページ戻りまして100ページでございます。歳入でございます。1款事業収入、1項営業収入、1目水道使用料、補正額402万8,000円の減でございます。これにつきましては、1節現年使用料の減でございます。平成27年度より消費税を内税5%から外税8%に転嫁したことによって、前年度より使用料の効果を見込みましたが、お客様の節水、世帯人口の減少から使用水量が当初見込みより減となりました。次に2項営業外収入、1目利息及び配当金、補正額3,000円の増でございます。これにつきましては1節基金利息に係る簡易水道事業基金運用収入でございます。次に2目他会計繰入金、補正額290万円の減でございます。これにつきましても1節一般会計繰入金の減でございます。

次2款資本的収入、1項他会計出資金、1目他会計出資金、補正額101万2,000円の減でございます。これにつきましては1節一般会計出資金の減でございます。次に3項諸収入、1目雑収入、補正額993万4,000円の増でございます。これにつきましては1節雑収入で、消費税及び地方消費税の還付金でございます。次に5項補助金、1目補助金、補正額が630万4,000円の減でございます。これにつきましては1節国庫補助金で大成区水道施設整備補助金に係る減でございます。

以上歳入歳出からそれぞれ430万7,000円を減額いたしまして、補正後の予算額を6億493万3,000円とし、収支の均衡を図ったものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第14 議案第18号

○議長(菅原義幸君) 日程第14、議案第18号 平成27年度せたな町営農用水道等事業特別 会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に14万5,000円を追加し、補正後の予算総額を3,652万5,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、各施設の維持管理経費や施設整備事業費精査のほか、基金への積立金の追加などであり、これらについて補正をお願いするものであります。その財源といたしましては前年度繰越金などであります。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。 原建設水道課長。

○建設水道課長(原 進君) それでは議案書の109ページ歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費、補正額9万3,000円の減でございます。これにつきましては27節公課費の消費税及び地方消費税納付額に係る減でございます。次に2目維持管理費、補正額162万2,000円の減でございます。各施設の精査でございますが、主なものにつきましては12節役務費の水質検査手数料の減、13節委託料の各業務に係る入札執行残の精査、16節原材料費に係る部材費等の減でございます。次に2項営業外費用、2目基金積立金、補正額300万8,000円の増でございます。これにつきましては、25節積立金に係る営農用水道等整備基金積立金の増によるものでございます。

次に110ページでございます。2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費、補正額42万6,000円の減でございます。15節工事請負費の各工事入札執行残に係る減でございます。次2目営農用水道事業費、補正額72万2,000円の減でございます。15節工事請負費の入札執行残に係る減でございます。

次にページ戻りまして108ページ歳入でございます。1款事業収入、2項営業外収入、1目利息及び配当金、補正額1,000円の増でございます。これにつきましては1節基金利息に係る営農用水道等整備基金運用収入でございます。次に2目他会計負担金、補正額61万9,000円の減でございます。これにつきましては、1節一般会計負担金の減でございます。

次に2款資本的収入、1項他会計補助金、1目他会計補助金、補正額は682万6,000円の減でございます。これにつきましては、1節一般会計補助金の減でございます。次に2項繰越金、1目繰越金、補正額191万2,000円の増でございます。これにつきましても1節前年度繰越金の増でございます。次に3項諸収入、1目雑収入、補正額567万8,000円の増でございます。これにつきましては、1節雑収入で檜山振興局発注の西大里地区の防雪柵設置工事に係り発生した配水管移設補償費の増でございます。以上歳入歳出それぞれ14万5,000円を追加いたし

まして、補正後の予算額を3,652万5,000円とし収支の均衡を図ったものでございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。 続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第15 議案第19号

○議長(菅原義幸君) 日程第15、議案第19号 平成27年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から4,237万4,000円を減額し、補正後の予算総額を6億8,409万3,000円とするものでございます。

その主な内容ですが人事院勧告などによる給与費の精査のほか、施設の維持管理経費の精査、下 水道整備費の精査などであり、これらについて補正をお願いするものであります。また予算に合わ せまして地方債の変更 2 件をお願いしております。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。 原建設水道課長。

○建設水道課長(原 進君) 議案書の113ページでございます。第2表地方債の補正についてご説明いたします。起債の目的、下水道事業(公共)につきましては、北檜山区の下水道整備に係る起債でございます。これにつきましては限度額1億2,200万円を1,140万円減額し、1億1,060万円に変更するものであります。変更理由につきましては、歳出予算であります議案書の118ページ、119ページの2款資本的支出に係る13節委託料、15節工事請負費の起債対象事業が、事業を精査及び入札執行残により減額が生じるためでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。次に下水道事業(特環)につきましては、大成区、

瀬棚区の下水道整備に係るものでございます。限度額が5,000万円を320万円減額し、4,680万円に変更するものであります。変更理由につきましては、先ほど説明させていただいた理由と同様であります。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

続きまして117ページ歳出についてご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総 務費で補正額684万7,000円の減でございます。主なものにつきましては、各施設の事業精 査と27節公課費の消費税及び地方消費税納付額の減でございます。次に2目管渠費、補正額14 0万8,000円の減でございます。13節委託料に係る入札執行残と14節使用料及び賃借料の 清掃車借上料、発電機等借上料の減によるものですが、清掃車借上料の減については、管渠等の今 年度閉塞が少なかったことによります。次に3目処理場費、補正額190万6,000円の減でご ざいます。11節需用費の修繕料200万円の増額につきましては、北檜山下水処理場の水処理施 設修繕に係るものでございます。118ページです。13節委託料につきましては、事業精査・入 札執行残による減額でございます。次に2項営業外費用、1目支払利息、補正額42万4,000 円の減でございます。これは23節の償還金利子及び割引料に係る長期債利子の減によるものです。 次2款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道整備費、補正額3,178万9,000円の減 でございます。2節から4節については人件費等に関わる精査でございます。13節委託料につき ましては、日本下水道事業団に建設工事を委託している北檜山下水処理場と瀬棚クリーンセンター を統合する、せたな中継ポンプ場建設工事について400万円の増額と北檜山下水処理場長寿命化 実施設計業務の減額、119ページになります。大成区本陣地区管渠設計調査業務に係る事業精査 と入札執行残の減額でございます。15節工事請負費につきましては、各工事費の精査及び入札執 行残に係る減によるものでございます。22節補償補填及び賠償金につきましては、下水道工事に 係る支障物件等補償が発生しなかったことからの減額でございます。

次にページ戻りまして115ページ歳入でございます。1款事業収入、1項営業収入、1目下水道使用料、補正額で50万円の減でございます。1節現年使用料で50万円の減です。先ほど水道使用料で説明させていただきましたが、下水道使用料につきましては、水道使用量に比例いたしますことからお客様の節水と1世帯当たりの人口の減少に起因していることと思われます。2目その他営業収入、補正額236万1,000円の減でございます。主なものにつきましては、2節負担金で北檜山下水処理場でミックス処理しているし尿、浄化槽汚泥量が当初見込んだ数量より少なかったことによるし尿等の処理に係る負担金の減でございます。次に2項営業外収入、1目他会計繰入金、補正額1,001万9,000円の減でございます。これにつきましては1節一般会計繰入金の減でございます。

次に2款資本的収入、1項町債、1目町債、補正額1,460万円の減でございます。これにつきましては1節町債に係る公共、特環下水道事業に係る下水道事業債の減でございます。116ページでございます。2項他会計出資金、1目他会計出資金、補正額191万3,000円の減でございます。1節一般会計出資金の減でございます。3項補助金、1目補助金、補正額1,592万1,000円の減でございます。これにつきましては、1節国庫補助金で公共、特環下水道事業に係る社会資本整備総合交付金の減でございます。次に4項繰越金、1目繰越金、補正額229万5,000円の増でございます。これにつきましては1節前年度繰越金の増でございます。次に5項分

担金及び負担金、1目分担金、補正額48万9,000円の増でございます。これにつきましては 1節、現年度分担金の増でございます。次に2目負担金、補正額15万6,000円の増でござい ます。これにつきましては北檜山区に係る1節現年度負担金の増でございます。

以上歳入歳出にそれぞれ4,237万4,000円を減額いたしまして、補正後の予算額を6億8,409万3,000円とし収支の均衡を図ったものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。 続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- ○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
- ○議長(菅原義幸君) ただいまから3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時15分 再開 午後 3時25分

- ○議長(菅原義幸君) 休憩を解きまして会議を再開いたします。
  - ◎日程第16 議案第20号
- ○議長(菅原義幸君) 日程第16、議案第20号 平成27年度せたな町漁業集落排水事業特別 会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君)今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から15万円を減額し、補正後の予算総額を688万2,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、施設の維持管理経費の精査について補正をお願いするものであります。 内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長(原 進君) 議案書の124ページでございます。下段の歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、2目管渠費、補正額35万円の減でございます。これにつきましては14節使用料及び賃借料で清掃車両等借上料の減でございます。次に3目処理場費、補正額20万円の増でございます。これにつきましては11節需用費の修繕料で、北檜山区の太櫓第1処理施設に関わる水処理ポンプの修繕でございます。

次に上段の歳入でございます。1款事業収入、1項営業収入、1目排水施設使用料、補正額が15万円の減でございます。これにつきましては1節現年使用料の源でございます。

以上歳入歳出それぞれする15万円を減額いたしまして、補正後の予算額を688万2,000 円とし収支の均衡を図ったものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。 続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第17 議案第21号

○議長(菅原義幸君) 日程第17、議案第21号 平成27年度せたな町風力発電事業特別会計 補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(髙野利廣君) 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から73万円を減額し、補正後の予算総額を5,342万6,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、施設の維持管理経費の精査について補正をお願いするものであります。

内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りようお願い申し上げます。

- ○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。
  - 福士産業建設課長。
- ○瀬棚総合支所産業建設課長(福士裕継君) それではご説明申し上げます。今回の補正につきま

しては、春先の発電量の減に加えまして、年末年始にかけまして約3か月間にわたり1号機の故障により売電がされず大きく減収となりますことから、年度末の事業精査と合わせながら所要の補正をお願いをするものでございます。議案の129ページ歳出からご説明申し上げます。1款電気事業費、1項電気事業管理費、1目一般管理費で73万円の減でございます。11節需用費では、電気料として15万円の増、13節委託料は執行残の精査、25節積立金では、売店収入の精査により基金積立金122万6,000円の減、27節公課費につきましては、消費税の納付分として36万4,000円の増でございます。

次に128ページの歳入でございます。2款1項1目共に繰越金では前年繰越金として113万7,000円の増。

3款諸収入、1項収益事業収入、1目売電収入では1号機の故障等による減収によりまして1,044万2,000円の減となりますことから、不足する財源といたしまして4款繰入金、1項基金繰入金として風力発電事業基金から857万5,000円の繰入れをもちまして、収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎日程第18 議案第22号

○議長(菅原義幸君) 日程第18、議案第22号 平成27年度せたな町病院事業会計補正予算 を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(髙野利廣君) 今回提案いたします補正予算の主なものでございますが、人事院勧告などによる給与費の精査や、経費の追加、材料費の減額などであり、これらについて補正をお願いするものであります。これらに要する財源として入院外来収益や、国保事業補助金一般会計からの繰入れにより収支の均衡を図っております。また資本的収支の支出とでは、せたな町立国保病院の医

療機器の購入の追加であり、これにつきましても補正をお願いするものであります。これに要する 財源として一般会計からの出資金、過年度分損益勘定留保資金を充当するものでございます。

内容については病院事務局長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。小林事務局長。
- ○国保病院事務局長(小林安晴君) それでは139ページをお開き願います。1款せたは町立国 保病院費用、1項医業費用、1目給与費3,051万円の追加になります。人権費の精査のほか、 4節の賃金でございますが、臨時医師賃金分が追加の主なものであります。続きまして2目になり ます。次ページですけども、材料費1,762万6,000円の減額、1節薬品費で1,500万 円を減額するものですが、血友病患者が減ったため1,500万円を減額するものでございます。 それから2節診療材料費、外患者数の減によりまして300万円を減額するものでございます。3 節医療消耗備品費、病棟用の処理車それから自動血圧計などを購入するものでございます。37万 4,000円の追加でございます。続きまして3目経費505万3,000円の追加で、2節旅費 交通費、医療スタッフの赴任旅費2名分ですけども、これらによりまして49万1,000円を追 加するものでございます。それから4節消耗品費、薬手帳カバー、公用車スタッドレスタイヤ購入 等により47万1,000円を追加するものでございます。6節光熱水費、医師住宅の電気使用量 の増により101万円を追加するものでございます。7節燃料費375万7,000円の減額です けども、燃料費価格の値下げによるものでございます。10節修繕料64万2、000円の追加で すが、正面街灯などの修繕により補正をお願いするものでございます。それから13節の委託料、 病院給食業務286万7、000円の追加ですが、入院患者数及び出張医師等の増により補正をお 願いするものでございます。それから内科診療業務89万1,000円の追加ですけども、28年 1月より札幌ハートセンターから毎週1回、循環器内科の委託診療をお願いしておりまして、それ に係る業務分でございます。15節手数料、看護師紹介手数料118万3,000円の追加、これ につきましては、ことしの2月1日に採用しました看護師ですけども、看護師紹介会社を通じ採用 したため紹介手数料が係るものでございます。それから17節交際費21万1,000円の追加で すが、医師との面談回数、関連病院が増えたことにより補正をお願いするものでございます。18 節雑費、出張医に係る旅費の増により出張医師対策費84万3,000円を追加するものでござい ます。それから研修会負担金ほかですけども、看護師ほか医療スタッフの研修会参加増によりまし て20万1,000円を追加するものでございます。4目減価償却費358万4,000円の減額 ですけども、精査のほか5節になりますが10ページです。リース資産減価償却費333万9,0 00円の追加につきましては、公営企業会計制度の見直しによりまして、リース終了後、医療機器 を引き続き病院が使用の場合、予算計上することとなったため追加をお願いするものでございます。 5目資産減耗費、職員住宅2棟分を解体したため固定資産減価償却費99万6,000円を追加す るものでございます。それから2項医業外費用24万7,000円の追加ですが、1目の支払利息 及び企業債取扱諸費、企業債利息精査による減額でございます。2目の消費税及び地方消費税です が、課税売上納付消費税29万4,000円を追加しております。

これに対する収入ですが137ページになります。1款せたな町立国保病院収益、1項医業収益、1目入院収益で6,912万4,000円を減額。2目外来収益1,435万円を追加をしております。それから3目その他医業収益、3節他会計負担金ですが精査による4万5,000円の減額になります。それから4節国保事業補助金、国民健康保険直営診療施設運営費等導補助金291万7,000円を追加するものです。2項医業外収益、2目他会計補助金、一般会計繰出基準額の精査により443万9,000円を減額するものです。3目負担金交付金7,193万7,000円の追加です。不採算地区病院運営費負担金7,966万円を追加し、収支の均衡を図ったところであります。

次に145ページをお開き願います。1款せたな町立国保病院資本的支出、1項建設改良費、1目病院改築事業費、工事精査のほかPHS増設工事等のため25万5,000円を追加するものです。2目有形固定資産取得費、医療機器購入費ですが精査のほか、入院患者用電動ベット6台、輸液ポンプ、自動視力計などの購入により481万5,000円を追加するものです。3項投資、1目奨学資金貸付金120万円、これにつきましては療法士2名分に貸付けしたわけですが、1名の方につきましては、昨年11月奨学資金の辞退申し出があり、本人には4月から11月までの8カ月間は貸付けしたものでございます。このため1人月額6万円になりますので、1人は72万円、1人は8カ月分の48万ということで、合わせて120万今回追加お願いするものでございます。

これに対する収入ですが144ページなります。1項1目他会計出資金、企業債元金償還分の精査のほか、医療機器等購入に係る建設改良分として253万4,000円を追加するものでございます。2項1目基金繰入金、奨学資金貸付金充当分でございます。それから3項1目他会計補助金、国民保険直営診療施設整備補助金164万2,000円の追加です。4項1目貸付金返還金23万の追加ですが、先ほど辞退された方につきまして、分割にて返還されるということから、平成27年度分が23万円、28年度分が25万円、合わせて48万全額返還となり27年につきましては、23万円を補正するものでございます。今回収支で不足します121万3,000円は損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

続きまして147ページになります。瀬棚診療所分になります。1項医業費用、1目給与費、人件費精査によりに31万9,000円を追加、2目材料費では薬品費が注射などの薬品が増えたことにより350万円を追加、3目の経費では研修会負担金ですけれども、歯科医師の矯正などの研修負担金として24万円を追加、4目減価償却費ですが、器械備品減価償却費196万8,000円の追加をお願いするものです。

これに対する収入ですが146ページです。1項医業収益、1目外来収益1,412万7,000円を減額、2目その他医業収益、国民健康保険へき地直営診療所運営費等補助金645万3,00円の追加、2項医業外収益、2目負担金交付金、不採算地区診療所運営費負担金1,370万1,000円を追加し収支の均衡を図ったものであります。

続きまして149ページになります。大成診療所です。1項医業費用、1目給与費、人件費精査により82万4,000円を追加。

これに対する収入ですが148ページになります。1項医業収益、1目外来収益4,347万7,000円を減額、2目その他医業収益、国民健康保険へき地直営診療所運営費等補助金1,430

万1,000円を追加、2項医業外収益、2目負担金交付金、不採算地区診療所運営費負担金3,000万円を追加し収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

- ○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。 石原議員。
- ○6番(石原広務君) 確認ですけど、141ページの手数料、看護師紹介手数料についてですが、 先ほど説明の中で、聞き間違えでなければ看護師紹介会社から紹介をしていただいた分の手数料と いうことでしたが、そこを先に確認させてください。
- ○議長(菅原義幸君) 小林国保病院事務局長。
- ○国保病院事務局長(小林安晴君) そのとおりでございます。
- ○議長(菅原義幸君) 石原議員。
- ○6番(石原広務君) なかなかどこの地域も看護師不足、医師不足も含めてなんですけど、いろいろな募集の仕方をした上で、申し込みがないからこういう形で紹介していただいたということで理解してよろしいですか。
- ○議長(菅原義幸君) 小林国保病院事務局長。
- ○国保病院事務局長(小林安晴君) 今まで医師については紹介会社へということはあったんですけど過去に。看護師は初めてでありまして、今言ったようになかなか看護婦、常に募集はしているところですが集まらないということから、たまたま紹介会社からうちの病院で働きたいという看護師が今回ありまして、面談の結果そういう会社を通じて今回2月に採用した経緯でございます。
- ○議長(菅原義幸君) 石原議員。
- ○6番(石原広務君) 今の答弁からだと1人の採用だということだと思うんですが、立場としては、町の国保病院の看護師ということで、勤めるに当たって何か条件とかないんでしょうか。紹介されたわいいけど、勤めたはいいけど、例えばその1年経ったら合わないとか、そういうことが可能性としてあるんですが、そのような話は面接の中で話されたのか。そこだけお知らせいただきたいと思います。
- ○議長(菅原義幸君) 小林国保病院事務局長。
- ○国保病院事務局長(小林安晴君) 契約の中には、当然すぐ1カ月、3カ月とか短期間で辞めたら、紹介料は全額払わなくてもいい契約にはなってます。それで今の質問のとおり当然この看護師には、当然紹介会社を通じて今回採用してますので、こういう紹介料も払ってますので、出来るだけ長く勤務してくださいということでは、面談のときにはお願いしたところでございます。
- ○議長(菅原義幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。 続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。 これより採決をいたします。 お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎日程第19 議案第23号

○議長(菅原義幸君) 日程第19、議案第23号 せたな町行政組織条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(髙野利廣君) 議案その2の1ページでございます。議案第23号せたな町行政組織条 例等の一部を改正する条例についてでございますが、今回の行政組織改革についての議論は当初、 昨年11月24日開催の議会全員協議会で、まちから案を示しその後も何度か議会等で協議をいた だき今日に至っているわけでございます。まちは合併して10年を経過しました。この間財政の健 全化を最重要課題として事務事業の見直しを行い、行政サービスの充実に努めてまいりました。ご 承知のとおり平成28年度から合併特例の地方交付金の優遇措置が段階的に削減され、平成33年 度から一本算定になります。したがって更なる行政執行の効率化が求められている状況のもとで、 組織機構の見直しを慎重に行なってまいりました。特にまちづくり推進課については、企画調整部 門の事務の充実を図っており、地方創生や地方公共交通、6次産業化拠点構想などの懸案事項を担 当することになります。さらに新幹線が北海道にやってくるということも相まって、昨今、道内で は観光産業とまちづくり対策という新しい関係を構築することが求められており、地域を生かす新 しい関係を構築することが求められており、地域を生かす新しい視点に立つことは大事だと言われ ております。また昨年の暮れから各地域懇談会や地域協議会で説明し、まちの原案を了承いただい ております。組織機構は、人口減や職員数などの減などによりまして、時代の流れに沿って変化す るものと理解しております。先の全員協議会で対案も出されて協議をいただいた経緯もございます。 いずれにしても、またまちとしても見直しが必要な時期がくるものと考えております。今後なお一 層、事務の効率化や住民サービスの向上に進めてまいりますので、ご理解いただきたくお願いを申 し上げます。

内容は担当課長から説明いたさせます。

よろしくお願いをいたします。

- ○議長(菅原義幸君) 西村総務課長。
- ○総務課長(西村晋悟君) それでは議案第23号の内容を説明させていただきます。議案その2の4ページをお開き願います。ただ今提案理由で副町長からも申し上げましたとおり、昨年11月24日に、全員協議会で求められました資料として機構図を提出いたしまして、ご説明をさせていただいたものですが、それと繰り返しの内容になりますが、ご説明させていただきたいと思います。まず、第1条せたな町行政組織条例の一部改正の部分でありますが、その中の第1条であります。

従来の総務課にあります、まちづくり推進室をまちづくり推進課と新設をするものでございます。 また、現在の産業振興課におきましては、改正後は農務課と、それから水産林務課この2つに課を 分けるというものでございます。次の事務分掌、第2条につきましては、総務課の欄で従来、第1 号から21号までございましたが、その中からまちづくり推進課に移行される部分を削除いたしま して、改正後は総務課第1号から第12号までとなりますが、その中で第8号につきましては、新 たに現在の町民児童課から係として地域町民係が総務課に移行してまいりますので、その分掌事務 につきまして、加えているものでございます。

次にまちづくり推進課の事務分掌について申し上げます。先ほど申し上げました従来の総務課に属しておりました第8号から第17号の部分までがまちづくり推進課に移行されるということでございます。それに加えまして現在の産業振興課に属しております商工観光労働の係に属する事務を分掌につきまして、まちづくり推進課へ移行するということで、まちづくり推進課の第10号から11、12号とこちらのほうに移行するものでございます。

次に町民児童課でありますが、現在、交通安全及び防犯に関する業務が町民児童課にございますが、これが先ほど申し上げましたとおり総務課に移ってまいります。

以下、号の号数が繰り上がるとなってございます。

次に6ページをご覧願います。6ページでは産業振興課の部分が、改正後は農務課それから水産 林務課と分かれるわけでございますが、農務課につきましては第1号から第3号まで第1号では農 業及び畜産業の振興に関すること。第2号といたしまして土地改良事業に関すること。第3号では その他農務に関すること。水産林務課では第1号が水産業の振興並びに港湾及び漁港に関すること。 第2号では林務の振興に関すること。第3号ではその他水産林務に関すること。以上のようになり ます。

次に、せたな町総合計画策定審議会条例の一部改正に移らせていただきますが、この条例では第7条に審議会の庶務は総務課において行うという文言がございますが、このたびの機構改革によりまして総務課を、まちづくり推進課に改めるものでございます。

次に議案第3条のせたな町水産種苗育成センター条例の一部改正につきましてですが、本条例の 第3条にございます。センターに庶務課、魚介類課及び魚類課を置くという文言の部分をセンター に業務係を置きと改めるものでございます。

続きまして、せたな町地方港湾審議会条例の一部改正についてでございます。本条例の第8条には審議会の庶務は産業振興課において処理するという部分がございますが、産業振興課を水産林務課に改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上のとおりでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。
  - (「なし」と言う者あり)
- ○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎延会宣告

○議長(菅原義幸君) お諮りいたします。

以上で本日の会議はこれで閉じ、以後の議案審議は3月9日一般質問終了後に行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ、延会することに決しました。

なお3月9日午前10時に再開いたしますので当議場にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

長時間にわたりご苦労様でした。

散会 午後 4時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年4月21日

議 長 菅原義幸

署名議員 大湯圓郷

署名議員 真柄克紀

# 平成28年第1回せたな町議会定例会 第2号

# 平成28年3月9日(水曜日)

- ○議事日程(第2号)
  - 1 行政報告
  - 2 一般質問
  - 3 議案第26号 せたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
  - 4 議案第27号 せたな町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正 する条例について
  - 5 議案第28号 せたな町行政手続条例等の一部を改正する条例について
  - 6 議案第29号 せたな町手数料条例の一部を改正する条例について
  - 7 議案第30号 せたな町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条 例の一部を改正する条例について
  - 8 議案第31号 せたな町介護サービス条例等の一部を改正する条例について
  - 9 議案第32号 せたな町生活館条例の一部を改正する条例について
  - 10 議案第33号 せたな町体育施設条例の一部を改正する条例について
  - 11 議案第34号 せたな町営農用水道等給水条例の一部を改正する条例について
  - 12 議案第35号 建物及び土地の無償貸付について
  - 13 議案第36号 檜山管内行政不服審査委員会の共同設置について
  - 14 議案第37号 檜山広域行政組合の共同処理する事務の変更及び檜山広域行政組合規約の一部を変更する規約の協議について
  - 15 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
  - 16 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
  - 17 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

### ○出席議員(12名)

1番	細	Ш	伸	男	君	2番	神	田	和	浩	君
3番	江	上	恭	司	君	4番	本	多		浩	君
5番	石	原	広	務	君	6番	桝	田	道	廣	君
7番	大	湯	圓	郷	君	8番	真	柄	克	紀	君
9番	平	澤		等	君	10番	大	野	_	男	君
11番	熊	野	主	税	君	12番	菅	原	義	幸	君

### ○欠席議員(0名)

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 高 橋 光 君 貞 教育委員会委員長 田 井 重 久 君 農業委員会会長 原 田 喜 博 君 選挙管理委員会委員長 君 大 坪 観 誠 代表監查委員残 間 君 正

- 1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。
  - (1) 町長の委任を受けて出席する説明員

-						•		
副	町			髙	野	利	廣	君
総	務	課	長	西	村	亚	悟	君
財	政	課	長	佐	々木	正	則	君
税	務	課	長	横	JII		忍	君
町	民 児	童 課	長	吉	崎	照	人	君
保	健 福	祉 課	長	丹	羽		優	君
産	業 振	興 課	長	鎌	田	勝	幸	君
建	設 水	道課	長	原			進	君
会	計 管	第 理	者	関		功	悦	君
玉	保病院	事務局	長	小	林	安	晴	君
総務	S課まちづ	くり推進	室長	黒	澤	智	彦	君
産	業振り	课 課 参	事	松	村		悟	君
総	務 課	長 補	佐	髙	橋		純	君
財	政 課	長 補	佐	神	田		昌	君
町	民児童	課長権	住	佐	々木	真	由 美	君
町	民児童	課長補	自佐	坂	谷	洋	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君
保	健福祉	課長補	自佐	西	田	良	子	君
保	健福祉	課長補	自佐	元	島	敬	$\stackrel{-}{=}$	君
産	業 振 興	課長補	自佐	佐	藤	英	美	君
建	設水道	課長権	住	松	本	健	裕	君
建	設水道	課長補	自佐	平	田	大	輔	君
税	務 誹	果 主	幹	佐	々木	正	人	君
町	民児童	重課 主	幹	濱	登	幸	恵	君
地垣	<b></b> 包括支援	センター	所長	長	内		京	君
産	業建設	设課 主	幹	三	浦	岡山	大	君
産	業振り	课 主	幹	河	原	泰	並	君
産	業振頻	课 課 主	幹	阪	井	世	紀	君
農	業センタ	一副原	斤長	沼	口	英	樹	君

	建設水道課主幹	久	津 間		智	君		
	建設水道課主幹	上	田		男	君		
	国保病院事務局次長	中	Ш		譲	君		
	国保病院事務局主幹	伊	勢	千 佳	子	君		
	財 政 係 長	吉	田	有	哉	君		
	障害福祉係長	松	原	孝	樹	君		
	介護保険係長	竹	内	亜 希	子	君		
《大成	総合支所》							
	総合支所長	堂	端	重	雄	君		
	産業建設課長	佐	野	英	也	君		
	地域町民課長補佐	萩	原	勝	幸	君		
	産業建設課長補佐	杉	村		彰	君		
	大成水産種苗育成センター場長	沖	崎	孝	純	君		
	国保病院大成診療所事務長	古	守	幸	治	君		
	地域町民課主幹	浜	高	正	明	君		
	大成水産種苗育成センター主幹	栄	田	武	志	君		
《瀬棚総合支所》								
	総合支所長	篠	塚	三喜	郎	君		
	産業建設課長	福	士	裕	継	君		
	養護老人ホーム三杉荘所長	上	野	宏	行	君		
	地域町民課長補佐	濱	口	喜	秋	君		
	地域町民課長補佐	八	木	忠	義	君		
	国保病院瀬棚診療所事務長	古	畑	英	規	君		
	養護老人ホーム三杉荘次長	亚	賀	英	治	君		
	福 祉 係 長	山	本		亨	君		
	建設水道係長	小	池	秀	樹	君		
(2	) 教育委員会委員長の	委任を受	をけて出席	する説	明員			
	教 育 長	: 成	田	円	裕	君		
	*****		-			т.		

教育委員会事務局長 髙 威 君 田 広 君 教育委員会事務局次長 上 野 朋 給食センター副所長 早 Ш 克 紀 君 北檜山幼稚園長 君 鎌 田 郁 美 瀬棚教育事務所長 三 浦 孝 史 君 大成教育事務所長 杉 村 輝 明 君 教育委員会事務局主幹 増 田 和 彦 君

黒

教育委員会事務局主幹

澤 美知子

君

総務係長近藤智博君社会教育係長奥村大樹君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 小板橋 司

君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

 書
 記
 長
 西
 村
 晋
 居
 君

 書
 記
 次
 長
 髙
 橋
 純
 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 横 川 洋 二 君 事 務 局 次 長 丹 羽 小百合 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 横 川 洋 二 君 事 丹 務局次長 羽小百合 君 事 務 局 書 記 林 功 松 君

# ◎開議宣告

○議長(菅原義幸君) おはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達していますので定例会を再開いたます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

## ◎日程第1 行政報告

○議長(菅原義幸君) 日程第1、行政報告を行います。 町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。 町長。

○町長(高橋貞光君) それでは2月29日から3月1日にかけての強風による被害状況について報告いたします。

詳細はお手元の資料になりますが、発達した低気圧の影響により最大瞬間風速29.3mの強風を記録し、記載のとおりの被害が発生したものであります。まず②住宅被害では、一般住宅屋根破損により100万円、④農業被害では、ビニールハウス9棟の破損で39万1,000円、⑧衛生被害では、瀬棚簡易水道施設の引込線の断線被害で200千円、⑩公立文教施設被害では、大成農村広場フェンス損壊で30万円、⑪社会教育施設被害では、北檜山第2郷土資料室の外灯倒壊で30万円、⑫社会福祉施設では、NPO法人ふれんど事務所の軒天一部破損で20万円で、被害総額が239万1,000円となったものでございます。

なお公共施設に係る修繕につきましては、早急に対応することとしております。 以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長(菅原義幸君) これで行政報告を終わります。

### ◎日程第2 一般質問

○議長(菅原義幸君) 日程第2、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されていますとおり、質問、答弁は 簡明にお願いいたします。

それでは、通告順に順次発言を許します。

6番桝田道廣議員。

○6番(桝田道廣君) ただ今議長からお許しをいただきましたので先に提出しております件について質問をさせていただきます。

昨年行われました国勢調査の結果が先日の新聞等にも掲載されていました。全道的に人口が減少しているとはいえ、その中でもせたな町は檜山で1番の減少率で、言い換えれば高齢化が1番進んでいることだと思います。現在多くの高齢者は年金生活者であり、夫婦2人またはお一人で住んでおられる方が非常に多い状態でございます。この方々が元気なうちは大丈夫だと思うんですが、年齢と共に病気になる確率も高くなり次第に身体的にも衰えが来ます。こういう方々がや

がて要支援、要介護の認定を受けるようになった場合に受けられるサービスが色々あります。その一つに福祉用具購入償還払い制度、住宅改修償還払制度がございます。この制度は、介護等の認定を受けた方が使用する福祉用具を購入または住宅の軽微な改修をする際、購入費用または改修費用の9割を助成してもらえる制度なのですが、残念なことに一時的ではありますが全額負担しなければなりません。具体的にこの制度を利用する福祉用具購入であれば10万円以内、住宅の改修であれば20万円以内の領収書を申請書と共に役場に提出し、受理された場合約1月程で購入額の9割、つまり福祉用具購入の場合9万円以内、住宅改修の場合は18万円以内のお金が利用者に返金される制度です。これは年金を頼りにしている高齢者にとって、例え一時的とはいえ全額を負担することは非常に難しい問題だと思います。私の聞いている話では、例え一時的であっても全額立て替えをすることは無理なので、この制度を利用できないで諦める方がおられるようです。これはとても悲しいことだと思うのですが、そこでこの制度を見直して利用者の支払いは最初から1割とし、残り9割をまちから事業者に直接支払う受領委任払い制度に改めるべきではないかと思います。現在この制度は、檜山ではまだ実施している町はありませんが、近くでは函館、木古内、松前などを含む全道、全国で既に多く取り入れられています。

今後ますますの高齢化が進むであろう我町の住民に対して、大切なサービスだと思うのですが 町長の考えをお聞きしたいと思います。

- ○議長(菅原義幸君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) それでは桝田議員からのご質問にお答えします。

ご存知のとおり介護保険制度は、介護や日常生活に支援が必要となったときに介護認定を受け、1割または2割の利用料でいろいろなサービスが受けられる制度であります。現在、介護保険給付の支給については、訪問介護や通所介護などの居宅介護サービス費、グループホームなどの地域密着型介護サービス費、特別養護老人ホームなどの施設介護サービス費、ケアプラン作成に係る居宅介護計画サービス費などは、介護保険法でサービス事業者への支払のみなし規定があるため、現物支給で支給しておりポータブルトイレなどの福祉用具購入費、手すりの設置などの住宅改修費は、みなし規定がないため償還払いによる支給をしているところです。福祉用具購入費については、購入費用が1年度10万円以内、住宅改修費は、改修費用が1家屋20万円以内という対象経費に上限があり、超えた分は利用者の自己負担となっております。ここ10年間の支給申請状況を見ると福祉用具購入費は、年間約40件、支給平均額は2万6千円、住宅改修費は、年間約40件、支給平均額は10万7,000円となっており、約80%が75歳以上の高齢者となっています。

お尋ねの受領委任払いについては、利用者の利便性を考慮して実施をしてまいりたいと考えております。なお、具体的には、せたな町にあった方法を町内の事業者と検討し、要綱などを整備してまいります。

以上でございます。

- ○議長(菅原義幸君) 桝田議員。
- ○6番(桝田道廣君) ありがとうございます。前向きな検討をいただけるということでございましたので、非常にありがたいことだと思わせてもらいます。今一般の方々が、こうしてこのサ

ービスを受託委任払いということでいただけるように計らっていただけると思うんですけれども、中には生活保護者等も当然おられるわけです。こういう方々が同じ制度を利用しようとする場合には、社会福祉事務所に申請を出したりなんなりしなければならない。そして9割戻ってきた部分に関しましては、そちらからまた社会福祉事務所に返金をしなければならないというようなことだそうでございます。また生活保護の場合は、保護費としてそのまちから戻ってきた部分を生活保護費の一部として、そのまま使うというか月々の補助から差し引いた中でされる部分かあるらしいんですけれども、だんだんと認知等が進んできた場合に、どのお金なのかわからなくなるという方も多々おられるというお話を聞かせていただいております。そういう意味において、生活保護者の方々にそういう手厚い政策をお願いしたいと思いますけども、町長いかがでしょうか。

- ○議長(菅原義幸君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) それでは2回目の質問にお答えをさせていただきます。

受領委任払いを実施することになりますと、ただ今のご質問の生活保護受給者につきましては、 事前に北海道へ介護補助申請をすることに変更ありませんが、受領委任払いをすることによって 北海道へ返還する手間がなくなると考えられます。したがいまして一層利用しやすくなると思う ところでございます。

- ○議長(菅原義幸君) 桝田議員。
- ○6番(桝田道廣君) それでは2問目の質問に移らせていただきます。

今月の26日いよいよ北海道新幹線が開業となります。このことによりまして新函館北斗駅には毎日約5,000人の方々が来場すると見込まれ、道南地域にとっては多くの交流人口が期待されているところでございます。せたな町にとりましても、千載一遇の好機であり、函館から檜山地方に観光客を少しでも取り込む方策を考える必要があると考えます。

当町においては、自然豊かな景観はもとより観光名所として瀬棚区の三本杉岩、北檜山区の浮島公園、大成区の太田神社を有し、せたな町の三大パワースポットとして観光誘致を図っております。その中にも大田神社は、北海道最古の山岳霊場であり多くのマスコミにおいても、その日本一険しい神社としてテレビや雑誌を通じ全国に紹介されております。せたな町観光協会でも、昨年より温泉ホテルきたひやま、あわび山荘に宿泊されたお客様を限定に日本海夕日ツアーや、太田神社参拝ツアーを企画し、大きな反響を得ていると聞いております。

私は歴史的観点から、古くに建立された太田神社の観光資源としての充実を図っていくべきではないかと考えます。檜山地域の古い歴史と文化財を活かし、連携した観光を構築するためにも太田神社を、まちとしてどのように捉え、位置付けしているのか町長並びに教育長の所見をお伺いしたいと思います。

よろしくいお願いいたします。

- ○議長(菅原義幸君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) それでは2問目の桝田議員のご質問についてお答えいたします。

本町における観光振興については、ホームページ等各種媒体による情報発信や、せたな3大イベントである水仙まつり、がっぱり海の幸フェスタinわっためがして大成、漁火まつりなど各

種イベントによる観光客誘致をはじめ、せたな観光協会が進めるバーベキューケータリングサービス、せたな塾の開催、せたな観光客受入推進協議会による多くの道内外の修学旅行の受け入れなど、せたな観光ビジョンにより、官民一体となった取り組みを進めてきているところであります。

議員ご質問の太田神社については、道南五大霊場の一つとして創建570年を越え、北海道最古の山岳霊場として多くのマスコミなどにおいて全国に紹介され、その反響は非常に大きくテレビ番組の制作や全国各地からの参拝者や問い合わせが寄せられてきているところであります。太田神社を管理している地域としては、集落の人口が年々減り、高齢者ばかりになってきているところでありますが、まだ元気なうちは自分たちの手でこの神社をできる限り守っていきたいという考えでありますので、まちとしても地域のそうした意向を十分尊重しながら、これまでと同様の関係を維持して参りたいと考えていますのでご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(菅原義幸君) 教育長。
- ○教育長(成田円裕君) 桝田議員からご質問がありました、太田神社の保護と文化財の活用についてお答えいたします。

太田神社は北海道最古の山岳霊場としてテレビや雑誌等で全国に紹介され、休日には町外から多くの人が訪れているところであります。議員ご承知のとおり、現在、太田神社については文化財の指定はされておりません。まちの文化財の指定を受けるためには、所有者又は占有者が申請を教育委員会に提出していただいて、町教委ではその申請に基づき、せたな町文化財保護審議会に諮問し同審議会より答申を受け、せたな町教育委員会として指定の是非について判断をすることになります。なお文化財の指定を受けても施設の管理は今までどおり、所有者又は占有者が行うことになります。ただし修理などについては、一部町から補助を受けることができます。

いずれにいたしましても文化財の指定を受けますと、管理、修理面などである程度の制約を受けることになりますことをご理解願います。

- ○議長(菅原義幸君) 3番、江上恭司議員。
- ○3番(江上恭司君) それでは先に出してある質問要項に基づいて議長の許可が出ておりますので、これから一般質問を行っていきたいと思います。

最初に総合事業と生活支援サービスについて問題であります。ここで一般質問の通告用紙を出したんですが、誤りがありましたので訂正させていただきます。総合事業が27年度4月から始まりましたが、檜山では上ノ国、厚沢部、奥尻、今金が2年目からと書いてありますけど、実際には27年度3月ということで1年目からのスタートで、既にこの4町はスタートされているということで、ここを訂正させていただきたいと思います。

総合事業が27年度4月から始まり、もう少しで2年目に入ってきます。町長の執行方針の中で、地域福祉、高齢者施策については高齢者健康福祉計画第6次介護保険事業計画を基本に、総合的な保健福祉、介護予防の転換を図り高齢者の自立促進、住みなれた家や地域で安心して暮らせる環境をつくり、権利の擁護、相談など支援体制をこれからも充実して努めてまいりますというかたちで、今年の執行方針演説の中で町長は述べられております。この総合新事業は既に27年4月から長沼町、標津町などから始まっており、1年経過する中で最初に考えつかない、いろ

いろな問題が出てきています。せたな町の予定では、最終年度の平成29年4月からの計画になっておりますが、もうこの準備期間も1年になり多様な担い手による多様なサービス、NPO、民間企業、ボランティアなどを活用して事業計画をどのようなスケジュールで進めていくのか。また要支援者の訪問介護、通所介護の地域事業との選択制ですが、今までとおり専門的なサービスを受ける場合、国からの補助金が私たちの情報では減額される可能性があり、サービスで低下につながることが予想されます。そして今回の3年目でやるより、少しでも早く計画を前倒ししていくなら国の補助率も違い、その辺について町長どうお考えか、まず第1間をお伺いいたします。

- ○議長(菅原義幸君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) それでは江上議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

介護保険制度の改正により主に軽度者の訪問介護、通所介護が、新しい介護予防、日常生活支援総合事業へ移行されることになり、予防給付費の実績額が交付基準額を超えているなどの理由により、檜山管内では4町が27年3月から新しい総合事業へ移行しましたが、当町の場合、先行した4町とは異なりまして、交付基準額を下回っているため平成29年度の移行が有利なことから前倒しの移行はせず、移行猶予期間を最大限生かして、生活支援サービスを整備して予定どおり移行したいと考えております。

せたな町では新しい総合事業へ、スムーズに移行するため、平成26年度から全道に先駆け生活支援基盤整備事業に取り組み、平成27年2月には生活支援ささえ合い協議会を立ち上げ、高齢者自身の生きがいづくり、有償ボランティアの在り方、買物や家事、ゴミだしなどの生活支援の在り方、地域でのサロン活動の重要性について協議しており、更には、生活支援の必要な方とボランティアをつなげる仕組み、不足するボランティアの養成、安心してボランティア活動ができる体制づくり等について準備を進め、平成29年度より実施してまいります。また新しい総合事業に移行した年度から全ての市町村で、国道の負担率が5%減額となりますが、当町では専門的な介護サービスについてもサービスの低下にならないよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(菅原義幸君) 江上議員。

○3番(江上恭司君) 今町長はうちは下回ってるから29年からやったほうが有利だといいますが、僕はそうは思っていないので、その問題は置いておいて、今回、新事業の流れというのが、今非常に問題になってきている。介護予防日常生活支援総合事業、これが利用者がまず市町村の窓口にいって、その窓口で受け付けたのをチェックリストという形で、いわゆる今までの現行の訪問とか、多目的な多様なサービス、この二つに分けられるということになってきますが、第6次の総合計画を見ても、この要支援者の数が平成27年度では要支援者1が119、2が69、平成37年度においても要支援者1が155で要支援者2が86という形で200以上の方がずっと続いていく。それが今までは介護保険の中で1割、2割負担で何とかなっていたのが、今度はそういう形で分けられてくる。まずこのチェックリストする人の専門性がまずきちんと保たれないと多様なサービスに行くのかは今までどおりのサービスに行くのかという点が、まず一つ大きな問題になる。この辺のチェックリストの専門性をどういう形で作っていくのかという問題

と、例え本人が現行の専門的なサービスで訪問介護を今までどおりやりたいと言っても、実際に は1年の中でどういうふうに改善されたかということで、サービスを利用しているケースでサー ビスの利用の継続が必要なケースのみしか今度は採用されなくなる。ではこの必要なサービスを 受けるための問題として、認知機能の低下により日常生活に支障をきたす。また退院直後で状態 が変化しやすく専門的なサービスが必要な者というような規定があって、なかなか現行どおりの サービスが受けて行けない。そうなれば多様なサービスに移る。多様なサービスは②③④⑤とい うことで4つのサービスが受けられる。訪問型サービスA、これは業者による委託サービス含め た形、それから3番目が訪問サービスBについては、住民主体によるボランティアによるサービ ス、これはがあと4、5という形で保健師含めたサービスが受けられるとなっていますが、実際 には先ほど町長も言ったように、5%減額されていく中で本人負担が増えてくる。本人はとって も払うような状況にない中で、その辺は町は財政負担していくのかどうかという問題と、それか らもう一つ大きな問題で、包括支援センターの問題があります。この包括支援センター今回1人 募集していますが、今までの業務内容が地域包括センター支援の運営、介護予防ケアマネジメン ト、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、これに事業に移ることによって 今までのことから新しいものが在宅医療介護連携推進、認知症施策の推進、生活サービスの体制 整備と非常に多くの仕事がこの包括センターには増えてくる。果たして今1名募集して1名で間 に合うかどうか含めてもう一度町長の答弁をお願いいたします。

### ○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) まずもう一度29年度がなぜ有利かという話をさせていただきたいと思います。今当町の場合、総合事業の上限額の計算シートがあるわけですが、仮に27年に移行した場合、29年度の上限額につきましては3,658万、28年度に移行することになりますと29年度の上限額は3,616万、29年度以降となりますと3,706万6,000円ということから、当町としては29年度以降が有利と考えているところでございます。それと新しい総合支援事業に移行するということでございますが、この目的につきましては、議員ご承知のようにすべての市町村が要支援者のサービス提供を効率的に行なって、社会保障費の伸びを抑えるということでございます。また市町村が地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画する多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制をつくり支援し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援などを可能にするものでございまして、今29年度、実施に向けてその辺の取り組みを急いで進めているという状況になっております。ご質問のチェックリストの関係、あるいは5%減額されたことへの財政支援のあり方、それから包括支援センター今1人確保する予定にしておりますが、それで大丈夫かという質問でございますが、これにつきましてもこれからしっかりその辺について、支援を受ける高齢者の皆さん方がマイナスにならないようにしっかりやりたいと考えております。

#### ○議長(菅原義幸君) 江上議員。

○3番(江上恭司君) そもそも介護保険の中で介護認定者をサービスするという保険制度が出る中で寝たきりを少しでも遅らすために要支援制度を作って、その人がたをサービスをやりながら寝たきりを少しでも遅らせる要介護というのがずっと行われてた。それが今度は地域事業に移

って行くという点では、今いろいろなところで出ているのが、今までどおりのことを出来るのかと。これ最終的に前年度実績の10%を処置をしますといってますけれども、これはずっとやるとはいってないんです。そういうことを考えて今町長は、いろいろな問題を検討してサービス低下につながらないようにしていきたいとおっしゃいましたが、前回、昨年私6月のこの質問に対しても町長は今まで通り変わりなく安心してサービス受けれますという答弁しているんです。実際に財政が5%削られますという問題含めて、それからいろいろなサービスがこれからできる中でボランティア含めた問題含めてまだ何も決まってない中で、安心してサービス今までと同じ形で受けられるということを町長おっしゃられましたが、それで全力を挙げて取り組むということを再度言っていただければ、私はこれでこの質問について終わります。

## ○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) それでは、お答えをいたします。議員おっしゃいますように、この新しい事業に移行した場合、今までどおりいくのかということでございますが、これは今までどおりいきません。したがいまして利用者の不利益にならないように、これはしっかりと別な形で支える必要があると感じております。そこで、まちももちろん包括支援センターを中心にしっかり対応してまいりますが、町内会やボランティア、更には社協、そういった地域の支えがこれからますます重要になってくると思っております。そうした体制づくりをこれから進めていかなければならないということで、先ほど答弁をいたしましたように、まちとしては支え合い協議会等を通じまして、そういった対応をこれから急いでするということにしておりますので、議員のご質問の趣旨に沿えるように精いっぱい努力させていただきたいと思います。

#### ○議長(菅原義幸君) 江上議員。

ありがとうございました。それでは2つ目の質問に行きたいと思います。 ○3番(江上恭司君) 教育長がことしの行政執行方針の中で食育について学校給食指導、学校栄養教員による食に関 する指導や家庭への啓蒙、連携などを通じて食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図 るとともに、地元素材を利用した給食の提供、食への感謝の気持ちを構成する指導の充実に努め てまいりますと執行方針の中で述べられています。そこでこの食物アレルギーの問題については、 児童、生徒に対して文部科学省の監修のもとに平成20年公益財団法人日本学校保健会が発行し た学校アレルギーに関する取り組みのガイドラインが平成20年に作られております。せたな町 のこのアレルギーの児童生徒は、全体の中で約30人ほどおると言われております。その給食に ついては、その児童生徒に対しては中学生の場合については1カ月の献立表を見て、これがアレ ルギーだから食べるとか食べないという本人判断、また小学生の児童については、養護教諭と相 談して、食べるかどうかという判断をしていると聞いております。しかし檜山管内調べてみます と、今金も上ノ国も江差も乙部もちょっと奥尻だけ聞けなかったんですけど、別な形でこれに 対応してメニューを作って給食を出しているというような話を檜山で聞いて、そういう答えが帰 ってきております。せたな町でも施設の問題や人員の問題これ当然やるとしたら出てきますが、 食育の観点から見て本人に沿った給食を作る必要があると考えますが、その辺教育長のお考えを まずお伺いいたします。

○議長(菅原義幸君) 教育長。

○教育長(成田円裕君) 江上議員のご質問にお答えいたします。

一の原因となる食材を除いて、各対象児童、生徒に給食を提供しているところであります。 アレルギー症状については、発症しても軽い症状の児童、生徒だけで、重い症状の児童、生徒はおりません。対象となる食材は、乳製品、鶏卵、魚卵、エビ、カニなどの甲殻類、貝類、そば、キウイフルーツなど多岐にわたっております。また代替食の対応でございますが、給食センターでは、学校長、PTA会長等が委員となっている、せたな町学校給食センター運営委員会、また養護教諭等を委員とする学校現場給食担当者打合せ会議を開催しており、食物アレルギー対策についても協議しているところでありますが、委員からは代替給食についての要望は今のところありません。したがいまして今後、学校長や養護教諭などから代替給食について意見を聴取して行かなければならないものと考えておりますので、学校とも十分にご相談させていただきたいと思います。また議員ご指摘のとおり、施設の改修や人員の関係もありますので、代替給食の提供が可能かどうか、今後検討してまいりたいと考えておりますことでご理解を願います。

当町の食物アレルギーの対象者は小学生19名、中学生11名の合計30名で、食物アレルギ

- ○議長(菅原義幸君) 江上議員。
- ○3番(江上恭司君) 要望が出てない、今後いろいろな問題含めて検討していきたいという今日 の教育長の回答ですが、そういう形で進めていただくと同時に、先ほどを述べましたように学校 アレルギーに対するガイドラインが、先ほど平成20年広域財団の関係で作られた。しかしこれ 作られたあと、全国で死亡事故が起きてるんです。北海道でもそばアレルギーで1名死亡してい るという中で文部科学省スポーツ青少年局長の通達の中で、これからアレルギーに対してのガイ ドラインをきちんとやりながら、そして管理指導表と同時にきちんと進めていくべきだという通 達が、平成26年3月26日に各都道府県に出ているんです。そこの中で、そのあと北海道が学 校における食物アレルギーの進め方という基本的な方針が作られております。なぜこれができた かというと北海道はアレルギーの子供が全国平均の2倍なんです。小学校では全国平均では4. 5%、しかし北海道は7.7%、中学校では全国平均7.4%が8.5%、そしてさらに深刻な ことは、この10年間の間に平成16年から25年の間に北海道のアレルギーの児童生徒が小学 校では5倍、中学校では2倍に増えてるという形で、全国的に見ても非常にこのアレルギーの問 題が北海道では多くなってるということで、道教委がこれから進め方として考えていくべきだと いうことを各学校、教育委員会に示されてると思います。それには一つは情報の提供、事故防止、 緊急対策そしてこれからの給食の四つパターン、完全にそのアレルギーのものを取り除くとか、 違う形を作るとか、いろいろな形で四つのパターンそれから各アレルギーの子供に対しての学校 生活管理指導表をきちんと作って、どう対処していくかと。それともう一つアレルギーというの は、親も知らない間に出てくるときあるんです給食によって。その時の緊急対応策として一般教 員を含めた対策が、すぐ行わなければならないというエピペンという薬、その対応策もしなさい ということで、講習を含めた北海道の対応策が出ているので、この辺の対応を教育委員会として どう考えていくのか。お伺いいたします。
- ○議長(菅原義幸君) 教育長。
- ○教育長(成田円裕君) ただ今江上議員のご質問にございました、これからのアレルギー対策

の対応ということでございますが、まず初めに北海道のマニュアルに従いまして、まちでは平成 27年7月に学校給食における食物アレルギー対策対応マニュアル、こちらの改訂版を各学校に 配布しております。マニュアルの配付の際には既に作成されている緊急時の校内体制のもとに、 各学校の実情に応じた食物アレルギーに対する取り組みをするよう通知をしているところでご ざいます。またこの給食センターにおいて、作成いたしましたこの対応マニュアルを配布した際 に当然緊急時の対応や食物アレルギーへの対応についても記載をしているところでございます。 食物アレルギーにつきましては、これがあった場合には命が失われるとことが想定されること。 それとあらゆる食材がアレルギーになること。更には食物アレルギー発症の対処方法、給食時の 注意点、まれにでありますが、運動の際の誘発性の食物アレルギーもあることなど、教職員の食 物アレルギーへの認知度をもっと高める必要があるのではないかと思っております。またどの生 徒がどの程度の症状で何が原因物質なのか、あるいは学校全体の共通理解を深めていく必要があ るのではないかと思ってるところでございます。そのため各学校では食物アレルギーの子供に対 する資料に基づいて、職員会議を通じて教職員の理解の情報の共有を図っているところでござい ます。ただ研修につきましては、校内研修は行われておりませんが、檜山養護教員研究会北部グ ループが食物アレルギーに対する研修を行なっております。今後はマニュアルどおり食物アレル ギー対策が進むよう、校内組織の活性化と校内研修の推進について指導してまいりたいと考えて おります。

以上でございます。

- ○議長(菅原義幸君) 江上議員。
- ○3番(江上恭司君) 今、教育長が今後研修含めて体制を整えてやっていきたいということで、今回この問題取り上げたのは、ある先生からのお話で研修がきちんとなされてないと。だから共通の認識になってないということで、研修等を含めてきちんと北海道のアレルギー対応の進め方に基づいた体制を作ってほしい、強化してほしいというのが要望として出てきた。その辺で教育長は研修含めてやっていくということですので、その辺をきちんと強化していただいて、その要請、そういう代替食をしてほしいとか、要請がないからしないのではなくてアレルギー対策の国の進め方に基づいて、きちんと指導してほしいということで、最後の質問終わらせていただきます。
- ○議長(菅原義幸君) 教育長。
- ○教育長(成田円裕君) 当然このアレルギー対策につきましては命に関わる問題だということで、私たちも重要なことだと思っております。この部分につきましては栄養教諭もおりますので学校への指導も含めまして、教職員の人方がどのような形で研修ができるか、これから早急に各学校長と意見交換をして取り進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。
- ○議長(菅原義幸君) ただ今から休憩に入ります。再開は11時といたします。

休憩 午前10時50分 再開 午前11時00分

- ○議長(菅原義幸君) 休憩を解きまして会議を再開いたします。
  - 一般質問を続行いたします。
  - 10番大野一男議員。

○10番(大野一男君) 議長から通告してある質問のお許しをいただきましたので、3問町長、教育長に質問をさせていただきます。まず最初に第2次せたな町総合計画策定について質問いたします。まちは現行の第1次せたな町総合計画が平成29年度をもって計画期間が終了することから、平成30年度から39年度までの10年間を計画期間とする第2次せたな町総合計画の策定に平成28、29年度をかけて取り組むとしています。第2次せたな町総合計画の策定に際し、当町は合併10周年を迎えました。まずは、この総合計画の策定にあたり、これを絶好の機会と捉えてより多くの町民、職員の参画のもと、合併10年間の検証をしっかりと行うこと。そして第2次せたな町総合計画策定に反映させていくことが大変大事であると考えます。

また第1次せたな町総合計画の精査、検証をしっかり行い、事務、事業の見直し、立案に役立て、第2次せたな町総合計画に反映させていくことが極めて肝要と考えます。

町長の所見をお伺いいたします。

また地方創生総合戦略策定に鑑み、様々な方策が求められております。当町も本年3月せたな町人口ビジョン(案)、創生総合戦略(案)を示しています。地方創生が求めている理念は決して一過性のものではなく、恒久的課題として取り組んでいかなければならない命題であると考えます。第2次せたな町総合計画に、せたな町人口ビジョン(案)、創生総合戦略(案)らの施策をしっかりと落とし込み、その整合性を図り実効性を担保しつつ、この理念を踏襲していくことが必要と考えます。

町長の所見をお伺いします。

- ○議長(菅原義幸君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) それでは大野議員の質問にお答えをさせていただきます。

現行のせたな町総合計画は、平成18年5月から総合計画策定審議会による審議をはじめ、住民懇談会や住民アンケート調査などを実施して、町民の皆様の貴重なご意見などをもとに策定作業を進め、共生、協働、安心、せたな力を基本理念として、みんなの笑顔と力で創ろう、未来のせたなをまちづくりの将来像と定めて平成20年1月に決定し、施策事業の選択、効果効率化に努めながら、まちづくりを推進してきたところです。この総合計画の検証にあたっては、計画に掲げられた166本の施策ごとに達成状況を評価し、総合計画策定審議会などに報告するとともに、新たな総合計画策定に反映させて参りたいと考えています。

また合併10周年の検証についてでありますが、今般せたな町合併10周年の記念誌と10年のあゆみを作成いたしました。人口や財政状況の推移をはじめ、総合計画の基本目標ごとに10年前と現在との比較をグラフや写真を多用して、よりわかりやすく取りまとめたところであります。3月10日の連絡員発送にて、町内の各世帯に配布することとしていますので、ご覧いただきたいと思います。

2つ目の総合戦略との整合性などについてのお尋ねですが、3月7日せたな町創生本部会議を

開催し、せたな町人口ビジョン及び創生総合戦略を決定しました。せたな町の目標人口について は、国の人口ビジョンや町独自の推計分析などを踏まえて、2040年に5,270人以上、国 の推計4,615人と比較して655人以上の人口減少を抑制することをめざしています。また 平成27年度から31年度までを計画期間とするせたな町創生総合戦略は、基本的な考えとして、 せたな町にある様々な日本一の資源をキーワードとして日本一子育てしやすいまちを掲げて、三 大都市圏などへ積極的にアピールするとともに、ここに住んで良かったと思えるまちづくりのた め、基幹産業である農林水産業の振興や雇用の安定確保、移住定住、子育て支援の充実など戦略 的に事業展開することとしています。せたな町人口ビジョンは2040年を展望するものであり、 新たな総合計画の基本構想の目標人口になるものです。また総合戦略に掲げた主な施策は、当然 のことですが、新たな総合計画にも掲載して参ります。今般、策定した総合戦略には、実現すべ き成果に関する数値目標を設定するとともに、政策分野を構成する各施策については、効果を客 観的に検証できる指標として、KPIという重要業績評価指標を44本設定しております。現行 の総合計画には、このような数値目標は掲載されていませんので、新たな総合計画に取り込んで 進捗状況を把握するとともに、PLAN、DO、CHECK、ACTのPDCAサイクルによる 計画、実行、評価、改善といった推進管理を毎年度しっかりと行っていくことになるものと考え ています。議員ご指摘のとおり、人口ビジョンと総合戦略は、新たな総合計画の先導的役割を担 っており、施策の整合性を図り実効性を担保できるよう、計画の策定作業にあたって参ります。

ご理解をお願いいたします。

#### ○議長(菅原義幸君) 大野議員。

○10番(大野一男君) 再質問させていただきます。新町が誕生したのが平成17年、そしてそのときは新町まちづくり計画等、旧3町のさまざまな事務事業を引き継ぎながらスタートしました。平成18年、そのあといわゆる第1次総合計画が18年、19年の2年をかけて策定をされて今日まで来てるわけですが、その間の背景がいろいろあるわけですが、特筆するのは町長自ら平成18年に財政非常事態宣言を出さなければならないと言ったような、まちの実情もその後いろいろ精査した中でてきたということもあります。今回この第2次総合計画策定に当たっての背景としての大きな違いは今言ったように、国も挙げて地方も挙げて総合戦略、特に人口ビジョンをどうするかということをきちんと今後の恒久的な課題として取り組んでいかなければ、まさしくまちは消滅しますよという衝撃的なデータも含めて示されてるわけで、そこにしっかりと着眼をして総合戦略を作っていくということが大きな背景の違いではないかと思いますので、今町長がおっしゃったように、数値できちんと目標を付けて3年ごとのローリングという制度もありますので、その中でしっかり検証しながら進めていただきたいと思います。

この度機構改革で、まちづくり推進課に多分この所管が行くんだろうと想定するわけですが、 やはり相当の分量の仕事がここの新設課で行うことになるんだろうと思うんです。総務課も挙げ て、そして各課もそれぞれ挙げて、しっかりとした事務体制を作って、少なくても今年と来年の 2年間は、相当の事務分量になるんだろうと思いますので、そういうチームをしっかり作ってプロジェクトを作って対応していただきたいと思います。ぜひその辺は意を配した形での新しい仕 組み町長しっかりお願いをしたいと思います。それから地域の声を汲み上げるということを私言 いましたが、いわゆる合併10周年の検証ということですが、これはもっとわかりやすく言うと 合併10周年を地域の方がどう捉えているか、当然反省や検証、評価ということにつながると思 うんです。そうなりますと必ずしも見えざるのいい話だけが聞こえてくるということではありま せん。結構厳しい意見等もあるんだろうと思うんですが、町長この機会に地域に出向いて、いわ ゆる地区懇談会等も開かれてますけれども、そういったことをきちんと企画して、改めて先ほど 3月にダイジェスト版をまちの検証の案件が出るという話ですが、そういう数字を羅列するとい うことではなくて、実際に地域の生の声を1回聞いて、そして謙虚にもう一度初心に戻って、総 合計画策定の中に落とし込むという作業をぜひやっていただきたい。何回もいいますが耳障りの 話ばかりではないと思いますが、ここはあえて町長ぜひそういう仕組みを作っていただきたい。 前回もアンケート調査であるとか、あるいは地域懇談会も開いて総合計画策定に生かしたという 町長の答弁もありましたが、この予算書見ますと策定委員会を招集して30人ほどで、総合計画 策定審議会を立ち上げてやるということも書かれてますが、ここはいろいろ各界の有識者等を集 めて審議会で出来たものの答申をすることが主な仕事だろうと思うので、ここで住民の意見をい ろいろ聞いたということに私はならないと思いますので、ぜひ違った形での町民が参画できる仕 組みを作って総合計画の策定に当たっていただきたい。事務体制の強化と、それから各課それぞ れ第2次総合計画の策定には、それぞれの課の所管の見直しや新しい追録等あると思いますので、 そういうチームの構成、新しい仕組みというものをしっかりつくるということ。この2点につい てもう一度町長の答弁を求めます。

## ○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) それでは2回目の質問にお答えをさせていただきます。新たな総合計画の策定にあたりましては、幾つかのポイントを議員の質問の中で示していただきました。考え方は、誠にそのとおりでございます。策定作業は平成28年、29年の作業となります。議員の意見も踏まえまして、これからしっかりと取り組んでまいりたいと思います。なお総合計画策定審議会の委員としまして町議会議員の3名を委嘱したいと考えておりますので、ぜひ大野議員にもお力添えいただきますように、よろしくお願いします。

#### ○議長(菅原義幸君) 大野議員。

○10番(大野一男君) それでは2問目の質問に移らせていただきます。ふるさと教育推進への取り組みについて、教育長にお尋ねをいたします。

まちの将来を担う子供たちが、ふるさとせたな町の豊かな自然、伝統、歴史、文化等を学習することによって、ふるさとに対する理解を深めるとともに、地域の人々とのふれあいや地域に出かけて行う自然探検、社会体験、生産体験、職場体験をとおして、身近なふるさとの素晴らしさを体験学習、ふるさとに対する愛着や誇りの心を育むとともに、ふるさとの今を知り、今日を知り、地域課題に正対することで、ふるさとの将来に対して1人ひとり考え、自分たちがせたな町の将来を担うことを考えるきっかけとなることが期待されることと考えます。せたな町教育推進計画には、ふるさと教育の充実として、ふるさとへの愛着や誇りを育み、地域社会の一員としてまちづくりに関わり、ふるさとに生きる自覚を涵養する取り組みを推進するとあります。

地方創生が叫ばれる今日、特に、せたな町人口ビジョンに掲げられている人口減少に関する課

題は、将来にわたり地域の存亡を視野にいれなければならない極めて深刻な課題であります。 この課題に取り組む方策いろいろあるわけですが、その方策の一つとして、こうしたふるさと教育を通して一つ一つの方策を積み上げ、まちの将来を担う人材の育成に繋げていくことも大変大事なことではないかと考えます。小中学校はもちろん、檜山北高校との連携も視野に入れ、食育教育も念頭にふるさと教育推進への取り組みについて教育長の所見をお伺いいたします。

- ○議長(菅原義幸君) 教育長。
- ○教育長(成田円裕君) 大野議員のご質問にお答えいたします。

せたな町教育推進計画では、ふるさと教育の充実を掲げております。この教育推進計画の策定にあたっては、町内各学校長にも策定委員をお願いしてまとめられたものであります。このような背景から、各学校で編成されている教育課程にも、ふるさと教育が位置付けられており、それぞれ地域の特色を生かした取り組みがされているところであります。各学校の取り組みであります。各学校の取り組みでありますが、久遠小学校では、漁業体験としてイカ釣り体験やキツネメバルの放流などについて学んでおります。瀬棚小学校では、水に賢い子どもを育むプログラムを実施し、瀬棚の海や川などの自然について学んでおります。馬場川小学校では、畑作や稲作に取り組み、収穫した作物を調理し、地元の方に振る舞うなど、作り育て、食べるまでの農業について学んでおります。若松小学校では、ふるさと若松を各学年の共通テーマとして取り組んでおり、開校から現在までの学校年表や卒業写真を校内に展示するなど地域、学校の歴史を学んでおります。北檜山小学校では、地域の人との繋がりを深めようをテーマとして、特別養護老人ホームでの老人とのふれあいや国道の花壇整備を行っております。

各中学校では、地域の商店や企業などを中心に職場体験を行い、体験談を発表するなど、地域の事業所においての体験学習を進めております。本年度は、瀬棚中学校において、ふるさと教育として、瀬棚の歴史と昔の生活をテーマとし、全校生徒が6つのグループに分かれ、瀬棚区を6分割してそれぞれ地域を受け持ち、歴史資料の調査や地域住民にインタビューをするなど、各地域の歴史や生活について調査し、地域公開授業において発表しております。発表を行った生徒からは先人への敬服の気持ちと同時に瀬棚の歴史を語り継ぐことが大切だと思ったなどの感想もあり、有意義なふるさと学習がなされたところであります。このように、せたな町内の各学校では地域の特性を活かしたふるさと教育に取り組んでおります。

また教育委員会としては、体験学習のためのバス借上料、地域人材の派遣などの支援を行っているところでございます。

次に、ふるさと教育における小中学校と檜山北高等学校との連携についてでありますが、平成27年度から小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業を檜山北高等学校、北檜山中学校、北檜山小学校の3校が研究指定校としてふるさとキャリア教育の研究調査に取り組んでおります。この事業につきましては、事業期間3年を予定しておりますので、今後ふるさと教育、キャリア教育が推進されるものと期待しているところでございます。次に、ふるさと教育と食育教育でありますが、ふるさと教育の取り組みでも述べましたように、各学校では自分たちが育てた農産物、地元の魚介類や肉類などの地域の食材を活用した調理実習や、郷土料理の調理実習などが行われております。また給食で地元食材を提供したときは、どんな栄養が含まれているか、給食以外で

の食べ方などについて、栄養教諭による給食指導を行っております。いずれにいたしましても、 今後も地元食材を使った給食の提供、学校における学びを通して、ふるさとを大切に思う心の育 成などのふるさと教育を推進してまいりまたいと思っております。

○議長(菅原義幸君) 大野議員。

○10番(大野一男君) 再質問をさせていただきます。ふるさと教育推進については、私もこ れを機会に何校か先生方と、校長先生ともお話をする機会をいただきました。20年前から学校 現場ではいわゆる総合学習の時間というのが設けられて、小学校では50時間、70時間、中学 校でも50時間、70時間という多くの時間が教科として充てられております。その約半分近く を、こういった今、教育長から紹介されたような授業を通して実践しているということで、各小 学校今、教育長からもいろいろ例題を上げていただきましたが、かなり積極的に取り組んでいる と思っておりますし、その動きについては、相当評価するものであると思います。私からも何例 か紹介をさせていただきますが、今教育長からも出ましたが、久遠小学校では3、4年生、海に 山に体験学習、イカスタイムという名前で総合学習の中で時間を利用して昨年5月11日には、 羊の毛刈り体験、毛を刈る体験をしている。北檜山の酪農家、大口さんのところに行って、実際 に毛を刈って子供たちが触れて驚きと喜びを体験した。あるいは5月15日ですが、久遠漁港で メバルの生態について水産課の職員から説明を受けたあとに、地域の漁業関係者の人たちの指導 のもとに、メバルにタグを付ける実践を行った。そして海に出て放流もしたと報告されています。 また10月27日には農業祭ということで、農業について生産から消費までのつながりを知る学 習をして実際にお世話なった農家の皆さんをお招きして農業新聞を発表したり、地元食材を使っ た料理を一緒に作りながら一連の農業学習をした。それから最近ですが2月3日の節分の日に恵 方巻きを作って、ふるさと食材を使った恵方巻きを作って、皆で楽しんだというような実例も入 ってます。そのほか海の子作品として、毎年海の子供の図画を募集してますが、ことしは5人の 子どもが全道規模の入賞をしたということで、最優秀賞、北海道教育委員会教育長賞、3年生の 西村さんが受賞したりして、大変その海を見ながら図画をするわけですが、やはり地元で海で育 った子供たちの感性というものが垣間見られるような気がします。同じように海上保安庁の図画 コンクールでも2名の方が優秀賞をいただいたという実例もあります。今、教育長の紹介もあり ましたが、瀬棚小学校では川の自然体験ということで、委員会の主催で6月12日に馬場川の河 川で水生昆虫の生息を調べる。それから水産試験場の青山主査からスライド透写によってサクラ マスの一生の自然観察を行っている。あるいは10月22日に同じく瀬小ですけれども、藻場の 押し葉を作って地域のそういう生態を勉強しているといるような事例もあります。中学校におい ては、去年大成中学校でつぶのカゴを子供たちが自ら海に投入して、そして回収してそれを食す るというような体験も行っている。過去には中学校においては、シャケを3枚に下ろす授業を行 ったということで、校庭にシャケを燻製にする装置を作った。このことについても役場がシャケ 4匹を用意して、役場職員の手ほどきを受けながら子供たちが3枚下ろしに挑戦した。あるいは バカ貝のスパゲティを作ったという事例も報告が行われています。これも支所の担当の係長が同 区の漁協の漁獲量や販売高などについて、併せて解説をして非常に関心を集めているという報告 もあります。それからもう一つちょっと事例が多くなりますが、スルメの塩辛を作った体験もあ

るということで、3年生が地元の真イカを使った特産品スルメの塩辛を作った。大成総合支所で進められている大成地域マリンビジョン事業の一環として、子供たちに地域の産業を肌で学んでもらった。これは当時、久遠漁組の加工場の主任であった酒井さんが講師としていろいろ教えていただいたということで、地域の方々のさまざまな手助けをいただきながら、こういう事業が進んでいるということが実態として浮彫りになりました。ここで教育長にお尋ねしたいのは、こういった地域の方々がさまざまな形でふるさと教育について支援をしている実態があるわけですが、その辺ももう少し教育委員会としてしっかりと、実態は当然把握されてると思うんですが、役場の関係職員も極めて積極的ですし、地域の漁師の方、農家の方もきちんと対応していただいてるということで、この辺を体系的に教育委員会としてしっかりと把握しながら、予算的な部分、あるいは支援の部分も行なってより推進を深めていく、進めていくという方策をぜひしっかり体系的に作っていただきたいと思うんですが、その辺について再答弁をお願いします。

## ○議長(菅原義幸君) 教育長。

○教育長(成田円裕君) このふるさと教育については基本的には各校教育の中の総合学習の時間で行なっているのが原則でございます。それらについては各学校の方でいろいろな事例を年度別におそらく統計を立てて、資料を保存していると思いますので、教育委員会としても過去5年くらいは、それを取りまとめをして体系立てて、どのような取り組みを行なっているのか、しっかりと把握をしていきたいと思います。また地域の人材の活用につきましては、実は社会教育事業の中で、地域支援事業というのがございまして、そちらに地域の方々を登録していただいて、各学校でこのようなものをやりたいというときには、その派遣できる名簿の中で該当する方がおりましたら、教育委員会の社会教育を通じて学校に派遣してるというような形をとっておりますので、そちらについては何かありましたら町の予算で対応してまいりたいと考えております。それは体験できる部分としては、もう既にそういう地域支援事業に組み込んでおりますので、学校と連携は十分に図られているものと思っておりますことで、ご理解をお願いしたいと思います。

#### ○議長(菅原義幸君) 大野議員。

○10番(大野一男君) それでは3問目の質問をさせていただきます。

介護人材確保の不足について町長にお尋ねします。介護人材不足については、2025年までに更に約100万人の介護職員あるいは介護従事者が必要になるのではないかと新聞等で言われており大きな課題となっております。介護従事者の賃金等が他の業種と比較して低いと言われていることなどが人材確保を難しくしているとの指摘もございます。これを受けて国は平成24年に介護職員処遇改善加算を3年間の期限付きで創設し、その処遇改善を図ろうとして来ております。しかし実態は、なかなか改善の方向に進んでいないのではないでしょうか。まちは、せたな町創生総合戦略において時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するの、主な施策として介護人材の確保と介護サービスの質の向上を図るため、介護サービス事業所での就労を希望する人が事業所で働きながら介護研修を受け、技術を習得するとともに、資格取得後の就業定着を促進しますとしております。そこで更に、もう一歩踏み込んで介護職員処遇改善加算などによる介護職員、介護従事者の人材確保をまち独自で検討してみることを考えてみてはいかがでしょうか。

せたな町にとって地域包括ケアシステムを支える介護サービスを確保していくためにも介護 職員、介護従事者の人材確保は必要であるとともに、ある意味まちの仕事場としての就労先とし て確保していくことにも繋がっていくと考えます。

町長の所見をお伺いをいたします。

- ○議長(菅原義幸君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) お答えをいたます。

平成24年度の介護報酬改定において、介護職員の処遇改善を図るための環境整備と、賃金改善に充てることを目的として介護職員処遇改善加算が制度化され、平成27年度の介護報酬改定において加算額が拡充され、町内の事業所でも制度を活用しているところであります。介護職員の給料の改善は進んでいると考えています。介護職員の資格や経験、能力を適切に反映し、必要な職員の充足に資する給与水準が確保されるべきと考えられ、今後とも事業所が地域において、質の高いサービスを安定的に提供できるよう、介護職員初任者研修等の資格を取得しやすい環境を整え、介護職員の定着に努めたいと考えております。北海道に対しても、介護職員の労働環境や処遇改善などについて要望して行くと共に、北海道が実施している、資質向上、労働環境、処遇改善等の確保対策を推進するための地域医療介護総合確保基金による介護従事者の確保に関する事業、これを積極的に活用するよう町内の事業者へ働きかけていきたいと考えております。

また町内の事業者、檜山北高等学校とも連携し、介護の仕事に関心を持てるよう、講習会や職場体験等を実施し若い介護人材の育成に努めてまいりますということでご理解いただきたいと思います。

○議長(菅原義幸君) 大野議員。

○10番(大野一男君) 町長今の答弁ですと、施設サービスを行う各事業所町内に数が今ちょ っと忘れましたが、あります。その従業員の数ですが、職員数だいたい、私も現場でいろいろ聞 き取りをしながら施設長とも話をさせていただきましたが、総じて約160名ほど現在勤務され ているということです。かつて北海道は公共事業による建設、土木業それから1次産業、農林水 産漁業そして商工観光これが大きな就労の三本柱だったという時代がありましたが、今公共事業 もどんどん少なくなり、建設土木従事者も地域においてはどんどん減少してる。後ろの先が細く なっている。あるいは1次産業もなかなか後継者問題で難しいということからいって、2000 年から始まったこの介護保険制度の中で、こういう介護に従事する就労先というのは、地域にと っても非常に大きな仕事を求める上での大切な場所ではないかという視点で、介護の処遇改善を 見ると、やはりまちとしても今創生事業の中で、資格を取るための応援をするということと合わ せてこの処遇改善に伴う実額支給等々検討していただいて、合わせ技1本でまちの支援体制をも っと強化していただくということを考えていただけないかと思うんです。実際に、賃金の上乗せ を創生事業の中で載せて行おうとしている自治体もあります。町長ご存じだと思うのですが、木 古内町なんですけど。そういった鮮明に対応を打ち出している町村もあるわけですから、私たち のまちもぜひそういったことをしっかり検討して、ぜひ実のあるものにしていただきたい。介護 報酬が27年度また下がりました。ですから施設を運営している人たちにしてみると非常に厳し い経営状況になっているということで、今町長は介護従事者、介護職員の賃金給与は、そこそこ

だという言い方ですが、なかなか現場の声を聞きますと充足率はそれぞれの介護施設で今満たされている。そんなに欠員はないんだという話です。ただ非常にその入れ替わりが大きいんだということが一つ大変心配される。それから若い人の定着がなかなか進まないんだということで、<u>お</u>否応にして高齢化が進んでるという現場の声もありますので、やはり若い方が先ほど来、まちの職場としてしっかりとここに就労できるような体制づくりというものを、まちとしても進めていくことはいろいろなプラス要因があると思いますし、先ほど来から言っている人口ビジョン、まちの創生の中で仕事場を作るという意味でも、私は大変な施策の一つだろうと思いますので、ぜひ町長そういうものをさまざまなことを勘案して施策をいただきたいと思いますが、もう一度、町長の意のある答弁をお願いを申し上げたいと思います。

- ○議長(菅原義幸君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) お答えをいたします。

議員の質問の中でお話されましたが、昨年度実施した町内の介護事業所の現状でありますが、 勤務している介護職員、介護従事者は約160名です。ここ2年間の平均離職者数ですが、16人ということでありますが、この中の何人かの方は町内の他の事業所や、同法人が展開する事業 所間の移動ということもございました。実際の離職者というのは、したがいましてわずかな人数 と想定をしているところでございます。町内の辞職率は全道に比べましても、かなり低い状況に ございます。ただ退職者が出た場合すぐ職員が見つからないということはございます。介護職員 の不足感はあるものの、しかし現状では充足されているという状況にあります。したがいまして、 現段階では、まちが処遇改善加算的な事業をするという状況にはないと判断しております。ただ 北海道が実施しております地域医療介護総合確保基金による介護従事者の確保に関する事業、これを、これが町内の事業所どこも利用してないという状況にございます。この事業の内容ですが 介護従事者の定着支援、あるいは職場の魅力アップあるいはキャリアアップ研修、さまざまなそ うした事業が北海道の実施してる事業で可能ということでございまして、これにぜひ取り組んで 職場の環境改善に努めていただきたいと。このことにつきましては、まちにおいても積極的に支援をさせていただきたいと考えているところでございます。ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(菅原義幸君) 9番、平澤等議員。
- ○9番(平澤 等君) ただ今議長から発言の許可ありましたので、通告書にあったように私は 1点町長また問によっては教育長に一部答弁願いたいと思います。せたな町の創生総合戦略とい うことで平成27年から31年まで5カ年計画で行なってございますが、その基本目標の一つに 一つ子育て支援関係がございます。その中で一つ内容について質問いたします。

質問事項は子育て支援対策の拡充についてということでございます。せたな町の子育て支援対策は、管内でも先駆けとなって諸施策を実施してきました。近年は、近隣町においても本町と同程度の支援策を施行しております。少子化傾向は、全国的に大きな問題として提起されており、先般の日本全国国勢調査によると史上初めて前回比0.7%、94万7,000人の人口減少が報告されており、少子化が大きな要因とされております。せたな町においても例外ではなく、合併10周年を経た現在8,606人と合併時より2,000人超の減少となっている。出生者数も40人を下回る状況が数年続いております。これはちなみに昨年度は31人、ちなみに現在は

まだ出生者29人ということで、非常に忌々しき状態だと報告されてございます。少子化の要因は多岐にわたると考えられますが、安心して子供を産み育てられる環境整備が必要と思います。 せたな町独自の画期的な施策が急務と考え、次の5点を町長、教育長に伺う。

①子どもが欲しくても、なかなか子どもに恵まれない方の治療費、不妊治療費に対する支援策を考えているか。②妊産婦の母子手帳交付時から出産に至るまでの医療費、支援対策はどのようになっているのか。③保育所及び幼稚園の保育料の無償化実施時期はどうなるのか。④学童保育の無償化対策は、無償化実施について、⑤小学校、中学校生徒に対する給食費の無償化の実施についてはどうか。

以上5点についてお願いいたします。

- ○議長(菅原義幸君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) それでは平澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のように少子化傾向は全国的な問題であり、とりわけ地方の少子化の進展は激しく、多くの自治体がその対策に苦慮しております。せたな町においても、少子化対策は喫緊の重要課題であることから、その対策としてこれまで保育料の大幅な引き下げや子ども医療費助成を拡大し、子育て世代の負担軽減を図ってきたところです。また小学校就学前の施設として、3区それぞれに保育所を開設し、併せて子育て家庭の育児不安に対する相談、指導を行うための子育て支援センターを設置するとともに、小学校児童の放課後の安全と健全育成を図るため、学童保育所の運営を行い、子育て環境の充実に努めております。このような中、子育て家庭を社会全体で支援することを目的とする国の子ども・子育て支援新制度が昨年4月からスタートし、当町においても、せたな町子ども・子育て支援事業計画に沿って、子育て家庭への支援を更に充実させていくこととなります。

そこで今回、議員よりご提案のありました、せたな町独自の施策の展開についてでありますが、 1点目の不妊治療に対する支援及び2点目の妊産婦に対する医療費支援については、出産に至る までの子育て家庭への支援策として、前向きに検討して参りたいと考えております。

次に3点目の保育所保育料及び4点目の学童保育料の無償化についてでありますが、既に無償化を実施している実例を承知はしておりますが、家庭内で保育を行う方との均衡を図るうえでも、一定の保育料負担は必要であると考えております。なお国では幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みを平成28年度から始める予定と伺っておりますので、今後これらの推移も見守りながら対応して参りたいと考えておりますことで、ご理解をお願いします。

教育委員会所管の質問については教育長から答弁を差し上げます。

- ○議長(菅原義幸君) 教育長。
- ○教育長(成田円裕君) 平澤議員からご質問のありました、幼稚園保育料と給食費の無償化の 実施についてお答えいたします。

はじめに3点目の幼稚園保育料の無償化についてでありますが、幼稚園の保育料につきましては、子育て支援策の一つとして、平成26年度より月額6,500円の保育料を月額5,500円、年額66,000円に引き下げを実施し、保護者負担の軽減を図っているところであります。保育料の階層区分につきましては、国は5段階に細分化しておりますが、当町は3段階にまと

め国の基準より安い保育料となっております。国では、すべての子どもに質の高い幼児教育の提供を目指す子ども・子育て新制度に基づき、幼児教育の無償化に向けて段階的に取り組んでいるところであります。平成28年度については年収360万円未満相当世帯の小学校3年生までとしていた、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子を半額、第3子以降を無償とし、360万円未満相当のひとり親世帯等の第1子目を半額、第2子以降を無償にするなど補助対象を拡大しております。このように、国も無償化に向けて、段階的に保育料の負担軽減を実施しておりますので、幼稚園保育料の無償化につきましては、国の動向を見極めながら対応してまいりたいと考えておりますことでご理解願います。

次に5点目の小、中学校の児童、生徒に対する給食費の無償化のご質問でありますが、当町の給食費につきましては、月額で小学生が3,700円で年額にすると44,400円、中学生が月額で4,520円で年額にすると54,240円になります。平成27年度からは、同一世帯から2人以上就学している場合の第2子を半額、第3子からを無料とし保護者の負担軽減を図っております。給食費を無償にとのご質問でございますが、すべての児童、生徒を対象に無償化を実施するとなると約2,400万円のうち既に300万円程を軽減しておりますので、残り2,100万円の財源が必要なところでございます。消費税アップや食糧費の物価上昇が続く状況の中で、献立の工夫等で保護者負担額が増えないよう努めておりますが、給食費については、保護者の負担も大きいところでございますので、子育て支援策の一つとして、給食費の無償化について検討してまいりたいと考えておりますことでご理解願います。

#### ○議長(菅原義幸君) 平澤議員。

○9番(平澤 等君) 再質問をさせていただきます。五つの項目の中で、まず1番目と2番目の①、②不妊治療並びに妊産婦の治療費についてでございますが、これは町長前向きに検討されるということの今答弁いただきました。前向きにということでは、非常に意味が深いんですけども、できれば具体的にほしいという聞き方をします、というのは、私のちょっと調べたところによると不妊治療に対するまちの補助、これは北海道内179市町村あって、既に81の市町村が実施してるんです。現在。せたな町残念ながら遅れてるんです。これはまだ45%ですからまあまあ言えば、町長範囲あるかもしれませんけれども、先ほどちょっとした情報を貰ったんですけども、今金町では、今回この不妊治療に対する予算を今年度計上したというような情報がちょっと入りました。せたな町についてはまだ出てないので、町長やはりこれは前向きにではなくて、即実施しますとかという答えでないと。やはりうまくないんじゃないですか。これについては町長、もっと前向きの更に前向きの答弁次にしていただければいいかと思って、要望いたします。

それから次に行きます。③、④の一定の保育料の負担の軽減、無償化並びに小学校、中学校の 児童生徒に対する給食費の無償化について私は時期どうなのかということで、実施時期というこ とで、聞いたんですが、町長今回の総合戦略の計画についても、やはりは文面の中に原案でござ いますけども、キーワードとして3番目に日本一の子育てしやすいまち、それから先般の町長の 町政執行方針の中にも、子育て日本一を目指すという考え方が出されました。非常に私は今まで 管内でも先駆けてせたな町は取り組んできたことについては評価してるんですが、その保育料に 関する問題については、管内先ほどお話しましたように同じ程度になったということで、そう思 っていろいろ調べてみたら、残念ながら檜山支庁では既に上ノ国町では実施してるんです。檜山 管内で上ノ国で既に26年10月から保育料、学童保育それから給食費すべて実施してるんです。 せたな町やはり日本一を目指すならば、これを早いうちに打たないと。私はせたな町創生戦略の 中が31年度5カ年計画といえども、これでは遅くなってしまう。やはり子育て日本一そしてま た管内、管外からうらやまれるような子育て政策をする点からいけば、これについては早期に実 施するという形でしていただきたいと思います。それから先ほど教育長から答弁いただきました。 費用が掛る。私はちょっと試算させていただきました。これは担当課の方にもお願いして係数出 していただいたんですが、学童保育並びに保育所それから幼稚園の保育料、トータルで大体1年 間2,070万程度掛かっている。また給食費でございますけども、先ほど教育長からありまし たけども、約トータルで2,400万程度掛かっている。総合して4,500万程度なんです。 金額が大きいか小さいかという物差しはなかなかございませんけども、やはり子育て日本一、ま してや1番管内でも住みやすいまちを目指すという点であれば、これについては、私は高い出資 ではないんじゃなかろうかと思います。これからのせたな町を背負っていただく子供たちのため に、そしてまた子どもをもっとたくさん作っていただくために、そのためにはやはり私としては まちとしては、そのためには多少の汗はかかなければならないんじゃないかとこのように考えま す。町長について、教育長は結構でございますけども、町長について再度5点にわたって答弁を お願いします。

## ○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) お答えをいたします。まず不妊治療の状況ということでございました。 先行している自治体があるということでございますが、今回、実は北海道が実施する北海道特定 不妊治療費助成事業、これが本年4月からスタートいたします。当然これはうちのまちでも対象 となるものでございますが、これによって先行している自治体の部分については、この中にほと んど飲み込まれてしまうとこういうことでございます。先ほど私が答弁を差し上げた不妊治療に ついて前向きに検討するということにつきましては、これで賄えない部分を更に支援をしたいと いう踏み込んだ答弁とご理解をいただきたいと思います。2回目の質問にありましたが、少子化 の要因としまして、結婚に対する意識の変化や仕事と子育ての両立の負担、就労形態の変化によ る若年世帯の所得の伸び悩みなど、さまざまな課題が考えられますが、これらに対応して若い世 代が安心して子どもを産み育てる環境整備を図るため、当町これまで多くの子育て対策に取り組 んでまいりました。議員ご指摘されますように少子化対策として、保育所の無料化など子育て世 帯に対する各種の財政支援も確かに重要なことと、施策であることには違いありませんが、十分 それと同時に児童施設や学校施設、今議会にお願いしている町民プールなどの社会教育施設、乳 幼児や児童生徒健全に育むための環境の充実、更にはそこに従事する人的な配置や、人材の確保 などを積極的に進めていくことが大切であると認識しております。私としてはこのように、総合 的に子育て支援対策を講じることで、日本一の子育て環境が整ったまちづくりを更に進めてまい りたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(菅原義幸君) 平澤議員。

○9番(平澤 等君) 再々質問をさせていただきます。

町長やっぱり今の答弁では、不妊治療に関しては、これはどこでも今やっているの私わかっているんです。道の補助の不妊治療プラスアルファなんです。だから各町村で、だからそれを今するんじゃなくて、それを既にやってるところがあるんです。だから急いでくださいよと言ってるんです。今の町長の答弁では、それはちょっと的外れますから、あのピタっとやってください。前向きに取り組むというのは、既にやってらっしゃるところもあるのに、今やりますよってことは違いますか。申し述べます。だからこ前向きではなくて、私は近年中に、ことしもう、明日から予算委員会はじまりますから、今すぐ付けれとそんな乱暴なこと言いません。言いませんけども、やはり遅れているのは事実ですから早くやっていただきたい。

それから次に学童保育、保育料とそれから給食費です。この点についてですけども、今町長は 環境整備、人材育成、今いろんな意味で今認定こども園の整備とか人材育成とかいいましたけど も、やはり対外的に1番目に見えるのは、この各それぞれの親からの負担金です。それが軽減さ れると前回頑張って軽減したけども、既に実施してる町村もしかも管内にあると考えた場合に、 やはりこれはもっと急がないとならないんです。そういう点からいけば、やはり前回ちょっと私 まちで話したんですけれども、せたな町の子育て、学童保育料安くていいよね。私のまちよりず っと、所得に応じて、もっともせたな町も所得に応じて、最高6万以上も保育料があったときも あったんですけれども、これが一律にしたことはすごく評価しているんですが、常にそれ以上に 先行しているところがあるというのは、やっぱり気になるのが町長の町政執行方針とか今の総合 戦略のビジョン中で日本一子育てしやすいまちを目指すっていうのか、その辺でいけば、やはり 私の1回目の質問にあったように、画期的なまちの姿勢、これは打ち出さないとならないと思う んです。今、きょう明日ではなくても、補正で作っても結構でございますけど、こういった中で、 施設の設備の充実というのは、ある意味、表現的には大事なことなんですけども、やはり1番P Rできるのは、その各父兄の方の負担金の軽減、これが1番だと思います。最もアピールする力 が強いのは、その上ノ国でやってるような。上ノ国町は子育て支援を全力で応援するということ でこの支援策を出しています。遠くのまちであればいいんですけども、すぐ檜山管内にこういう まちがあるということに関しては、やはりまちとしての強力な施策を町長打ち出していただきた いということで、再質問いたします。

以上です。

- ○議長(菅原義幸君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) お答えをいたします。

日本一子育てしやすいまちを目指すというその言葉には偽りはございません。今すべてのそうした施設を利用する利用料を無料化にしてはどうかという話でございました。ただここで大事に考えていかなければならないことは、安かろう、悪かろうではこれは決して子育てしやすい環境ということにはならない。したがいまして施設整備、環境整備といったものを当然これは必要でございます。この両方が総合的に整って初めて日本一子育てしやすいまちとしての責任が果たせるものと考えております。したがいまして、これは財源の関係もございますから、すべて一気に進めるということにはならないと思いますが、しかし議員のおっしゃったご意見も十分に拝借を

させていただきながら、計画的にそういった方向に進めてまいりたいと、あくまでもどちらが優先するということではなくて、総合的に環境の整備を進めていくということでご理解をいただきたいと思います。

○議長(菅原義幸君) 以上で一般質問を終わります。

ただ今から昼休み休憩に入ります。

再開は午後1時05分といたします。

休憩 午後12時04分 再開 午後 1時05分

○議長(菅原義幸君) 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第3 議案26号

○議長(菅原義幸君) 日程第3、議案第26号 せたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 議案その2の55ページでございます。議案第26号せたな町職員の 勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、学校教育法の一部 を改正する法律の施行により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が 新たな学校の種類として制度化されたことから本条例の一部を改正しようとすることでありま す。

内容につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長(西村晋悟君) それでは議案その2の57ページでございます。せたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表で説明させていただきます。第8条の3第1項につきまして、第2号中、小学校とありますのを小学校義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部に改めるものでございます。附則といたしまして、第1項では施行期日につきまして、この条例は平成28年4月1日から施行する。ただし事項の規定は公布の日から施行する。第2項といたしまして、この条例の施行の日以後の日を早出、遅出勤務開始日とする改正後のせたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても規則の定めるところにより当該請求を行うことができるとするものでございます。

説明につきましては以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第27号

○議長(菅原義幸君) 日程第4、議案第27号 せたな町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) せたな町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例についてでありますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行により、人事評価制度の導入による人事管理の基礎としての活用が義務付けられたことから本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長より説明いたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。西村総務課長。

○総務課長(西村晋悟君) それでは議案その2の63ページをお開き願います。条例の一部改正の新旧対照表でご説明をさせていただきますが、この条例につきましては2つの条例の一部改正がございまして、まず63ページではせたな町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、それからもう一つは65ページからになりますが、せたな町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、この二つの条例一部改正をしようとするものであります。

それは63ページに戻りまして、まず、せたな町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正につきましてでありますが、第1条中、第28条第3項とありますのを第27条第1項並びに第28条第3項及び第4項に、それから及び休職とありますのを休職及び降級並びに失職に改めまして、同条の次に次の3条を加えるというものでございます。まず一つ目の第1条の2では降級の種類につきまして、降格及び降号についてこの二つの説明を規定したものでございます。次に第1条の3、降格の事由についてでございますが、ここでは以下の4項目について

降格の事由を規定しているものでございます。

続きまして64ページに移りますが、第1条の4では、降号の事由について規定をしているものでございます。第2条の2の降格、免職及び休職の手続では、又は免職する場合は、勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、勤務成績の不良などが明らかな場合に限るものとするというところを、若しくは免職する場合、第1条の3第1号の規定に該当するものとし、職員を降格する場合または前条の規定に該当するものとして職員を降号する場合は、公正でかつ客観的な人事評価又は勤務の状況を示す客観的な事実に基づいて行わなければならないと改めているものでございます。また第2項中、又は同条第2項、第1号の部分を同条第2項第1号に改め、休職する場合を休職する場合又は第1条の3第2号の規定に該当するものとして、職員を降格する場合と改めているものでございます。

次に第2条第5項中でありますが、もしくは免除又は休職を免職、休職及び降級に改め、同項を同条第6項といたしまして、第4項中、降任し又は免職する場合を、降任若しくは免職する場合又は第1条の3第4条の規定に該当する職員を降格場合に、又は免職するかを若しくは免職し、または降格するかに改め、同項を第5項としております。そして第3項中、又は免職する場合は、当該の職員をその現に有する的確性を必要とするほかの職員に転任させることのできない場合に限るものとするを、若しくは免職する場合、又は第1条の3第3号の規定に該当するものとし、職員を降格する場合は、当該職員がその職に必要な適格性を欠くと認められる客観的な事実に基づいて行わなければならないと改めています。同項を同条第4項とし、同条第2項の次に第3項といたしまして、職員は前項の規定による診断を受けるよう命ぜられた場合は、これに従わなければならないという一行を加えているものでございます。

続きまして65ページのせたな町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。第3条中、第8号を第10号といたしまして、第7号を第9号、第6号を第8号、第5号を第6号とそれぞれ一つずつ項を繰り下げまして、第6号の次に第7といたしまして、職員の退職管理の状況という1号を加えたのでございます。また第4号中、4号を5項といたしまして、第3号を4号そして第2号を3項とし、第1号の次に新たに第2号といたしまして職員の人事評価の状況という1号を加えたものでございます。附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては以上のとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。 続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。 これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案28号

○議長(菅原義幸君) 日程第5、議案第28号 せたな町行政手続条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) せたな町行政手続条例等の一部を改正する条例についてでありますが、 行政不服審査法の施行に伴い行政不服審査制度が改正され、条文との整合性を図るため本条例の 一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。西村総務課長。

○総務課長(西村晋悟君) それでは議案書の70ページをお開き願います。せたな町行政手続条例等の一部を改正する条例の新旧対照表でご説明申し上げます。これにつきましても六つの条例の改正がございまして、まずはじめに、せたな町行政手続条例の一部改正では第3条の第10号中、異議申し立て及び2行目の決定とありますところを削ってございます。次にせたな町情報公開条例の一部改正につきましては、第21条の開示決定をというところを、開示決定等又は開示請求に係る不作為に、それから行政不服審査法昭和37年法律第160号とあります部分を行政不服審査法平成26年法律第68号に改めまして、改正前の決定又はという部分を削っているものでございます。次に第2項中、決定又はとあります部分を削りまして、第2項の次に改正後は第3項といたしまして、第1項の不服申し立てについては行政不服審査法第90条第1項の規定は適用しないという一行を加えているものでございます。次に第23条中、決定又はを削ってございます。下の第1号につきましても決定又はの部分を削っているものでございます。

続きまして71ページのせたな町個人情報保護条例の一部改正について説明させていただきます。ここでは第38条の又は利用停止等の決定という部分を、若しくは利用停止等の決定又は開示請求、訂正請求、若しくは利用停止請求に係る不作為に改めております。続きまして行政不服審査法昭和37年法律第160号とありますのを、行政不服審査法平成26年法律第68号に改めております。その下にあります決定又は裁決の部分を裁決に改めてございます。次に第2項といたしまして、新たに前項の不服申し立てについては行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しないという一行を加えたものでございます。

続きまして第40条でございますが、40条の決定又はという部分を2カ所削ってございます。 第2号では第2号の決定又はにつきましても削除をしているものでございます。 続きまして、せたな町税条例の一部改正についてでございますが、第18条の2第1項中、不服申し立てとあります部分を審査請求に改め、次のページに移ってまいりますが72ページでございます。附則第10条の3ですが、第9項中、附則第7条第11項とありますを附則第7条第13項に改めるものでございます。その下の第5号につきましても同様でございます。

次に、せたな町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置に関する条例の一部改正についてご説明いたしますます。第15条中、行政不服審査法昭和37年法律第160号を行政不服審査法、恐れ入りますここで訂正をお願いいたしたいと思います。改正後のアンダーラインを引いている箇所で、括弧書きの昭和26年法律第68条とございますが、昭和の二文字を平成にご訂正をお願いいたしたいと思います。誠に申しわけございません。

説明を続けます。

次に第6条のせたな町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてご説明いたします。第4条の5第3項中73ページに入りますが、行政不服審査法昭和37年法律第160号第13条第1項に規定する書面を添付しという部分と、次の第5項中、添付書類を含むこの部分につきまして削除をしているものでございます。次に第6条第2項中、容認とありますのを認容に改めているものでございます。附則といたしまして、この条例は行政不服審査法平成26年法律第68号の法施行の日から施行するものでございます。

説明につきましては以上のとおりございます。

よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。 桝田議員。
- ○6番(桝田道廣君) 確認をさせていただきたいんですけれども、70ページの第3条の10ですが、右側の改正前の異議申し立てとその下の決定、この部分削除すると聞いたと思うんですけれども、左側の改正後にそのまま、右、左、左右に同文で載っているんですが、これはどういうことですか。
- ○議長(菅原義幸君) 西村総務課長。
- ○総務課長(西村晋悟君) ただ今の桝田議員の質問にお答えいたします。

ただ今の質問の部分は70ページの上段の第3条第10号の出だしの部分でございますが、先ほど私の説明でありますと、改正前は、句読点から異議申し立てまでを削るという説明を申し上げました。それから、その次の行の句読点決定これにつきましても同様の説明を申し上げたところでございます。改正後につきましては、この新旧対照表をご覧になりますとその文言がそっくり入っておりますが、ここでお詫びを申し上げまして、訂正をさせていただきたいと思いますが、ただ今の2カ所につきまして削除をさせていただきたいと思います。大変資料につきまして、不備がございました点、重ねてお詫び申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案29号

○議長(菅原義幸君) 日程第6、議案第29号 せたな町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) せたな町手数料条例の一部を改正する条例についてでありますが、行政不服審査法の施行に伴い行政不服審査制度が改正され、提出書類等の写し等を審査請求人へ交付する際の手数料を新たに規定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長(西村晋悟君) それでは内容の説明をさせていただきます。議案書の77ページをお開き願います。せたな町手数料条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。まず第1条の趣旨につきましては、基づき手数料の部分を、基づく手数料及び行政不服審査法平成26年法律第68号、他の法律においても準用する場合を含むの規定に基づく手数料に改めているものでございます。次に第3条の手数料の徴収等につきましては、改正前、町長とあります部分を改正後は、町長(行政不服審査法第38条(同法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。以下同じ)の規定に基づき審理員同法第9条第3項の規定により読み替える場合にあっては、審査庁、他の法律において準用する場合にあっては、当該法律の規定により読み替えられたもの、以下同じが行う提出書類等の写し等の交付に当たっては審理員、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあっては当該機関。次項及び第5条第5項において同じ)と改めているものでございます。

次に下の別表の第1でございますが、次の78ページをお開き願います。ここで一部改正されているのは、下の改正後の行政不服審査に関する事項という部分で2項目付け加えられているものでございます。一つ目は行政不服審査法第38条の規定に基づき、審理員が行う提出書類等の写し等の交付につきましては1枚につき10円、同じく第81条の規定に基づき、同条の機関が

行う主張書面等の写し等の交付につきましては1枚につきこれも10円と定めているものでございます。附則といたしまして、この条例は行政不服審査法平成26年法律の第68号の施行の日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。 続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第7 議案30号

○議長(菅原義幸君) 日程第7、議案第30号 せたな町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) せたな町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行により、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令が改正され、適用期限が5年間延長されたことから本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

横川税務課長。

○税務課長(横川 忍君) 議案書は81ページをお開きください。新旧対照表にて説明させていただきます。せたな町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。この条例は過疎地域の自立促進に資するために、固定資産税の課税について、せたな町税条例の特例を定めているものでございます。条例の内容は、製造業、情報通信技術利用事業、旅館業の新設又は増設をする場合において、公害を防止するために適切な

措置を講じた場合に、租税特別措置法の規定を適用する設備である家屋、償却資産、土地の固定 資産税を3年間免除するものでございます。この度の過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に よりまして、適用期間が延長になりましたことから本条例の施行期日を平成28年3月31日か ら平成33年3月31日まで、5年間を延長するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。 続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第8 議案31号

○議長(菅原義幸君) 日程第8、議案第31号 せたな町介護サービス条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) せたな町介護サービス事業条例等の一部を改正する条例についてでありますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、介護保険法の一部が改正され改正後の介護保険法との整合性を図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長より説明いたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。
  - 丹羽保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(丹羽 優君) それでは平成26年6月の介護保険法の一部改正によりまして 改正となる条例ですが2本ございます。なおこの度の改正は、項ずれの解消整備と小規模な通所 介護事業所が地域密着型サービスに移行することによる文言の整理をし、法律との整合を図るの であります。

85ページからの新旧対象表により説明させていただきます。最初にせたな町介護サービス事

業条例の一部を改正するする条例ですが、改正前の第1条中同条第12号を、改正後を同条第14項に改めるものでございます。次に第2条第1項中第2号を削り第3号を第2号として、同条第2項を地域密着型サービスは次に掲げる事業とする。第1号として法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護の事業、第2号法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護の事業に改めるものでございます。第3条の表中、通所介護事業を地域密着型通所介護事業に改めるものでございます。

次のページに参りまして86ページです。第4条第1号中及び第3号を及び第2号に改め次の2号中、第2条第1項第2号を第2条第2項第1号に改め、次の3号中、第2条第2項を第2条第2項第2号に改め、附則の第2項中、通所介護事業を地域密着型通所介護事業に改めるものでございます。

次に、せたな町指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例でございます。次の87ページになりますが、第3条第4項中、法第8条第24項を法第8条第25項に改めるものです。附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案32号

○議長(菅原義幸君) 日程第9、議案第32号 せたな町生活館条例の一部を改正する条例に ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) せたな町生活館条例の一部を改正する条例についてでありますが、せたな町元浦共同作業所の老朽化により、代替施設として旧梅花都小学校教員住宅を地域住民の集会施設として活用するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長に説明いただきます。 ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。篠塚瀬棚総合支所長。

○瀬棚総合支所長(篠塚三喜郎君) 内容説明の前に本提案に至る経過をご説明さしていただきます。90ページでございます。改正しようとする条例の附則中に元浦共同作業所とありましたが、これは地域の集会施設としまして瀬棚区の海岸方面、元浦1区の町内会が主として使用しております。この施設は昭和47年に漁港内の敷地内に建設されまして、老朽化が著しく、加えて和室が2階にあることから高齢者の多いこの地域におきましては、気軽に利用しずらい現状にございます。このようなことから施設の今後のあり方につきまして町内会と協議したところ、町内会側より老朽化に伴いまして、今後、多額な修繕費を掛けるより地域にある現在入居していない教員住宅を集会施設として利用させていただきたいとの提案がありました。これを受けまして検討した結果、町内会、まち双方にメリットがあるという総合的な判断から教員住宅を行政財産に所管替えしまして、新たに地域の集会施設とするもので、このことに伴う条例の一部改正でございます。

それではご説明いたします。議案書91ページの新旧対照表をご覧ください。施設の名称及び位置につきましては第2条の表、下段、島歌生活館の次に新たに地域集会施設として位置付ける教員住宅を元浦生活館、せたな町瀬棚区元浦88番地1としましてこの条例に施設を加えるものでございます。次に使用料に関しましては、別表第7関係、第2項で定めておりますが、この部分に元浦生活館を加えて改めるものでございます。

92ページ、93ページでございます。これらは施設利用に係わる様式でございまして、92ページば使用許可書、93ページは使用申込書でございますけれども、同様に元浦生活館を加えて改めるものでございます。

94ページになります。附則におきましてこの条例は28年4月1日から施行するとともに、新たな集会施設が本条例において位置付けられることから、使用しなくなる単独の施設条例である、せたな町元浦共同作業所条例を附則で廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。 続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案33号

○議長(菅原義幸君) 日程第10、議案第33号 たな町体育施設条例の一部を改正する条例 についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) せたな町体育施設条例の一部を改正する条例についてでありますが、 せたな町内に設置している町民プールの使用時間等の統一化及びせたな町 B & G 海洋センター 艇庫に係る利用種目等見直しを図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。髙田教育委員会事務局。
- ○教育委員会事務局長(髙田 威君) 議案第33号についてご説明申し上げます。せたな町体育施設条例の一部を改正する条例についてでございますが、内容につきましては新旧対照表にてご説明させていただきます。99ページをご覧ください。まず1番上の大成町民プールでございますが、使用時間について改正前は、午前10時から午後6時までとなっておりましたが、利用者の要望に応えるべく使用時間の変更を行うものでございます。なお変更に当たりましては3区のプールで表現が不揃いでございましたので、3区のすべてのプールを瀬棚区B&Gプールの表現と統一いたしまして、午前9時から午後9時までの間において教育委員会が定めるとするものでございます。次に開設期間でございますが、施設によってはまでの文言があったり、なかったりと不揃いでございましたので、全施設にそれぞれまでの文言を入れ、文言の整理を行なったものでございます。次に6行下にありますB&G海洋センター欄の艇庫でございます。開設期間が改正前は5月1日から10月31日までとなってございましたが、実際は9月末で閉館しておりますことから、実態に合わせるとともに表現をほかの施設と統一いたしまして、5月から9月までの間において、教育委員会が定めるとするものでございます。

次に100ページをご覧ください。2行目のせたな町民プールでございます。冒頭の大成町民プールと同様に、使用時間を瀬棚B&Gプールの表現に統一するものでございます。

次に101ページをご覧ください。別表第3、第2号の瀬棚区体育施設関係のせたな町B&G 海洋センター欄の艇庫の使用料の内容でございます。区分といたしまして改正前は、カヌー、ボート、ヨット、セールボードとございますが、これにスタンドアップパドルサーフィンを追加するものでございます。これにつきましては、スタンドアップパドルサーフィンの人気があり、機材も整備していることなどから、メニューの中に追加するものでございます。また水上モーターバイクにつきましては、現在救命用の救助艇として使用しており、一般への使用は行っていない という状況であることからと、それとまた、ジョットボートにつきましては船艇及び機材一式が 既に廃棄処分されており、新規で導入する予定もないことなどから実態に合わせて削除をするも のでございます。附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するとしており ます。

以上で説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第11 議案第34号

○議長(菅原義幸君) 日程第11、議案34号 せたな町営農用水道等給水条例の一部を改正 する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) せたな町営農用水道等給水条例の一部を改正する条例についてでありますが、大成区水道施設整備事業により富磯簡易給水施設を久遠簡易水道事業に統合し、計量給水料金制にするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。原建設水道課長。
- ○建設水道課長(原 進君) せたな町営農用水道等給水条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。105ページからの新旧対照表によりご説明させていただきます。表の右側改正前でございます。改正箇所につきましては、下線を引いた箇所であります。給水区域及び給水量、第2条で営農用水道等の給水区域及び給水量は次のとおりとする。名称、富磯簡易給水施設、給水区域、大成区富磯の一部、給水量、1日最大給水量でございます。単位については立方メートルでございます。20.0を改正後につきましては削除をいたします。

次に106ページでございます。改正前、中段でございます。定額料金表、1カ月1カ所当たりでございます。区分、一般定額用、料金895円、適用、富磯につきまして、表の左側、改正後では全文削除をいたします。附則といたしまして、施行期日1、この条例は平成28年4月1日から施行する。経過措置といたしまして2、改正後のせたな町営農用水道等給水条例の規定に係らず、施行日前から継続している営農用水道の使用で施行日から平成28年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定される者に係わる料金については、なお従前の例によります。なお、この条例の一部改正により水道料金については、せたな町全域で料金の統一が図られることになります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。 続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎日程第12 議案第35号

○議長(菅原義幸君) 日程第12、議案第35号 建物及び土地の無償貸付についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 建物及び土地の無償貸し付けについてでございますが、有限会社ビービーファクトリー、瀬棚区に現在無償貸付けしている町有建物等について、本年3月31日をもって契約期間が満了となることから、引き続き無償貸付けするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。福士産業建設課長。
- ○瀬棚総合支所産業建設課長(福士裕継君) それでは議案その2、108ページによりまして

ご説明をさせていただきます。まず1として無償貸付けする建物でございますが、これまでと同様、工場1棟、簡易型自転車置場1棟、住宅1棟であり、住宅につきましてはベトナムからの研修生用の住宅といたしまして、昨年11月開催の臨時会におきまして新たな住宅として議決をいただいているところでございます。次に2の無償貸付けするときにつきましては、建物に付随する土地、合計で1,101.34平方メートルであります。3無償貸付けする期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までとし、これまでと同様3カ年でございます。4無償貸付の相手方は、久遠郡せたな町瀬棚区本町741番4、有限会社ビービーファクトリー、代表取締役、川口美紀子でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。 続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(菅原義幸君) それではただ今から2時05分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時55分 再開 午後 2時05分

○議長(菅原義幸君) 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第13 議案第36号

○議長(菅原義幸君) 日程第13、議案第36号 檜山管内行政不服審査委員会の共同設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 檜山管内行政不服審査委員会の共同整備についてでありますが、行政 不服審査法第81条第1項の法の規定により、その権限に属させられた事項を共同で処理するため、檜山管内行政不服審査委員会を設置することから、地方自治法第252条の2第3項の規定 により、議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。西村総務課長。

○総務課長(西村晋悟君) それでは議案第36条の檜山管内行政不服審査委員会の共同設置について説明を申し上げます。ただ今提案理由にもありましたとおり行政不服審査法の第81条、第1項の規定により共同設置をするものでございますが、その経緯について若干説明させていだきます。平成26年度にこの行政不服審査法が全面改正になりまして、その中でこれまでなかった第3者機関といたしまして、行政不服審査会を設置するものが義務付けられてございます。国におきましては総務省に設置することになっておりまして、地方公共団体におきましては、それぞれ単独で設置するのも可でありますし、共同設置をすることも出きるというような規定になってございます。それによりましてこの度、檜山管内の7町と、それから管内にあります北部桧山衛生センター組合をはじめとする4つの組合が共同で審査会を設置する運びとなったわけでございますが、この共同設置することのメリットといたしましては、高度な客観的判断や専門的知識を有する人材の確保が広範囲にわたって容易であること。また事務の平準化により格差のない公平な審理が期待できること。併せまして執行機関の簡素化、合理的な行政運営が図られるなどといったメリットがあるものでございます。

それでは議案書に戻りまして110ページをご覧願います。檜山管内行政不服審査委員会共同設置規約についてご説明申し上げます。はじめに第1条の設置でございますが、江差町をはじめとする管内7町、そして4組合が法律に基づきまして共同設置をするというような規定でございます。

次の第2条では名称につきまして、檜山管内行政不服審査委員会とすると規定で定めたもので ございます。

次の第3条では委員会の執務場所といたしまして、江差町字茂尻町96番地にございます檜山 広域行政組合の中に設置するというものでございます。

続きまして第4条の委員の選任方法につきましては、行政組合の合意を得て選任するなどの規 定を設けているものでございます。

次の第5条につきましては経費の負担につきまして、この審査会の設置及び運営に要する経費 につきましては、各町との均等割をもって算出し、構成町、団体がそれを檜山広域行政組合に交 付をするという規定を定めているものでございます。

次の第6条につきましては特定の事務に要する経費ということで、前条の規定による負担金と は別に、それらの事由が発生した場合には、檜山広域行政組合に対して大分の負担をするという ような規定を設けてございます。

111ページの第7条につきましては決算報告、第8条につきましては、委員の身分の取り扱いに関する条例、規則並びにその他の規定を謳っているものでございます。

第9条では附則について規定しているものでございます。附則といたしましてこの規約は平成

28年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。 石原議員。
- ○5番(石原広務君) 確認させていただきたいんですけど110ページの設置、第1条で、せたな町を含めた檜山管内7町の名前が連なっているんですけれども、ほか2町学校給食組合となっているんですが、このほか2町学校給食組合というのは、どう理解したらいいんですか。教えてください。
- ○議長(菅原義幸君) 西村総務課長。
- ○総務課長(西村晋悟君) ただ今の石原議員の質問にお答えいたします。第1条の江差町ほか 2町学校給食組合とある部分のご質問だと思いますが、江差町のほかに上ノ国町それから厚沢部 町で構成する学校給食のそういう組合がございます。その部分について説明をしているものでご ざいます。
- ○議長(菅原義幸君) 石原議員。
- ○5番(石原広務君) あの認識が違えば、またそこをご指摘いただきたいと思うんでうけど、 当初、厚沢部町で組合から脱退するやに一時期噂のように流れたんですが、そこはきちんとその 組合に、その形が崩れないままこういう形になると理解してよろしいんですか。
- ○議長(菅原義幸君) 西村総務課長。
- ○総務課長(西村晋悟君) 現時点では、江差町のそういう新聞報道等を議員もご覧になっての ご質問かと思いますけども、現時点では江差を含む3町がこの組合を構成しているということで ございます。
- ○議長(菅原義幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第37号

○議長(菅原義幸君) 日程第14、議案第37号 檜山広域行政組合の共同処理する事務の変

更及び檜山広域行政組合規約の一部を変更する規約の協議についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 檜山広域行政組合の共同処理する事務の変更及び檜山広域行政組合規約の一部を変更する規約の協議についてでありますが、広域行政組合の共同する事務の変更及び檜山広域行政組合規約の変更について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。西村総務課長。

○総務課長(西村晋悟君) それでは議案その2の116ページをご覧願います。檜山広域行政組合規約の一部を変更する規約についてでございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。改正前の第3条第3号につきましては、檜山地域医療連携に関する事務という項目が掲げられてございますが、ここに変わりまして改正後は地方創生等広域連携事業に関する事務に改めるものでございます。本件につきましては、議員皆様もご存じのとおり檜山管内とそれから東京都23区、檜山とは大田区との連携でございますが、その事業を推進するに当たりまして、この項を付け加えたものでございます。附則といたしましてこの規約は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。 大野議員。
- ○10番(大野一男君) 事実確認だけお願いします。今の広域連携7町の大田区の件ですが、 当初は上ノ国町が管理だと聞いたような節があるんですが、その上ノ国の事務から離れてこの広 域連携にその事務局を移すという理解になると思うんですが、そういう解釈になるんでしょうか。 ○議長(菅原義幸君) 西村総務課長。
- ○総務課長(西村晋悟君) ただ今の大野議員のご質問にお答えいたします。大野議員がおっしゃるとおり、現在は上ノ国町がこの事務の事務局的なそういう立場でいろいろとご尽力いただいております。4月からの話になりますけども、4月からは上ノ国町から事務局が離れまして北海道から江差町に職員が派遣になると伺っております。その職員を江差町から行政組合に派遣をいたしまして、この事務を担っていただくことになっているようでございます。

以上です。

- ○議長(菅原義幸君) 大野議員。
- ○10番(大野一男君) 新しい行政の動きですから詳細にわたってここで質問する話ではないかもしれませんが、各町で分担してますよね経費を、按分を、私の記憶では。そうするとその事務の人件費の部分については、江差町の職員が出向するということになると、その出向する職員

の分を各町の分担で見るという結果になるということですか。そうなると北海道から派遣されて 職員の身分と給与というのはどうなるのかという気がするんですがいかがですか。

- ○議長(菅原義幸君) 西村総務課長。
- ○総務課長(西村晋悟君) お答えいたします。ただ今のご質問ですが、先ほど申し上げました 道から江差町に派遣になるという答弁をさせていただきましたが、その江差町に派遣になる職員 の給与につきましては北海道から支給されるものでございまして、広域行政組合の負担ではない ということで認識をいただきたいと思います。
- ○議長(菅原義幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 諮問第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(高橋貞光君) 議案の117ページでございます。諮問第1号 人権擁護委員候補者の 推薦については、人権擁護委員の任期満了に伴い、次の者を候補者として推薦することについて、 人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所は、久遠郡せたな町北檜山区丹羽32番地5、氏名、本田孝行、生年月日、昭和26年4月19日生まれの64歳、次のページに経歴等を記載してございます。内容は省略させていただきます。

よろしくお願いをいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件について、これを適任と認め、答申したいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、これを適任と認め答申することに決しました。

◎日程第16 諮問第2号

○議長(菅原義幸君) 日程第16、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(高橋貞光君) 続きまして119ページでございます。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員の任期満了に伴い、次の者を候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所は久遠郡せたな町北檜山区北檜山131番地12、名前は東間美次、生年月日、昭和27年4月22日生まれの63歳、次のページに経歴等を記載してございます。内容は省略させていただきます。

よろしくお願いをいたします

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件について、これを適任と認め、答申したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、これを適任と認め答申することに決しました。

◎日程第17 諮問第3号

○議長(菅原義幸君) 日程第17、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(高橋貞光君) 議案の121ページでございます。諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員の任期満了に伴いまして、次の者を候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所は久遠郡せたな町北檜山区若松432番地2、名前は本間久代、生年月日、昭和26年4

月11日生まれの64歳、次のページに経歴等を記載してございます。内容は省略させていただきます。

よろしくお願いをいたします

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件について、これを適任と認め、答申したいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。 よって、本件は、これを適任と認め答申することに決しました。

# ◎散会宣告

○議長(菅原義幸君) 以上で本日の議事は終了しましたので会議を閉じます。

予算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年4月21日

議 長 菅原義幸

署名議員 大湯圓郷

署名議員 真柄克紀

# 平成28年第1回せたな町議会定例会 第3号

平成28年3月11日(金曜日)

- ○議事日程(第3号)
  - 1 会期の延長について
- ○出席議員(12名)

1番	細	Ш	伸	男	君	$2^{\frac{2}{4}}$	番	神	田	和	浩	君
3番	江	上	恭	司	君	$4^{\frac{1}{4}}$	番	本	多		浩	君
5番	石	原	広	務	君	6 7	番	桝	田	道	廣	君
7番	大	湯	圓	郷	君	8 7	番	真	柄	克	紀	君
9番	平	澤		等	君	1 0 7	番	大	野	_	男	君
11番	熊	野	主	税	君	1 2 7	番	菅	原	義	幸	君

# ○欠席議員(0名)

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高	橋	貞	光	君
教育委員会委員	長	田	井	重	久	君
農業委員会会	: 長	原	田	喜	博	君
選挙管理委員会委員	員長	大	坪	観	誠	君
代表監査委	員	残	間		正	君

- 1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。
  - (1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副	町			長	髙	野	利	廣	君	
総	務		課		長	西	村	晋	悟	君
財	<b>财</b>		課		長	佐	々木	正	則	君
税	说 務		課		長	横	JII	JII		君
町	民	児	童	課	長	吉	崎	照	人	君
保	健	福	祉	課	長	丹	羽		優	君
産	業	振	興	課	長	鎌	田	勝	幸	君
建	設	水	道	課	長	原			進	君
出	ř	納	室		長	関		功	悦	君
国保病院事務局長						小	林	安	晴	君
総務	ら課ま かいこう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん	ちづ	くり	推進室	至長	黒	澤	智	彦	君

産業振興課参	事	松	村		悟	君
総務課長補	佐 i	髙	橋		純	君
財 政 課 長 補	佐	神	田		昌	君
町民児童課長補	佐	佐 々	木	真 由	美	君
町民児童課長補	佐	坂	谷	洋	<u> </u>	君
保健福祉課長補	佐	西	田	良	子	君
保健福祉課長補	佐 :	元	島	敬	<u> </u>	君
産業振興課長補	佐	佐	藤	英	美	君
建設水道課長補	佐	松	本	健	裕	君
建設水道課長補	佐	平	田	大	輔	君
税務課主	幹	佐 々	木	正	人	君
町民児童課主	幹	濱	登	幸	恵	君
地域包括支援センター所	長 :	長	内		京	君
産業建設課主	幹	三	浦	岡川	大	君
産業振興課主	幹	河	原	泰	平	君
産業振興課主	幹	阪	井	世	紀	君
農業センター副所	長	沼	П	英	樹	君
建設水道課主	幹	久 津	間		智	君
建設水道課主	幹 .	上	田	_	男	君
国保病院事務局次	長	中	Ш		譲	君
国保病院事務局主	幹	伊	勢	千 佳	子	君
財 政 係	長	吉	田	有	哉	君
障害福祉係	長	松	原	孝	樹	君
介 護 保 険 係	長	竹	内	亜 希	子	君
《大成総合支所》						
総合支所	長	堂	端	重	雄	君
産業建設課	長	佐	野	英	也	君
地域町民課長補	佐	萩	原	勝	幸	君
産業建設課長補	佐	杉	村		彰	君
大成水産種苗育成センター場	長	沖	崎	孝	純	君
国保病院大成診療所事務	長	古	守	幸	治	君
地域町民課主	幹	浜	高	正	明	君
大成水産種苗育成センター主	幹	栄	田	武	志	君
《瀬棚総合支所》						
総合支所	長	篠	塚	三 喜	郎	君
産業建設課	長	福	士	裕	継	君

養護老人ホーム三杉荘所長

宏

行

君

上

野

地域町民課長補佐 濱 喜 秋 君 П 地域町民課長補佐 八 忠 君 木 義 国保病院瀬棚診療所事務長 君 古 畑 英 規 養護老人ホーム三杉荘次長 亚 賀 英 治 君 亨 福 祉 係 長 本 君 Щ 建設水道係長 小 洲 秀 君 樹

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長 成  $\blacksquare$ Щ 裕 君 教育委員会事務局長 髙 田 威 君 教育委員会事務局次長 上 野 広 君 朋 給食センター副所長 早 克 紀 Ш 君 北檜山幼稚園長 美 鎌 田 郁 君 三 孝 瀬棚教育事務所長 浦 史 君 大成教育事務所長 杉 村 輝 眀 君 教育委員会事務局主幹 増 田 和 彦 君 教育委員会事務局主幹 黒 澤 美知子 君 総 務 係 智 博 長 沂 藤 君 社会教育係長 奥. 村 大 樹 君

- (3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員 事務局長小板橋司君
- (4)選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員 書 記 長 西 村 晋 悟 君

書 記 次 長 髙 橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長横川洋二君事務局次長丹羽小百合君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 横 Ш 洋 君 事 務 局 次 長 丹 羽 小百合 君 事 終 局 書 記 松 林 功 君

開議 午後 4時45分

- ◎開議宣告
- ○議長(菅原義幸君) 皆さんご苦労様です。

ただ今の出席議員は12名で定足数に達していますので定例会を再開します。

# ◎日程第1 会期の延長

○議長(菅原義幸君) 先ほど開催された議会運営委員会において、今定例会の会期を3月15日までの4日間延長することに決定しましたので承認いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め、今定例会の会期を3月15日までの4日間延長することにいたします。

# ◎散会宣告

○議長(菅原義幸君) 予算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

閉会 午後 4時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年4月21日

議 長 菅原義幸

署名議員 大湯圓郷

署名議員 真柄克紀

# 平成28年第1回せたな町議会定例会 第4号

# 平成28年3月14日(月曜日)

- ○議事日程(第4号)
  - 1 諸般の報告
  - 2 予算審查特別委員会委員長報告

〔議案第1号から議案第11号及び議案第38号から議案第47号〕

- 3 議案第38号 せたな町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 4 議案第39号 せたな町高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第40号 せたな町障害者グループホーム条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第41号 権利の放棄について(水道使用料)
- 7 議案第42号 権利の放棄について (病院使用料)
- 8 議案第43号 指定管理者の指定について(せたな町障害者グループホームのぞみ)
- 9 議案第44号 指定管理者の指定について (瀬棚高齢者グループホームあさなぎ)
- 10 議案第45号 指定管理者の指定について(せたな町営牧場)
- 11 議案第46号 指定管理者の指定について(温泉ホテルきたひやま)
- 12 議案第47号 指定管理者の指定について(国民宿舎「あわび山荘」)
- 13 議案第 1号 平成28年度せたな町一般会計予算
- 14 議案第 2号 平成28年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算
- 15 議案第 3号 平成28年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算
- 16 議案第 4号 平成28年度せたな町介護保険事業特別会計予算
- 17 議案第 5号 平成28年度せたな町介護サービス事業特別会計予算
- 18 議案第 6号 平成28年度せたな町簡易水道事業特別会計予算
- 19 議案第 7号 平成28年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算
- 20 議案第 8号 平成28年度せたな町公共下水道事業特別会計予算
- 21 議案第 9号 平成28年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算
- 22 議案第10号 平成28年度せたな町風力発電事業特別会計予算
- 23 議案第11号 平成28年度せたな町病院事業会計予算
- 24 発議第 3号 せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例について
- 25 議案第48号 平成27年度せたな町一般会計補正予算(第13号)
- 26 議案第49号 平成27年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 27 発議第 1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における事務継続調査の申し 出について
- 28 発議第 2号 せたな町議会委員会条例の一部を改正する条例について

#### ○出席議員(12名)

1番 細 川伸 男 君 2番 神 浩 君 田 和 上 恭 君 3番 江 一 君 4番 本 多 浩 君 君 5番 石 原 広 務 6番 桝 田 道 廣 7番 大 湯 圓 郷 君 8番 真 柄 克 紀 君 9番 平 濹 等 君 10番 大 野 男 君 熊 野 君 12番 菅 原 幸 君 11番 主 税 義

# ○欠席議員(0名)

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 高 橋 貞 光 君 教育委員会委員長 井 久 君 田 重 農業委員会会長 君 原 田 喜 博 観 選挙管理委員会委員長 大 坪 君 誠 代表監查委員 正 君 残 間

- 1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。
  - (1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長 髙 野 廣 君 利 総 務 課 長 西 村 晋 悟 君 財 政 長 佐々木 君 課 正 則 税 務 課 長 横 Ш 忍 君 吉 君 町民児童課長 崹 昭 人 保健福祉課長 丹 羽 優 君 業振興課長 幸 産 鎌 君 田 勝 設 水 道 課 長 君 建 原 進 納 室 関 功 悦 君 出 長 国保病院事務局長 小 林 安 晴 君 総務課まちづくり推進室長 黒 濹 智 彦 君 産業振興課参事 松 村 悟 君 総務課長補佐 髙 橋 純 君 財 政 課 長 補 佐 神 田 昌 君 町民児童課長補佐 佐々木 真由美 君 町民児童課長補佐 坂 洋 君 谷 保健福祉課長補佐 西 田 良 子 君 保健福祉課長補佐 敬 君 元 島

産業振興課長補	佐	佐		藤	英	美	君
建設水道課長補	佐	松		本	健	裕	君
建設水道課長補	佐	平		田	大	輔	君
税務課主	幹	佐	々	木	正	人	君
町民児童課主	幹	濱		登	幸	恵	君
地域包括支援センター所	長	長		内		京	君
産業建設課主	幹	三		浦	剛	大	君
産業振興課主	幹	河		原	泰	平	君
産業振興課主	幹	阪		井	世	紀	君
農業センター副所	長	沼		口	英	樹	君
建設水道課主	幹	久	津	間		智	君
建設水道課主	幹	上		田	_	男	君
国保病院事務局次	長	中		Ш		譲	君
国保病院事務局主	幹	伊		勢	千	佳 子	君
財 政 係	長	吉		田	有	哉	君
障害福祉係	長	松		原	孝	樹	君
介 護 保 険 係	長	竹		内	亜	希 子	君
《大成総合支所》							
総合支所	長	堂		端	重	雄	君
産 業 建 設 課	長	佐		野	英	也	君
地域町民課長補	佐	萩		原	勝	幸	君
産業建設課長補	佐	杉		村		彰	君
大成水産種苗育成センターな	易長	沖		崎	孝	純	君
国保病院大成診療所事務	長	古		守	幸	治	君
地域町民課主	幹	浜		高	正	明	君
大成水産種苗育成センター	È幹	栄		田	武	志	君
《瀬棚総合支所》							
総合支所	長	篠		塚	三	喜 郎	君
産業建設課	長	福		士	裕	継	君
養護老人ホーム三杉荘所	長	上		野	宏	行	君
地域町民課長補	佐	濱		口	喜	秋	君
地域町民課長補	佐	八		木	忠	義	君
国保病院瀬棚診療所事務	長	古		畑	英	規	君
養護老人ホーム三杉荘が	長	平		賀	英	治	君
福祉係	長	Щ		本		亨	君
	<b>⊢</b>				_		

建設水道係長 小 池 秀 樹

君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長 成 Щ 君 教育委員会事務局長 威 君 髙 田 教育委員会事務局次長 上 野 朋 広 君 給食センター副所長 早 Ш 克 紀 君 北檜山幼稚園長 鎌  $\blacksquare$ 美 君 郁 瀬棚教育事務所長 三 孝 浦 史 君 大成教育事務所長杉 村 輝 明 君 教育委員会事務局主幹 増 田 和彦 君 教育委員会事務局主幹 黒 澤美知子 君 総 務 係 長 智 君 近 藤 博 社会教育係長 奥 村 大 樹 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 小板橋 司 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

 書
 記
 長
 西
 村
 晋
 居
 君

 書
 記
 次
 長
 髙
 橋
 純
 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長横川洋二君事務局次長丹羽小百合君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 洋 二 務 局 長 横 JII 君 羽小百合 務 局 次 長 丹 事 君 記 松 事 務局書 林 功 君

- ◎開議宣告
- ○議長(菅原義幸君) 皆さん、ご苦労様です。

ただ今の出席議員11名で定足数に達していますので定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

- ◎日程第1 諸般の報告
- ○議長(菅原義幸君) 日程第1、諸般の報告は、お手元に配付したとおりです。
  - ◎日程第2 予算審查特別委員会委員長報告

○議長(菅原義幸君) 日程第2、予算審査特別委員会に付託した議案第1号から第11号までと 議案第38号から第47号までの予算審査特別委員会における審査について特別委員会委員長の 報告を求めます。

真柄委員長。

○8番(真柄克紀君) 予算審査特別委員会の報告をさせていだきます。

ただ今の件につきまして、本議会定例会初日の3月2日、本予算審査特別委員会に付託された平成28年度各会計予算、議案第1号から議案第11号までと関連条例案等、議案第38号から議案第47号までの計21件について予算審査特別委員会の審査結果をご報告申し上げます。当特別委員会は、3月10日から本日14日まで委員会を開会し、各会計歳入歳出予算書及び附属書類について説明を受け質疑を行い、慎重かつ精力的に審査をした経過において、議案21件はすべて原案可決と決定いたしました。

議長に進言いたします。当特別委員会は議長を除く11人で構成されており審議は十分に尽くされたとしておりますので、全21議案とも質疑を省略し、討論、採決に入られることを進言して、 せたな町議会予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長(菅原義幸君) ただ今の予算審査特別員会委員長報告は全21議案を原案可決と決したとするものであります。また特別員会は議長を除く11名で構成され、審査は十分に尽くされているので、質疑を省略し、討論、採決に入られたいとの進言がありましたので、委員長の進言どおり取り進めます。

#### ◎日程第3 議案第38号

○議長(菅原義幸君) 日程第3、議案第38号 せたな町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第38号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決いたしました。

# ◎日程第4 議案第39号

○議長(菅原義幸君) 日程第4、議案第39号 高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第39号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第5 議案第40号

○議長(菅原義幸君) 日程第5、議案第40号 せたな町障害者グループホーム条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第40号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第6 議案第41号

○議長(菅原義幸君) 日程第6、議案第41号 権利の放棄についてを議題といたします。 これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第41号について採決いたします。

お諮りいたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。 よって、議案第41号は原案のとおり可決いたしました。

# ◎日程第7 議案第42号

○議長(菅原義幸君) 日程第7、議案第42号 権利の放棄についてを議題といたします。 これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。 これより議案第42号について採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。 よって、議案第42号は原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第8 議案第43号

○議長(菅原義幸君) 日程第8、議案第43号 指定管理者の指定についてを議題といたします。 これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。 これより議案第43号について採決いたします。 お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。 よって、議案第43号は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第9 議案第44号

○議長(菅原義幸君) 日程第9、議案第44号 指定管理者の指定についてを議題といたします。 これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。 これより議案第44号について採決いたします。 お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第45号

○議長(菅原義幸君) 日程第10、議案第45号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第45号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第46号

○議長(菅原義幸君) 日程第11、議案第46号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第46号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第47号

○議長(菅原義幸君) 日程第12、議案第47号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第47号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決いたしました。

# ◎日程第13 議案第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第13、議案第1号 平成28年度せたな町一般会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

石原議員。

○5番(石原広務君) 私は28年度予算案に反対の立場で討論申し上げます。まちが導入している指定管理者制度は2003年の地方自治法改正により創設された制度であります。創設後、総務省や全国地方自治法関連の研究機関等で運用について調査、研究され課題、問題点が数多く露呈していると報告されています。各自治体の現状も同床異夢、手探りの状態にあるゆえに提案が必要とし、価格競争に偏る危険もあることから、経費削減に関する配点が過大とならないよう留意すべき、指定管理の算定が指定管理制度導入イコール、コスト削減でないことに留意すべきである等々の提言が出されています。まちが制度を導入するにあたり、改めて検証が必要であり、町長が認識の間違いを是正しなければ各事業者の人件費や事業費に影響を与え、労働条件の悪化、サービスの低下を招くほか、高齢者や障害者施設にあっては利用者やその家族に不安を与えるなど、今後のまちづくりに欠かせない観光政策においても、指定管理者のモチベーションの低下、働く方々や地域経済にも大きな影響を与えるものであります。

以上の理由により28年度の予算案に反対の討論といたします。

- ○議長(菅原義幸君) 次に賛成討論を許します。平澤議員。
- ○9番(平澤等君) 私は平成28年度一般会計予算案に対し賛成討論いたします。

前年対比マイナスの9.0%、金額で8億1,429万円減の総額82億6,630万2,000円は、普通交付税の合併算定替と町債発行の減少に伴なう、やむない金額と認識致します。この中で財政健全化に向けた公債の純減と4億3,780万7,000円を見込める事は評価したいと思います。新事業に各総合支所の長寿命化改修や町内防犯灯のLED化事業、農業では新規就農者支援対策、水産では秋さけ資源対策事業などを盛り込んだすべての事業の完遂を願うところであります。新生せたな町から11年目を迎えて行政組織改革や、せたな町過疎地域自立促進市町村計画、せたな町人口ビジョン、せたな町創生総合戦略に基づき、理事者、職員が一体となって、全町民の負託に応うる町政執行を希望して賛成討論と致します。

以上です。

- ○議長(菅原義幸君) 次に、反対討論を許します。 討論を終わります。
- ○10番(大野一男君) 議長、賛成討論をしたいのですがよろしいでしょうか。
- ○議長(菅原義幸君) 討論を終結しました。

これより議案第1号について、起立により採決いたします。

皆さんにお諮りします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立するもの有)

- ○議長(菅原義幸君) ご着席ください。
  - 11名中起立賛成者10名。よって、起立多数です。

よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第14 議案第2号

○議長(菅原義幸君) 日程第14、議案第2号 平成28年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第15 議案第3号

○議長(菅原義幸君) 日程第15、議案第3号 平成28年度せたな町後期高齢者医療特別会計 予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第4号

○議長(菅原義幸君) 日程第16、議案第4号 平成28年度せたな町介護保険事業特別会計予 算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第4号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17号 議案第5号

○議長(菅原義幸君) 日程第17、議案第5号 平成28年度せたな町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第5号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することご異議ありませんか。

(「異議なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18号 議案第6号

○議長(菅原義幸君) 日程第18、議案第6号 平成28年度せたな町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第6号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第7号

○議長(菅原義幸君) 日程第19、議案第7号 平成28年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第7号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第20 議案第8号

○議長(菅原義幸君) 日程第20、議案第8号 平成28年度せたな町公共下水道事業特別会計 予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第21 議案第9号

○議長(菅原義幸君) 日程第21、議案第9号 平成27年度せたな町漁業集落排水事業特別 会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第9号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第22 議案第10号

○議長(菅原義幸君) 日程第22、議案第10号 平成28年度せたな町風力発電事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第10号について採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって議案第10号は原案のとおり可決しました。

◎日程第23 議案第11号

○議長(菅原義幸君) 日程第23、議案第11号 平成28年度せたな町病院事業会計予算を 議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第11号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

発議第3号は補正予算に関連しますので先に審議します。

◎日程第24 発議第3号

○議長(菅原義幸君) 日程第24、発議第3号 せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出議員の説明を求めます。

細川伸男議員。

○1番(細川伸男君) ただ今上程されました発議第3号 せたな町議会議員の議員報酬及び費用

弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。この発議は議会運営委員会の委員で提案するものです。人事院勧告に基づく国家公務員の給与の改定に準じ、せたな町議会議員の期末手当を改正するため条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容については平成27年12月1日に遡って改正しようとする率は、6条第2項中100分の212.5を100分の222.5に、平成28年4月1日から改正しようとする率は、第6条第2項中100分の197.5を100分の212.5に、100分の222.5を100分の297.5に改めようとするものであります。

改正しようとする内容は以上でございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。

質疑を省略し討論を許します。

(「なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって発議第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第25号 議案第48号

○議長(菅原義幸君) 日程第25号、議案第48号 平成27年度せたな町一般会計補正予算を 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 議案その5の1ページからでございます。今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に209万8,000円を追加し、補正後の予算総額を98億607万9,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、議員期末手当や檜山広域行政組合消防費負担金などについて補正をお願いするものであります。

内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議たまりますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

〇財政課長(佐々木正則君) 議案書の4ページでございます。歳出から説明をいたします。1款 1項1目共に議会費でございます。補正額26万6,000円を追加するものでございます。議員 期末手当としていたしまして21万1,000円、交際費で5万5,000円でございます。

次に9款消防費、1項1目共に消防費でございます。183万2,000円の追加をお願いする

ものでございます。檜山広域行政組合消防費負担金消防署経費分でございまして、人事院勧告に伴 う給与費の補正でございます。詳細につきましては別冊で配布してございます。平成27年度檜山 広域行政組合関係予算事項別明細書でご確認をいただけます。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。 質疑を許します。

(「なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。 続いて討論を許します。

(「なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第26 議案第49号

○議長(菅原義幸君) 日程第26、議案第号49号 平成27年度せたな町介護保険事業特別会 計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 今回提案いたします補正予算につきましては、予算総額に変更が生じる ものではありません。補正予算の内容ですが、地域支援事業費において一部補正をお願いするもの であります。

内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議たまわりますようお願い申し上げます。

- ○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。
  - 丹羽保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(丹羽 優君) それでは議案の8ページ中段の歳出からご説明いたします。3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、2目介護予防事業費一般財源分補正額110万円の追加は委託料で、配食サービス業務の増額によるものです。次に2項包括支援事業任意事業費、3目任意事業費一般財源分補正額110万円の減額は委託料で入浴サービス業務の減額であります。

次に上段の歳入ですが、7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業費、補正額はございませんが、地域支援事業内の財源振り替えをするものです。

以上もちまして収支の均衡図ってありますので、よろしくお願いいたします。 説明は以上でございます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。石原議員。

- ○5番(石原広務君) もう少し詳細に説明いただけるのかなと思ったんですけども、配食サービスの110円万円の補正増額、これは配食の要望が増えたのかと思ったんですけど、そうであれば各区増えた分数字をお知らせいただきたいと思います。
- ○議長(菅原義幸君) 丹羽保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(丹羽 優君) 大変申し訳ございません。この度の補正でございますが、正直申 し上げまして3月2日の補正予算議決後に、精査の誤りがあったことに気づいたものであります。 今後このようなことのないよう細心の注意を払ってまいります。

誠に申しわけございませんでした。

- ○議長(菅原義幸君) 石原議員
- ○5番(石原広務君) わかったんですけど、であれば最初から説明いただきたかったと思います。 以上です。
- ○議長(菅原義幸君) 丹羽保健福祉課長
- ○保健福祉課長(丹羽優君) 大変申し訳ございませんでした。
- ○議長(菅原義幸君) ほかにございませんか。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。 続いて討論を許します。

(「なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。

# ◎日程第27 発議第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第27、発議第1号を議題といたします。

総務厚生常任委員会委員長、産業教育常任委員会委員長、議会広報発行常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付のとおり、議会閉会中における継続事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- ○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。
  - ◎日程第28 発議第2号
- ○議長(菅原義幸君) 日程28、発議第2号 せたな町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出議員の説明を求めます。

細川伸男議員。

○1番(細川伸男君) ただ今上程されました発議第2号せたな町議会委員会条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。この発議は議会運営委員会の委員で提案するものです。

せたな町行政組織条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。その 内容についてはご理解いただけると思います。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。 質疑を省略し、討論を許します。

(「なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言うものあり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。 よって発議第2号は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎閉議宣告

- ○議長(菅原義幸君) 以上で、本定例会に附議されたすべての事件の審議は終了いたしました。 ここで副町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。 副町長。
- ○副町長(高野利廣君) 専決処分に関するお願いでございます。税の関係において、地方税法の一部を改正する法律の法案が今国会に提出されまして、現在、参議院で審議中でございます。例年、改正地方税法の公布は3月末になりますことから、せたな町政条例の一部を改正する条例については、専決処分をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。なお、せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、次回の議会に提案させていただきますのでご審議たまわりますようお願い申し上げます。
- ○議長(菅原義幸君) ここで閉会に先立ちまして一言申し上げます。

ご承知のとおり3月10日開催の平成28年度せたな町一般会計予算審査において、町側の答弁 をめぐり細川議員から会議録精査の申し出があり、1時間30分に渡って会議が中断いたしました。 この件について翌11日、町長に2点の申し入れを行いましたので、その内容を報告いたします。

第1点、予算審査のための資料要求があった場合は、個人情報や税法上の取得時効など法令などで制約されているものを除いて速やかに提出すること。第2点、まちづくり推進室長が予算計上について、前年ベースですよといった方が我々としては非常に組みやすいと答弁し、町長と室長から陳謝する結果となりました。その際町長は楽だという答弁はしていないと発言いたしましたが、前年ベースですよといった方が組みやすいという表現をしたからには、楽なくみ方をしたと言われてもやむを得ない答弁であります。予算計上する場合は、正確な積算を行うべきであります。

以上の2点につきまして、強く申し入れを行いました。

### ◎閉会宣告

○議長(菅原義幸君) 以上で、会議を閉じます。 これをもって平成28年第1回せたな町議会定例会を閉会いたします。 長時間にわたってご苦労様でした。

閉会 午後 3時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年4月21日

議 長 菅原義幸

署名議員 大湯圓郷

署名議員 真柄克紀